

一、南大組に於ては桃谷九之助橋筋南手上本町三丁目地續の吉右衛門肝煎地・鹽町口野畑及び新瓦屋町の飛地を併せて南桃谷町、同所の北手なる五十軒邸・吉右衛門肝煎地及び新瓦屋町飛地を合併して北桃谷町を作り、附屬地たる御藏跡一圓及び同所東手なる東成郡天王寺村の地を併せて御藏跡町、附屬地たる新瓦屋町を兩分して東新瓦屋町・西新瓦屋町、西成郡西高津村の内なる坂町裏天神社内外及び南坂裏町を南坂町に編入して東坂町・西坂町に分ち、櫓町を兩分して東櫓町・西櫓町と爲し、西成郡難波村の内なる字難波新地溝の側より南東西角力場筋迄の町々を難波新地五番町、同所角力場筋より南一圓の町々及び字新川を難波新地六番町と爲し、九郎右衛門町波芳橋東詰南へ溝の側迄の難波新地祇園町及び字新川を九郎右衛門町・難波新地一番町・同二番町・同三番町・同四番町に、西成郡西高津村の内字地藏坂北手瓦屋町二番町・三番町の地續なる野畑を瓦屋町二番町・三番町に、同村高津宮鳥居内の地所を高津町一番町に、同村字西寺町孔雀茶屋の地所を高津町五番町に、同村の内字糸引庵の地所を高津町七番町に、同村の内日本橋筋字關屋口を日本橋筋二丁目、東成郡天王寺村の内なる日本橋筋東西裏手の地を日本橋筋二丁目・同三丁目・同四丁目に編入せしかば、新に八ヶ町を増したるも、玉造の東雲町一丁目・同二丁目・同三丁目・仁右衛門町・岡山町・禰宜町・東坂町の七町は東成郡に轉出し、高津町一番町の内にて西成郡西高津村の地内に孕まれたる民家一軒は同村に、九郎右衛門町の附屬地たる入堀の兩側は同郡難波村に編入せられて共に市中

を去りければ、町数は差引一町を増して九十三町となれり。

一、西大組に於ては六年十月十八日西成郡九條村の内を編入して本田通一丁目・同二丁目・同三丁目となし、十一月十七日古川町の末古川橋筋上手新道路を限れる地を編入し、船津町を西成郡三軒家村に編入し、同十二月十九日附屬七瀬新田を七瀬町と改め、梅本町の内字二丁目を梅本町、同一丁目に舊梨畑地・元組屋敷並に古川橋東詰南片側を合併して梅本一番町・同二番町・同三番町と改め、同梅本一・二・三番町は翌七年一月十日更に本田一番町・同二番町・同三番町と改稱せられる、依て差引六ヶ町を増して百八十九町となれり。

一、北大組に於ては六年十一月十七日西は河内町筋の東側より東は鐵砲同心屋敷跡筋東側迄なる元東寺町前の内元鐵砲同心屋敷跡・元弓同心屋敷跡を併せて松ヶ枝町、東は河内町筋西側より西は天満社裏門筋西側迄なる元東寺町前の内元破損方屋敷跡・元大鏡寺前を併せて紅梅町、元天満東寺町の内智源院・蓮興寺・妙福寺の從前の除地並に寺地尻にある西成郡川崎村支配石塔地及び成正寺の從前の除地・西成郡川崎村の内なる字寺裏兩側より元與力町通を経て北は堀川上の口川端迄を併せて末廣町を作り、菅原一番町・同二番町・同三番町を合併して菅原町、樋の上一番町・同二番町・同三番町を合併して樋の上町、若松一番町・同二番町・同三番町を合併して若松町、絹笠一番町・同二番町・同三番町を合併して絹笠町と改稱し、且つ元絹笠町附屬曾根崎川上の口を絹笠町に、天満

天神社地大將軍社地尻境界より北東西兩側の地を大工町に、同社地此花町一丁目筋にて天神表門通より北兩側を此花町二丁目に、同社地天神表門前南東角南西角の地を天神橋筋町に、同社地の内字的場並に禰宜町を此花町二丁目、同社地天神表門東の辻南西角の地を此花町一丁目、西成郡川崎村の内字夫婦池南詰の地を天神橋筋三丁目、同村の内字夫婦池北詰の地を天神橋筋四丁目、同村の内字七夕池を此花町二丁目、同村の内堀川大溝側筋東西の地・同郡北野村の内なる堀川戎社及び南隣の地を西堀川町に、川崎村の内なる北は新門通南側より南は源藏町地尻までの地を源藏町に、同村の内北は堀川橋筋南側より南は新門通北側迄の地及び北野村寺町橋通難波橋筋東南角の地・寺町橋通難波橋筋西南角の地を伊勢町に、川崎村の内なる寺町橋通富田町筋東側南角の地を富田町に、元角力場・元砂原屋敷三ヶ所・元観音寺屋敷・川崎村の内なる元割餘地を木幡町に、東成郡野田村の内なる元南役地の分を野田町に、西成郡曾根崎村の内なる字長池筋船大工町筋東北角の地を眞砂町に編入したる爲め、町数は五ヶ町を減じて九十三町となり、同時に天満空心町附屬たる元組屋敷の西町・天神橋筋三丁目附屬元組屋敷の南町・同北町・第九區附屬の砂原屋敷・五ヶ所請負地・天神橋筋三丁目附屬の夫婦池は西成郡川崎村に、第九區附屬の檜村屋敷は同郡北野村に、老松町附屬の夕日神明社は同郡曾根崎村に編入せられて共に市中を去れり。

超えて明治八年四月三十日東大組は第一大區、南大組は第二大區、西大組は第三大區、北大組は第

町名の新設
改廢

四大區と改まり、同年十二月二十六日造幣寮の總構内は第四大區三小區に編入せられて新川崎町と稱し、同十一年難波入堀川と鮎川との聯絡工事成りて難波新川と改む。同十二年二月十日四區七郡の制定せらるゝに際し第一大區は東區、第二大區は南區、第三大區は西區、第四大區は北區と改稱せられて、初めて現今に於ける四區制の基を爲し、同日舊第三大區十一小區の榮町・洲先町・穗波町・入江町・千里町・菜摘町・霧島町・野上町・藻苅町・七瀬町・及び舊第四區の附屬地たる天保町は西成郡に轉出し、同時に舊第五大區二小區中の大阪城周圍の地は東區に編入せられ、同月二十一日舊第三大區十一小區の松島上の町を松島町一丁目、緑町を高砂町一丁目、月見町・雪見町を花園町に合併し、同五月二十七日大阪城周圍の地に町名を付して法圓阪町・馬場町・大手前の町・京橋前の町・杉山町の五ヶ町に分ち、谷町一丁目の文部省所轄地及び谷町二丁目の陸軍省所轄地を大手前の町に編入し、且つ同月南區長堀橋筋一丁目を長堀橋筋上一丁目・同下一丁目、鱈谷中の町を鱈谷中の町・同新中の町に、大寶寺町中の町を大寶寺町中の町・同新中の町に、東清水町を東清水町上の町・同下の町に分ちたる爲め、東區は五ヶ町を増して百五十七町、南區は四ヶ町を増して九十七町、西區は十四ヶ町を減じて百七十五町、北區は一ヶ町を増して九十四ヶ町を爲し、四區の總計に於て四ヶ町を減じて五百二十三町たりしも、同十六年四月十六日南區の東坂町・西坂町を合併して阪町と改め、且つ前年分割したる長堀橋筋上一丁目・同下一丁目を長堀橋筋一丁目、鱈谷中の町・同新中の町を鱈谷中の町、大寶寺町

市制施行後
の市の發展

中の町・同新中の町を大寶寺中の町、東清水町上の町・同下の町を東清水町と復稱せしかば、南區はまた五ヶ町を減じて九十二町となり、四區の總計も減じて五百十八町となれり。

當時に於ける五百十八町は謂ゆる舊市にして久しく異動なく、同二十二年四月一日市制を施行せられ、西成・東成兩郡域を脱して獨立の大阪市となれり。然るに市の繁榮は冲天の勢を以て進展し、其餘勢は附近の部落を市街化せしめて底止する所なかりしかば、市の區域を擴張して其の之に續接せる郡部の各町村を編入せらる。即ち同二十九年七月十日勅令第二百六十七號を以て市の區域を變更し、翌三十年四月一日より東成郡の東平野町・玉造町・西高津村・清堀村及び鶴橋村の内大阪鐵道線路東端と猫間川と接する所より南は城東線敷地東端以西・城東線と猫間川と接する所より北は猫間川以西・中

接續町村の
編入

本村の内猫間川以西の地を東區に、西成郡の西濱町・難波村及び木津村の内勝間街道より西は字高畑字東開の北を通ずる道路南端以北並に字開き東の樋より開き大樋に達する井路以北・勝間街道より東は大阪鐵道線路敷地南端以北・今宮村の内大阪鐵道線路敷地南端以北・東成郡天王寺村の内大阪鐵道線路中本線と城東線と分岐する所より西は線路敷地南端以北・本線と城東線と分岐する所より北は城東線敷地東端以西・生野村大字國分の内大阪鐵道城東線敷地東端以西を南區に、西成郡の九條村・三軒家村・天保町・川南村の内木津川以西・川北村の内傳法川以南・傳法村大字北傳法の内字東明石島及び大字南傳法の内字南十の割堤防敷地及び其の以西を西區に、西成郡の北野村・曾根崎村・上福島村・下福島

村・川崎村の内字西流山惡水路の右岸以南・野田村の内中津川以東・豊崎村の内大字國分・大字本庄の内字東流山千五十一番地以南・字東流山と字猿島との間を通ずる惡水路の右岸以南・字浮田八百二十四番地の北より字上中野四百七十六番地の北に通ずる道路の北端以南・字南中野四百五番地以南・字三味の側二百九十一番地乃至二百九十三番地以南・大字南濱の内字蘆原連田及び石橋を通ずる惡水路の右岸以南・東成郡鯉江村の内大阪鐵道線路城東線敷地東端以西・都島村の内大字善源寺字九ヶ惡水の右岸以南・野田村の内字東七反田の西を通ずる井路の左岸以西を北區に編入せられたり。

編入町村名

編入せられし區域は以上の如し。故に東區に入りしは東成郡の東平野町大字南平野町・同北平野町・東高津村・玉造町大字西玉造・同玉造・西高津村・清堀村の各全部、鶴橋村の内大字小橋の全部・同東小橋の一部・同木野の一部・中本村大字古屋敷地の全部・同森の一部・同中道の一部。南區に入りしは西成郡の西濱町の全部、難波村大字難波の全部・同西側の全部・同材木置場の全部・同西高津字髭薙の全部、木津村の大部・今宮村の大部、東成郡の天王寺村大字天王寺の大部・生野村大字國分の一部。西區に入りしは西成郡の九條村大字九條の全部・同岩崎新田の全部・三軒家村大字三軒家の全部・同三軒家町の全部・天保町の全部・川南村の内大字泉尾新田・同前田屋新田・同今木新田・同難波島町・同中口新田・同北恩加島新田・同千歳新田・同小林新田・同岡田新田・同池田新田・同北福崎新田・同南福崎新田・同千島新田・同炭屋新田・同南恩加島新田・同平尾新田・同市岡新田・同池

山新田・同湊屋新田・同木屋新田・同石田新田・同田中新田・同八幡屋新田の各全部、川北村の内大字春日出新田・同南新田・同本西島新田・同常吉新田・同恩貴嶋新田・同島屋新田・同四貫島・同六軒屋新田・同西野新田・同西九條・同築地の各全部、同秀野新田の大部・傳法村大字南傳法の一部・同北傳法の一部。北區に入りしは西成郡北野村の全部・曾根崎村の全部・上福嶋村の全部・下福嶋村大字下福島の全部・同安井の全部・川崎村の大部・野田村の大部・豊崎村大字國分寺の全部・同南濱の一部・同本庄の一部、東成郡鯉江村大字蒲生の一部・同新喜多新田の一部・都島村大字善源寺の全部・同澤上江の全部・同中野の全部・野田村の大部なり。依て大阪市は同日該編入町村の名稱は後日町名を選定するまで東成郡野田村を東成野田・西成郡野田村を西成野田・同郡川崎村を西成川崎と稱し、其の他は總て舊町村の名稱を襲用し、大字あるものは尙ほ其の大字を襲用して大阪市何區何、又は大阪市何區何大字何と稱すべき旨を告示せり。之が爲め増加せるは左記八十町にして舊市に對して謂ゆる新市なり、其の十三町は東區に、九町は南區に、四十二町は西區に、十六町は北區に屬す。

編入町村の稱呼

東 區 (十三町)

西 高 津 東平野大字東平野 同大字北平野 同大字東高津 清 堀
 玉造大字西玉造 同 大字玉造 鶴橋大字小橋 同 大字木野 同大字更小橋

中本大字森 同 大字中道 同 大字古屋敷地

南 區 (九町)

西 濱 町 難波大字難波 同 大字西側 同 大字材木置場 同大字西高津字罷割
 木 津 今 宮 天王寺大字天王寺 生野大字國分

西 區 (四十二町)

九條大字九條 同 大字岩崎 三軒家大字三軒家 同 大字三軒家町 川南大字泉尾
 同 大字中口 同 大字今木 同 大字難波嶋 同 大字北恩加島 同 大字千歳
 同 大字小林 同 大字北福崎 同 大字岡田 同 大字池田 同 大字南福崎
 同 大字千島 同 大字炭屋 同 大字南恩加島 同 大字平尾 同 大字市岡
 同 大字池山 同 大字湊屋 同 大字木屋 同 大字石田 同 大字田中
 同 大字八幡屋 同 大字前田屋 川北大字春日出 同 大字 南 同 大字本西島
 同 大字常吉 同 大字秀野 同 大字恩貴島 同 大字島屋 同 大字西貫島
 同 大字六軒屋 同 大字西野 同 大字西九條 同 大字築地 傳法大字北傳法

同大字南傳法 天保町

北區 (十六町)

北野 曾根崎 上福島 同 大字安井

西成川崎 西成野田 豊崎大字本庄 同 大字南濱 同 大字國分寺

同 大字蒲生 同 大字善源寺 同 大字澤上江 同 大字中野

東成野田

新市町名の
新設

是に於て舊市の五百十八町は新市の八十町を加へて五百九十八町に上り、各區の内其の最も増加せしは西區にして、同區從來の百七十五町は四十二町を加へて二百二十七町となり、北區之に次ぎ、從來の九十四町は十六町を加へて一百十町、東區は同百五十七町に十三町を加へて百七十町、南區は九十二町に九ヶ町を加へて百一町となれり。従つて二十九年末に於ける五十萬四千二百二十六人なりし人口は、増加して翌三十年末には七十五萬八千二百八十五人を算せり。其の地積も亦非常に膨脹し、從來の面積僅に零方里九分九厘に過ぎざりしも、此の新編入の爲め俄然三方里六分二厘の面積を爲せしは、異常の擴張と云はざるべからず。同三十一年には高津入堀川と馳川との聯絡工事成り、同二十九年より施行せられし淀川改良工事の爲め、貳拾參町四反七畝貳拾八歩の地は買收せられて同川敷に没す。

ついで各締盟國と改正條約實施の爲め居留地撤廢せられて、同三十二年七月十七日外國人居留地を西區に編入して川口町と改め、西區は一ヶ町を増して二百十八町となり、四區の合計は五百九十九町となる。然るに舊稱を襲用し來りし新市は其の地區を按排して、天保町を除くの外は新に町名を撰定し、同三十三年四月一日より左記の如くに改正せられたり。改正せられて東區の新市十三町は六十七町、南區の同九町は百十八町、西區の同四十一町(天保町を除きたる分)は四十三町、北區の同十六町は百十町、四區の總計たる同七十九町(天保町を除きたる分)は三百三十八町と爲りしため、東區は其の百七十町より十三町を除き新に得たる六十七町を加へて二百二十四町、南區は其の一百一町より九町を除き新に得たる百十八町を加へて二百十町、西區は其の二百十八町より四十一町を除き新に得たる四十三町を加へて二百二十町、北區は其の百十町より十六町を除き新に得たる百十町を加へて二百四町、四區の總計は其の五百九十九町より七十九町を除き新に得たる三百三十八町を加へて八百五十八町となれり。當時調査せられし該新市に對する明治三十二年十一月一日現在の反別は、東區貳百貳拾六町壹反八畝八歩、南區六百參拾四町四畝歩、西區千六百九拾九町八畝貳拾八歩(天保町を含む)、北區六百九拾八町九反八畝拾五歩、四區の總計は參千貳百五拾八町貳反九畝貳拾壹歩なりしといふ。

東區 (六十七町)

| 舊稱 | 改 | 正 | 町名 |
|------------|--|--|---|
| 西高津 | 谷町八丁目 下寺町一丁目 | 同 | 西高津中寺町 生玉町 |
| 東平野 大字 北平野 | 東平野町一丁目 | 同 | 同 二丁目 |
| 東平野 大字 南平野 | 同 五丁目 | 同 | 同 三丁目 |
| 東平野 大字 東高津 | 東平野町九丁目 | 同 | 同 六丁目 |
| 東平野 大字 東高津 | 同 九丁目 | 同 | 同 七丁目 |
| 清堀 | 上本町四丁目 山小橋町 空堀通一丁目 清水谷西之町 東雲町一丁目 北國分町 | 八丁目中寺町 宰相山町 同 二丁目 寺山町 同 二丁目 八尾町 | 小橋寺町 清堀町 清水谷東之町 岡山町 越中町 |
| 東平野 大字 東高津 | 上本町五丁目 | 同 | 東高津北之町 東高津南之町 |
| 清堀 | 餌差町 <small>(清堀の一 部を加ふ)</small> | 同 | 同 六丁目 |
| 玉造 大字 西玉造 | 紀伊國町 玉堀町 <small>(上同)</small> | 仁右衛門町 <small>(清堀の一 部を加ふ)</small> 元伊勢町 <small>(上同)</small> | 玉造町 <small>(上同)</small> 左官町 <small>(上同)</small> 東阪町 <small>(上同)</small> |

| | | | |
|-----------|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 玉造 大字 玉造 | 南玉造町 | 同 | 同 |
| 鶴橋 大字 小橋 | 小橋東之町 | 同 | 小橋西之町 |
| 鶴橋 大字 木野 | 下味原町 | 同 | 舟橋町 |
| 鶴橋 大字 東小橋 | 味原町 <small>(大字木野の 内を加ふ)</small> | 同 | 森之宮西之町 |
| 中本 大字 森 | 森之宮東之町 | 同 | 森之宮西之町 |
| 中本 大字 中道 | 中道唐居町 | 同 | 中道黒門町 |
| 中本 大字 古屋敷 | 古屋敷町 | 同 | 中道川西町 <small>(清堀の一 部を加ふ)</small> |

南區 (百十八町)

| | | | |
|----------|---------|---|-------|
| 西濱町 | 西濱南通二丁目 | 同 | 同 二丁目 |
| 同 | 同 二丁目 | 同 | 同 三丁目 |
| 同 | 同 三丁目 | 同 | 同 四丁目 |
| 難波 大字 難波 | 難波元町一丁目 | 同 | 同 二丁目 |
| 同 | 同 三丁目 | 同 | 同 三丁目 |
| 同 | 同 四丁目 | 同 | 同 四丁目 |

舊稱

改

正

町

名

生野 大字 國分

生野 國分町

西 區 (四十三町)

| | | |
|-------------|-----------------------|---------------------|
| 九條 大字 九條 | 九條 町 | 境 川 町 (川南大字市岡の内を加ふ) |
| 九條 大字 岩崎 | 岩崎 町 (大字九條の一部を加ふ) | |
| 三軒家 大字 三軒家 | 三軒家上之町 (川南大字千島の一部を加ふ) | |
| 三軒家 大字 三軒家町 | 三軒家下之町 | |
| 川南 大字 泉尾 | 泉尾 町 | |
| 川南 大字 中口 | 中口 町 | |
| 川南 大字 今木 | 今木 町 | |
| 川南 大字 難波島 | 難波島 町 | |
| 川南 大字 北恩加島 | 北恩加島 町 | |
| 川南 大字 千歳 | 新千歳 町 (大字泉尾の内を加ふ) | |
| 川南 大字 小田 | 小林 町 (大字泉尾の一部を加ふ) | |

| | |
|------------|--------------------|
| 川南 大字 池田 | 新池田 町 (大字市岡の一部を加ふ) |
| 川南 大字 北福崎 | 北福崎 町 |
| 川南 大字 南福崎 | 南福崎 町 |
| 川南 大字 千島 | 千島 町 東千島 町 |
| 川南 大字 炭屋 | 新炭屋 町 |
| 川南 大字 南恩加島 | 南恩加島 町 |
| 川南 大字 平尾 | 平尾 町 |
| 川南 大字 市岡 | 市岡 町 |
| 川南 大字 池山 | 池山 町 |
| 川南 大字 湊屋 | 湊屋 町 |
| 川南 大字 木屋 | 木屋 町 |
| 川南 大字 石田 | 石田 町 |
| 川南 大字 田中 | 田中 町 |
| 川南 大字 八幡屋 | 八幡屋 町 (大字田中の一部を加ふ) |
| 川南 大字 前田屋 | 前田屋 町 |

舊稱 改正町名

| | |
|------------------|---|
| 川北 大字 春日出 | 春日出町 |
| 川北 大字 南 | 川岸町 |
| 川北 大字 大西島 | 西島町 |
| 川北 大字 常吉 | 常吉町 |
| 川北 大字 秀野 | 秀野町 |
| 川北 大字 恩貴島 南傳法 | 恩貴島南之町 <small>恩貴島の南を のぞき</small> |
| 川北 大字 島屋 | 島屋町 <small>大字春日出・同四 貫島の内を加ふ</small> |
| 川北 大字 四貫島 北傳法 | 四貫島町 <small>大字六軒屋・同西 野の一部を加ふ</small> |
| 川北 大字 六軒屋 | 安治川通北四丁目 |
| 川北 大字 西野 | 西野上之町 西野下之町 |
| 川北 大字 西九條 | 西九條上之町 西九條下之町 |
| 川北 大字 築地 | 櫻島町 |

北區 (百十町)

| | | | | |
|------------|---------|---------|--------|---------|
| 北 野 | 北野佐藤町 | 北野牛丸町 | 北野大深町 | 北野小深町 |
| | 北野芝田町 | 北野茶屋町 | 北野松本町 | 北野角田町 |
| | 北野小松原町 | 北野高垣町 | 北野堂山町 | 北野東之町 |
| | 北野西之町 | 北野大融寺町 | 北野鬼餓野町 | 西寺町二丁目 |
| 曾根 崎 | 西梅ヶ枝町 | 野崎町 | | |
| | 曾根崎永樂町 | 曾根崎上一丁目 | 同上二丁目 | 同上三丁目 |
| | 同上四丁目 | 曾根崎中二丁目 | 同 二丁目 | 東梅田町 |
| 上 福 島 | 梅田町 | 北梅田町 | 西梅田町 | |
| | 上福島一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 上福島中二丁目 |
| | 同 中二丁目 | 同 中三丁目 | 同 中四丁目 | 同 中五丁目 |
| | 上福島北二丁目 | 同 北二丁目 | 同 北三丁目 | |
| 下福島 大字 下福島 | 下福島一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 |
| | 同 五丁目 | | | |
| 下福島 大字 安井 | 安井町 | | | |

| | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|--------|
| 西成川崎 | 東寺町 | 南同心町一丁目 | 同 二丁目 | 與力町一丁目 |
| 同 二丁目 | 北同心町二丁目 | 同 二丁目 | 天満橋筋 五丁目 | |
| 天満橋筋西二丁目 | 同 西二丁目 | 同 西二丁目 | 同 東二丁目 | |
| 天神橋筋 五丁目 | 同 六丁目 | 天神橋筋西二丁目 | 同 西二丁目 | |
| 西寺町一丁目 | 東梅ヶ枝町 | | | |
| 西野田平松町 | 西野田草間町 | 西野町玉川町一丁目 | 同 西二丁目 | |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 西野田龜甲北之町 | 西野田龜甲南之町 | |
| 西野田中江町 | 西野田江成町 | 西野田吉野東之町 | 西野田吉野西之町 | |
| 西野田今開町 | 西野田大野町一丁目 | 同 二丁目 | 西野田十六町 | |
| 西野田對込町 | 西野田兼平町 | 西野田茶園町 | 西野田大町 | |
| 西野田新家東之町 | 西野田新家西之町 | 西野田上島町 | 西野田下島町 | |
| 西野田嬉ヶ崎町 | | | | |
| 天神橋筋東四丁目 | 本庄中野町 | 西野田新家西之町 | 本庄浮田町 | |
| 本庄葉村町 | 本庄横道町 | 本庄東權現町 | 本庄西權現町 | |

町名の新設改正

| | | | | |
|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 豊崎 大字 南濱 | 南濱町 | 同 西四丁目 | 樋之口上之町 | 樋之口下之町 |
| 豊崎 大字 國分寺 | 天満橋筋西三丁目 | 同 東七丁目 | | |
| 豊崎 大字 新喜多 | 天満橋筋東六丁目 | | | |
| 豊崎 大字 善源寺 | 善源寺町 | | | |
| 都島 大字 澤上江 | 澤上江町 | | | |
| 都島 大字 中野 | 中野町 | | | |
| 東成野田 | 東野田町 | | | |

ついで同三十五年四月安治・尻無の兩川を聯絡する境川運河の成れるのみならず、同三十年十月十七日起工式を擧げし以來、繼續施工し來りたる築港工事に依りて成りし築港埠頭、及び八幡屋町地先の埋立地を同四十年三月西區に編入して、翌四月一日新に一條通一丁目・同二丁目・二條通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・三條通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・四條通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・五條通一丁目・同二丁目・同三丁目・六條通一丁目・同二丁目・同三丁目・七條通一丁目・同二丁目・同三丁目・八條通一丁目・同二丁目・同三丁目及び出崎町の二十七ヶ町を設け、同四十三年三月三十一日また同區築港埠頭に出崎町一丁目・同二丁目を新設して從來の出崎町を

出崎町三丁目と改む。同四十五年二月八日東區の古屋敷町を宮林町、南區の東新瓦屋町を東賑町、西新瓦屋町を西賑町、西區の北堀江下通一丁目乃至六丁目、北堀江御池通一丁目乃至六丁目、安治川通北四丁目を北安治川通四丁目、北區の安治川通上一丁目・同二丁目を安治川上通一丁目・同二丁目、安治川通北一丁目乃至三丁目を北安治川通一丁目乃至三丁目、安治川通南一丁目乃至三丁目を南安治川通一丁目乃至三丁目と改め、同時に西區の九條町を九條北通一丁目・同二丁目・同三丁目・九條通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・九條中通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・九條南通一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目の十五ヶ町に、境川町を北境川町・南境川町の二町に、岩崎町を岩崎町・松島町三丁目の二町に分ち、大正二年十二月六日西區西島町の地先なる埋立地に島舟町を新設し、同三年三月二十五日東區の上難波北の町・上難波南の町を北久寶寺町五丁目・南久寶寺町五丁目・博勞町五丁目の三町に、北區の野田町を東野田町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目の九ヶ町に分ち、同八年三月十日西區千歲町地先なる築港埋立地に福町一丁目・同二丁目・鶴町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・鶴濱通一丁目・同二丁目・同三丁目及び南恩加島町地先の同埋立地に船町の十ヶ町を、同九年二月西區築港埠頭に北海岸通・南海岸通一丁目・同二丁目、南福崎町地先に南海岸通三丁目・新福崎町一丁目・同二丁目・同三丁目の六町を新設せり。依て南區の二百十町には異動なきも、東區は一町を増して二百二十五町、西區は

六十二ヶ町を増して二百八十二町、北區は八町を増して二百十二町、西區の總計は七十一町を増して九百二十九町となれり。今其の現在町名を検すれば左記の如し。

現在町名

東 區 (二百二十五町)

| | | | | |
|---------|----------|--------|---------|--------|
| 馬場町 | 大手前の町 | 京橋前の町 | 杉山町 | 法圓阪町 |
| 廣小路町 | 上本町一丁目 | 龍造寺町 | 十二軒町 | 粉川町 |
| 神崎町 | 内久寶寺町二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 |
| 住吉町 | 和泉町一丁目 | 同 二丁目 | 谷町一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 南農人町二丁目 | 同 二丁目 |
| 農人橋一丁目 | 同 二丁目 | 兩替町二丁目 | 同 二丁目 | 農人橋詰町 |
| 材木町 | 常盤町一丁目 | 同 二丁目 | 鎗屋町一丁目 | 同 二丁目 |
| 内本町一丁目 | 同 二丁目 | 内本町橋詰町 | 徳井町一丁目 | 同 二丁目 |
| 南新町一丁目 | 同 二丁目 | 北新町一丁目 | 同 二丁目 | 糸屋町一丁目 |
| 同 二丁目 | 大手通一丁目 | 同 二丁目 | 内淡路町二丁目 | 同 二丁目 |
| 内平野町一丁目 | 同 二丁目 | 豊後町 | 船越町一丁目 | 同 二丁目 |

木野町 舟橋町 東高津北之町 東高津南之町 餌差町
 東平野町二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 同 七丁目 同 八丁目 同 九丁目 同 十丁目
 上綿屋町 谷町八丁目 同 九丁目 西高津中寺町 生玉町
 下寺町一丁目 (以上六十七町は新市)

南區 (二百十町)

内安堂寺町通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 上木町筋二丁目 同 三丁目
 北桃谷町 南桃谷町 谷町筋六丁目 同 七丁目 空堀町
 田島町 東賑町 西賑町 松屋町 瓦屋町一番町
 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町 順慶町通一丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 三丁目 同 四丁目 鹽町通一丁目 同 二丁目 同 三丁目
 同 四丁目 末吉橋通二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目
 横堀七丁目 心齋橋筋一丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目
 同 六丁目 同 七丁目 同 八丁目 同 九丁目 同 十丁目
 同 十一丁目 同 十二丁目 同 十三丁目 同 十四丁目
 同 十五丁目 同 十六丁目 同 十七丁目 同 十八丁目
 同 十九丁目 同 二十丁目 同 二十一丁目 同 二十二丁目
 同 二十三丁目 同 二十四丁目 同 二十五丁目 同 二十六丁目
 同 二十七丁目 同 二十八丁目 同 二十九丁目 同 三十丁目
 同 三十一丁目 同 三十二丁目 同 三十三丁目 同 三十四丁目
 同 三十五丁目 同 三十六丁目 同 三十七丁目 同 三十八丁目
 同 三十九丁目 同 四十丁目 同 四十一丁目 同 四十二丁目
 同 四十三丁目 同 四十四丁目 同 四十五丁目 同 四十六丁目
 同 四十七丁目 同 四十八丁目 同 四十九丁目 同 五十丁目
 同 五十一丁目 同 五十二丁目 同 五十三丁目 同 五十四丁目
 同 五十五丁目 同 五十六丁目 同 五十七丁目 同 五十八丁目
 同 五十九丁目 同 六十丁目 同 六十一丁目 同 六十二丁目
 同 六十三丁目 同 六十四丁目 同 六十五丁目 同 六十六丁目
 同 六十七丁目 同 六十八丁目 同 六十九丁目 同 七十丁目
 同 七十一丁目 同 七十二丁目 同 七十三丁目 同 七十四丁目
 同 七十五丁目 同 七十六丁目 同 七十七丁目 同 七十八丁目
 同 七十九丁目 同 八十丁目 同 八十一丁目 同 八十二丁目
 同 八十三丁目 同 八十四丁目 同 八十五丁目 同 八十六丁目
 同 八十七丁目 同 八十八丁目 同 八十九丁目 同 九十丁目
 同 九十一丁目 同 九十二丁目 同 九十三丁目 同 九十四丁目
 同 九十五丁目 同 九十六丁目 同 九十七丁目 同 九十八丁目
 同 九十九丁目 同 一百丁目

鯉谷西の町 鍛冶屋町 大寶寺東の町 大寶寺中の町 大寶寺西の町
 東清水町 西清水町 周防町 八幡町 三津寺町
 北炭屋町 南炭屋町 長堀橋筋一丁目 同 二丁目 千年町
 玉屋町 笠屋町 壘屋町 問屋町 竹屋町
 南綿屋町 大和町 宗右衛門町 久左衛門町 日本橋筋二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 二つ井戸町
 高津町一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町 同 五番町
 同 六番町 同 七番町 同 八番町 同 九番町 同 十番町
 御藏跡町 東櫓町 西櫓町 九郎右衛門町 湊町
 阪町 難波新地一番町 同 二番町 同 三番町 同 四番町
 同 五番町 同 六番町 (以上九十二町は舊市) 同 二丁目
 同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 難波新川一丁目 同 二丁目
 同 三丁目 難波西園手町 難波東神田町 難波西神田町
 難波櫻川二丁目 同 二丁目 同 三丁目 同 四丁目 難波船荷町二丁目
 同 二丁目 同 三丁目 難波小田町 難波鹽草町 難波蘆原町

| | | | | |
|----------|----------|----------|---------|------------|
| 難波久保吉町 | 難波立葉町 | 難波反物町 | 難波藏前町 | 難波河原町一丁目 |
| 同 二丁目 | 南 阪 町 | 木津川町一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 木津北高町二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 木津大國町二丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 木津鷗町二丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 木津助助町一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 同 四丁目 | 木津敷津町 | 木津三島町 | 同 二丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 廣 田 町 | 東關屋町 | 同 二丁目 |
| 船 出 町 | 北高岸町 | 南高岸町 | 宮 津 町 | 西關屋町 |
| 馬 淵 町 | 水 崎 町 | 南 霞 町 | 北 霞 町 | 貝 柄 町 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 西濱中通一丁目 | 同 二丁目 | 西濱南通二丁目 |
| 西濱北通二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 三丁目 |
| 天王寺六萬燈町 | 天王寺生玉寺町 | 天王寺夕陽丘町 | 下寺町二丁目 | 天王寺生玉前町 |
| 同 四丁目 | 日本橋筋東二丁目 | 同 二丁目 | 天王寺権寺町 | 同 三丁目 |
| 逢阪上之町 | 逢阪下之町 | 天王寺玉水町 | 天王寺茶白山町 | 天王寺伶人町 |
| 同 二丁目 | 天王寺悲田院町 | 天王寺南河堀町 | 天王寺北河堀町 | 天王寺阿倍野筋一丁目 |
| | | | | 天王寺大道一丁目 |

西 區 (二百八十二町)

| | | | | |
|-----------|-------------|---------|----------|---------|
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 天王寺寺田町 | 天王寺元町 |
| 天王寺勝山通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 天王寺烏ヶ辻町 | 天王寺眞法院町 |
| 天王寺小宮町 | 上本町七丁目 | 天王寺上之宮町 | 天王寺北山町 | 天王寺石ヶ辻町 |
| 天王寺筆ヶ崎町 | 天王寺細工谷町 | 天王寺松ヶ鼻町 | 天王寺堂ヶ芝町 | 天王寺東上町 |
| 生野國分町 | (以上百十八町は新市) | | | |
| 土佐堀通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 |
| 土佐堀裏町 | 江戸堀上通二丁目 | 同 二丁目 | 江戸堀北通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 江戸堀南通二丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 江戸堀下通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 京町堀上通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 京町堀通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 靱北通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 靱上通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |

| | | | | | | | |
|---------|----------|-----|---|-----|----------|--------|----------|
| 靱中通一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 靱下通一丁目 | 同 | 二丁目 |
| 靱南通一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 同 | 五丁目 |
| 阿波堀通一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 四丁目 | 同 |
| 阿波堀裏町 | 阿波座南通二丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 阿波座中通二丁目 |
| 同 | 阿波座南通二丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 |
| 同 | 阿波座下通二丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 阿波座一番町 | 同 | 二番町 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 二丁目 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 六丁目 | 立賣堀裏町 | 同 | 三丁目 |
| 薩摩堀西の町 | 薩摩堀南の町 | 同 | 同 | 六丁目 | 薩摩堀裏町 | 薩摩堀東の町 | 江の子島上の町 |
| 江の子島東の町 | 江の子島西の町 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 六丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 新町通一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 新町南通二丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 裏新町 | 西長堀北通二丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 西長堀南通二丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 北堀江裏通一丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 北堀江上通二丁目 | 同 | 同 |

| | | | | | | | |
|------------------|-----|----------|--------|-----|-------|---------|----------|
| 同 | 三丁目 | 北堀江一番町 | 同 | 二番町 | 同 | 三番町 | 北堀江初通一丁目 |
| 同 | 二丁目 | 同 | 同 | 四丁目 | 同 | 五丁目 | 同 |
| 北堀江通二丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 四丁目 | 同 |
| 同 | 六丁目 | 南堀江通二丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 |
| 同 | 五丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 |
| 同 | 四丁目 | 同 | 同 | 二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 |
| 同 | 四丁目 | 西道頓堀通二丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 四丁目 | 同 |
| 同 | 五丁目 | 同 | 幸町通一丁目 | 同 | 同 | 三丁目 | 同 |
| 同 | 四丁目 | 同 | 南堀江一番町 | 同 | 同 | 三番町 | 同 |
| 松島町一丁目 | 同 | 仲の町一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 高砂町一丁目 | 同 |
| 同 | 二丁目 | 花園町 | 十返町 | 同 | 本田一番町 | 同 | 二番町 |
| 同 | 三番町 | 本田通一丁目 | 同 | 三丁目 | 同 | 梅本町 | 同 |
| (以上百七十 五町は舊市) | 岩崎町 | 同 | 松島町三丁目 | 川口町 | 同 | 九條北通二丁目 | 同 |
| 同 | 二丁目 | 同 | 九條通一丁目 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 四丁目 | 九條中通一丁目 | 同 | 二丁目 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | |
|---------|--------|----------|--------|--------|
| 九條南通二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 北境川町 |
| 三軒家上之町 | 三軒家下之町 | 泉尾町 | 東千鳥町 | 千鳥町 |
| 難波島町 | 平尾町 | 今木町 | 新炭屋町 | 南恩加島町 |
| 北恩加島町 | 中口町 | 新千歳町 | 小林町 | 市岡町 |
| 南境川町 | 池山町 | 前田屋町 | 木屋町 | 湊屋町 |
| 石田町 | 田中町 | 新池田町 | 八幡屋町 | 北福崎町 |
| 南福崎町 | 天保町 | 一條通一丁目 | 同 二丁目 | 二條通二丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 三條通一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 四條通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 同 四丁目 | 五條通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 六條通一丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 七條通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 八條通一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 出崎町一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 北海岸通 | 南海岸通二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 新福崎町二丁目 | 同 二丁目 | 福町一丁目 | 同 二丁目 | 鶴濱町一丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 鶴濱通一丁目 | 同 二丁目 |

北 區 (二百十二町)

| | | | | |
|--------|---------|----------|-------------|--------|
| 同 三丁目 | 船 町 | 春日出町 | 西貫島町 | 島屋町 |
| 川岸町 | 恩貴島南之町 | 恩貴島北之町 | 西島町 | 櫻島町 |
| 秀野町 | 常吉町 | 北安治川通四丁目 | 島舟町 | 西九條上之町 |
| 西九條下之町 | 西野上之町 | 西野下之町 | (以上百七ヶ町は新市) | |
| 相生町 | 網島町 | 野田町 | 川崎町 | 白屋町 |
| 今井町 | 天滿橋筋二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 |
| 空心町一丁目 | 同 二丁目 | 金屋町一丁目 | 同 二丁目 | 朝日町 |
| 信保町一丁目 | 同 二丁目 | 岩井町一丁目 | 同 二丁目 | 龍田町 |
| 壺屋町一丁目 | 同 二丁目 | 河内町一丁目 | 同 二丁目 | 瀧川町 |
| 新川崎町 | 松ヶ枝町 | 此花町一丁目 | 同 二丁目 | 市の町 |
| 天神筋町 | 天神橋筋二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 |
| 菅原町 | 鳴尾町 | 樽屋町 | 地下町 | 大工町 |
| 南森町 | 北森町 | 旅籠町 | 東堀川町 | 綿屋町 |

| | | | | |
|----------|----------|--------|----------|-------------|
| 末廣町 | 紅梅町 | 源藏町 | 西堀川町 | 伊勢町 |
| 富田町 | 木幡町 | 老松町一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 樋の上町 | 若松町 | 真砂町 | 絹笠町 | 堂島濱通二丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 堂島中二丁目 | 同 二丁目 |
| 堂島北町 | 堂島裏一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 船大工町 |
| 曾根崎新地一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 中の島一丁目 | 同 二丁目 |
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 同 六丁目 | 同 七丁目 |
| 宗是町 | 常安町 | 玉江町一丁目 | 同 二丁目 | 安芸川上通二丁目 |
| 同 二丁目 | 北安治川通二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 南安治川通二丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 古川町 | 富島町 | (以上九十四町は舊市) |
| 東野田町一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 |
| 同 六丁目 | 同 七丁目 | 同 八丁目 | 同 九丁目 | 新喜多町 |
| 善源寺町 | 澤上江町 | 中野町 | 東寺町 | 南同心町一丁目 |
| 同 二丁目 | 與力町一丁目 | 同 二丁目 | 北同心町二丁目 | 同 二丁目 |
| 天満橋筋五丁目 | 同 六丁目 | 同 七丁目 | 天満橋筋西一丁目 | 同 二丁目 |

| | | | | |
|-----------|---------|----------|----------|----------|
| 同 三丁目 | 同 四丁目 | 天神橋筋東二丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 同 四丁目 | 天神橋筋五丁目 | 同 六丁目 | 天神橋筋西二丁目 | 同 二丁目 |
| 西寺町一丁目 | 同 二丁目 | 東梅ヶ枝町 | 西梅ヶ枝町 | 樋之口上之町 |
| 樋之口下之町 | 本庄中野町 | 本庄黒崎町 | 本庄浮田町 | 本庄葉村町 |
| 本庄横道町 | 本庄東權現町 | 本庄西權現町 | 南濱町 | 北野佐藤町 |
| 北野牛丸町 | 北野大深町 | 北野小深町 | 北野芝田町 | 北野茶屋町 |
| 北野松本町 | 北野角田町 | 北野小松原町 | 北野高垣町 | 北野堂山町 |
| 北野東之町 | 北野西之町 | 北野大徳寺町 | 北野兎餓野町 | 野崎町 |
| 曾根崎永樂町 | 曾根崎上一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 |
| 曾根崎中一丁目 | 同 二丁目 | 梅田町 | 東梅田町 | 西梅田町 |
| 北梅田町 | 上福島一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 上福島中一丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 同 五丁目 | 上福島北一丁目 |
| 同 二丁目 | 同 三丁目 | 下福島一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 |
| 同 四丁目 | 同 五丁目 | 安井町 | 西野田平松町 | 西野田草開町 |
| 西野田玉川町一丁目 | 同 二丁目 | 同 三丁目 | 同 四丁目 | 西野田龜甲北之町 |

- 西野田龜甲南之町
- 西野田中江町
- 西野田江成町
- 西野田吉野東之町
- 西野田吉野西之町
- 西野田今開町
- 西野田大野町二丁目
- 同 二丁目
- 西野田十六町
- 西野田對込町
- 西野田兼平町
- 西野田茶園町
- 西野田大開町
- 西野田新家東之町
- 西野田新家西之町
- 西野田上島町
- 西野田下島町
- 西野田續ヶ崎町
- (以上百十八町は新市)

商業の發展

明應以後に於ける市街發展の徑路等は前記の如し。而して市街の發展と共に發達し、又市街の發展を助けしものは實に商業なり。其の地は天下に冠たる難波津の要津なるが故に、石山本願寺の置かれしより秀吉の築城あるに及び活氣頓に漲り、四方の貨客は此に輻湊し、天正十三年三月には已に市中各所に散在する傾城町官許せられたりと傳へ、市内の諸川には文祿年間七村上荷船(川崎・天滿三軒屋・過書・新上荷船・茶船あり、京都大阪間の淀川には慶長年間過書船を通じ、青物問屋は京橋の南詰に、川魚商即ち鮓賣仲間は京橋の北詰に各市場を開き、魚商は天滿の鳴尾町より鞆町・天滿町に移り、阿波座・土佐座には兩國の特産物を販賣し、諸侯は此の地に倉庫を設けて各其の本國産出の米穀を販賣すれば、當時已に商業興隆の萌芽を現じ、且つ海外貿易者を出せり、即ち天滿の茨木屋又左衛門は安南に、同檜皮屋孫左衛門は東蒲寨に、大阪藥屋甚左衛門は艾萊に、同田那邊屋又左衛門は呂宋及び暹羅に、各幕府の朱印狀を得て往來せしといふ。徳川氏に至り材木市場は立賣堀川に開かれ、綿・油・質・古手・古金銀問屋・銅吹業・糸割符商其の他凡百の商賈は續出振起せり。糸割符には當地の商人當初之に加はらざ

りしが、寛永八年川崎屋宗言及び淀屋个庵より長崎奉行竹中重次に依頼し、其の好意を以て題系中よ二十九の配賦を得、翌年改めて幕府に出願して三十九を許可せられ、同十年更に増額されて五十九となり、堺・京都・長崎・江戸と共に五ヶ所糸割符の名あり。振手形始まり、繼飛脚及び傳馬設けられ、菱垣廻船・北前船は開け、兩替屋起りて商業の諸機關發達せしのみならず、城代・定番を置かれて地の利は政事上の價値を加へ、地子銀免除の恩典に浴して町民は拊舞し、豊臣氏時代より濫觴し來れる諸侯の廻米は益増加して、諸侯は皆市内水利の地に藏屋敷を設けしかば、全國金融の中樞市場と爲りて商業殷盛を極め、黄金の都の繁榮を盡して遂に難波文藝等の興隆を見たり。かくて明治の聖代に入るや、時世の進運と世界の大勢に刺戟せられて一層長足の進歩を遂げ、從來對内國的なりし商業は一轉して對外的商工業と化し、大規模の各種工場は勃興して忽ち煙都の名を擅にし、據然として東亞財界の中心地たるに至れり。而して内には上水道の敷設、下水道の疏通、河川整理等の施設着々として進捗し、既に揖行に富める市内は更に電車の開通に依て交通の便を加へ、各地に達する鐵道・軌道は殆んど完備し、築港工事もまた大略竣成して埠頭には大船巨舶繋り、貨客の集散頓に倍增して商工業の發展殊に著しく、物資充實して人口は激増し、人口の激増は隣接町村を市街化せしめて底止する所なければ、市勢將來の發展膨脹は蓋し測知すべからざるものあらん。

街區の一斑

新市に屬する街區は蛭田不整なるも、舊市に屬する船場・島之内等は稍井然として觀るべきものあり

り。當初に於ける市街設置の遺形を留むるものなるべし。其の制式の如何なるものなりしかは詳ならざれども、蓋し大坂城を基點として割出したるものならん、即ち東方城郭に起りて西に達するを縦街として某通と稱し、南北を横街として某筋と呼び、縦街中には横街に比して規模の自ら廣大なるものあり。横街中に於て堺筋のみは坦夷直長縦街に劣らざるものありしも、萬治三年老中松下伊豆守信綱の上京せしとき、天神・難波の二橋を架せしといへば(或は寛永十一年將軍家光上洛のとき)、此の一筋は後年に開設若くは整理せられたるものなるべし。横街筋には街名を有するものあるも、街名のなきものあり、即ち其の街名なきものは、上町にありては善安筋・高藏筋(八軒屋より内淡路町迄)・御稜筋・内骨屋町筋・松屋町筋、船場・島之内にありては審屋町筋・一丁目筋・八百屋町筋・堺筋・難波橋筋・中橋筋・旗檀木橋筋・井池筋・心齋橋筋・淀屋橋筋・御靈筋(北濱より備後町五丁目迄)・渡邊筋、東天満にありては鳥居筋(天満宮鳥居前)等の如き是れなり。縦街通は同名にして一丁目・二丁目・三丁目と順次繼承するものあり、或は其の半は同名繼承するも他の半は異名なるものあり、又全く異名相連れるものあり、蓋し新街の開くる毎に名稱を附せしが爲め、かく特立の名あるに至りしものならん。従つて其の區域の如きも錯雜するものありしかば、明治五年三月の大改正に依り長を截ち短を補ひて整理せられしは已に記せしが如し。街名は之を唱ふるに何町と呼べるを普通とし、東京市の何町と呼べるを普通とせるに比して反對なり。而して街巷の幅は四間三分とか三間三分とかいへる規格に依りて設けられたるが爲め何れも狹隘なりしが、近時市街電車の開設に

際し其の線路に當れる所は之れを擴張し、又北區は明治四十二年七月三十一日の大火、南區は同四十五年一月十六日の大火を機會として整理擴張せられしかば、其の一部は全く舊來の面目を更新するに至れり。

舊石高

舊石高は豊臣氏の時代にありては五千石なりしと傳へ、元和・寛永年間に至り北組に於て貳千四百壹石六斗貳升九合壹勺五才、南組に於て參千四百五拾九石四斗七升七合、天満組に於て參百貳拾貳石貳斗九升貳合、合計六千壹百八拾參石參斗九升八合壹勺五才を増加して壹萬壹千壹百八拾參石參斗九升八合壹勺五才となる、此の石高の八つ成八千九百四拾六石七斗壹升八合五勺貳才は換算せられて銀納せり、之を地子銀といふ。然るに寛永十一年閏七月二十六日將軍徳川家光來阪の際地子銀免除の恩典に浴せしかば、町民は單に公役及び町役を負擔するのみとなれり。公役は郷入用の爲め町内に賦課するものをいひ、町役は町入用の爲め町中に賦課するものをいふ。公役は町奉行所及び總會所に關する經費にして、其の徴收方法に依りて石掛銀・役掛銀の二種に分る、役掛銀は無役屋敷を除きたる家

地子銀免除

公役・町役

役に賦課し、石掛銀は町々の石高に應じて賦課す、即ち一は家屋に關する負擔にして一は土地に關する負擔なり。町役は一町限の費用にして役割・顔役・坪割・間口割の四種に分れ、間口割は橋梁に關する諸經費のみに用ひ、坪割(無役屋敷を除く)は水道浚に關するもの限り、顔割は毎年二回町年寄に呈する祝儀銀徴收に限り、町中町人の頭數に割付くるものにして、此の三種以外の費目は總て役割の法に依る、

即ち無役屋敷を除きたる町内の役數に之を賦課せり。故に兩役賦課の基礎たるものは石高及び役數なり。役數は往時は三郷を通じて壹萬役ありしといへども、其の詳細は明ならず。之に就て大阪府立圖書館所藏に大坂北組・南組天満組水帳町數家數役數寄帳なるものあり、三郷各町の町名・家數・役數を記載し、各町毎に町年寄又は名代の氏名を記し各之に捺印し、元祿八年九月晦日三郷總年寄及び總代より其の筋(宛を記載せざれども町奉行所に差出せしものならん)に提出の分に對し、爾後の異動を貼紙を以て仕直し新地の分を添付し、同十三年五月晦日三郷總代より更に提出したるものに係り、同年間に於ける町名及び各町毎の家數・役數の精確なるもの之に過ぐるはなし、且つ該帳の如く各町毎に家數・役數を記載せる公簿の現存するは各年代に亘りて之れなからん。故に當時に於ける各町の家數・役數を知ると共に、家數・役數分布の一斑を知るの資に供せんが爲め左に之を表示すべし。

元祿年間に於ける家數・役數・無役數の町別

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|-------|----|--------|-----|--------|--------|---------|----|
| 北組 | | | | | | | |
| 中船場 | | | | | | | |
| 北濱壹丁目 | 四 | 役 | 一 | 役 | 年寄 | 橋本 四郎兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 三 | 三八・五〇〇 | 一 | 三七・五〇〇 | 年寄 | 光吉次郎右衛門 | |
| 過書町 | 三 | 二七・〇〇〇 | 一 | 二五・〇〇〇 | 年寄 | 京屋 源右衛門 | |

| | | | | | | |
|--------|---|--------|---|--------|-----|-----------|
| 梶木町 | 四 | 五九・五〇〇 | 一 | 五七・五〇〇 | 年寄 | 伊丹屋 太郎右衛門 |
| 大川町 | 三 | 三三・〇〇〇 | 一 | 三一・〇〇〇 | 年寄 | 榎並屋 五右衛門 |
| 今橋壹丁目 | 元 | 三八・〇〇〇 | 一 | 三六・〇〇〇 | 惣年寄 | 平野屋 又右衛門 |
| 同 貳丁目 | 三 | 四六・〇〇〇 | 一 | 四四・〇〇〇 | 年寄 | 島屋 八郎右衛門 |
| 尼崎町壹丁目 | 三 | 四四・〇〇〇 | 一 | 四三・五〇〇 | 年寄 | 今宮屋 等甫 |
| 同 貳丁目 | 三 | 四六・〇〇〇 | 一 | 四四・〇〇〇 | 年寄 | 荒物屋 六左衛門 |
| 高麗橋壹丁目 | 元 | 五二・〇〇〇 | 一 | 五〇・〇〇〇 | 年寄 | 尼崎屋 平介 |
| 同 貳丁目 | 三 | 四四・〇〇〇 | 一 | 四一・〇〇〇 | 惣年寄 | 鈴鹿屋 佐次兵衛 |
| 同 三丁目 | 三 | 四一・〇〇〇 | 一 | 三九・〇〇〇 | 年寄 | 芋屋 三右衛門 |
| 上人町 | 二 | 二六・〇〇〇 | 一 | 二六・〇〇〇 | 年寄 | 池田屋 彌兵衛 |
| 四軒町 | 元 | 三六・〇〇〇 | 一 | 三三・〇〇〇 | 年寄 | 福島屋 長右衛門 |
| 大豆葉町 | 一 | 二〇・〇〇〇 | 一 | 一八・〇〇〇 | 年寄 | 秋田屋 茂右衛門 |
| 本 榎町 | 二 | 二二・〇〇〇 | 一 | 二一・〇〇〇 | 年寄 | 蟻屋 源兵衛 |
| 本天満町 | 五 | 六七・〇〇〇 | 一 | 六五・〇〇〇 | 年寄 | 淡路屋 市兵衛 |
| 伏見町 | 三 | 四〇・〇〇〇 | 一 | 三六・〇〇〇 | 年寄 | 加賀屋 宗休 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 名代 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|-------|------|-------|-----------|----------|----------------------|
| 吳服町 | 五 | 六七〇〇〇 | 一〇〇〇 | 六五〇〇〇 | 同 | 平野屋與右衛門 | |
| 道修町壹丁目 | 三 | 四〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四一〇〇〇 | 同 | 伏見屋宇右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 三 | 四三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四一〇〇〇 | 同 | 鳥養屋惣左衛門 | |
| 同 三丁目 | 六 | 四二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四〇〇〇〇 | 同 | 嶋屋新七郎 | |
| 同 四丁目 | 五 | 三五五〇〇 | 一〇〇〇 | 三二五〇〇 | 同 | 膏藥屋太左衛門 | |
| 同 五丁目 | 三 | 二九五〇〇 | 一〇〇〇 | 二七五〇〇 | 同 | 河内屋善左衛門 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 古手町 | 二 | 一五〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇〇 | 同 | 平野屋與左衛門 | |
| 平野町壹丁目 | 三 | 三七〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三五〇〇〇 | 同 | 大久保屋長右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 五 | 四四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四二五〇〇 | 同 | 和泉屋與兵衛 | |
| 同 三丁目 | 四 | 五一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四八〇〇〇 | 同 | 和泉屋忠左衛門 | |
| 善左衛門町 | 三 | 二四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 吉野屋市郎兵衛 | |
| 龜井町 | 七 | 一五〇〇〇 | 三〇〇〇 | 一二〇〇〇 | 同 | 尼崎屋甚兵衛 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 淡路町壹丁目 | 五 | 四六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四四〇〇〇 | 同 | 吹田屋新兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 名代 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|-------|------|-------|-----------|---------|----|
| 同 貳丁目 | 五 | 五一五〇〇 | 一〇〇〇 | 四九五〇〇 | 同 | 日野屋滿右衛門 | |
| 北錫屋町 | 三 | 三八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三六〇〇〇 | 同 | 金屋六右衛門 | |
| 中船場町 | 七 | 二二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二〇〇〇〇 | 同 | 鹽屋九兵衛 | |
| 淡路町切丁 | 九 | 二〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一九〇〇〇 | 同 | 大和屋介七 | |
| 瓦町壹丁目 | 九 | 四一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三九〇〇〇 | 同 | 大塚屋久平次 | |
| 同 貳丁目 | 五 | 六四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 六三〇〇〇 | 同 | 佐渡屋與兵衛 | |
| 百貫町 | 五 | 三一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二九〇〇〇 | 同 | 笠屋彌三兵衛 | |
| 南鍋屋町 | 五 | 四六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四五〇〇〇 | 同 | 山城屋喜右衛門 | |
| 三郎右衛門町 | 三 | 二六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二五〇〇〇 | 同 | 樫屋市右衛門 | |
| 津村東町 | 六 | 三九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三八〇〇〇 | 同 | 木津屋太郎兵衛 | |
| 同 中町 | 六 | 三一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三〇〇〇〇 | 同 | 龜屋六兵衛 | |
| 同 西町 | 三 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 津村市左衛門 | |
| 同 北町 | 六 | 四三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四一〇〇〇 | 同 | 尼崎屋甚兵衛 | |
| 備後町壹丁目 | 六 | 二五〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 江戸屋長左衛門 | |
| 同 貳丁目 | 三 | 二六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二六〇〇〇 | 同 | 兵庫屋伊右衛門 | |

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-----|-----------|--------|-----------|-----------|---------|---|
| 西 笹 町 | 三 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇同 | 同 | 近江屋次左衛門 | 座摩社祭禮之節人 出申候然共宮 附又座摩支配に は無之候依之總會 所之支配銀を御 足貨總代人足火事人 共徳相勤心得と元 月晦日に被仰付候 |
| 五 幸 町 | 二〇 | 二八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇同 | 同 | 笠屋長右衛門 | |
| (計) 六六町 | 一九九 | 二、五四三・五〇〇 | 一七・〇〇〇 | 二、四二六・五〇〇 | 同 | 深江屋九兵衛 | 今に新地の分四軒 四役は生年水船別 向にして川奉行衆 に差出 |
| 中之島筋 | 二七 | 三三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇同 | 同 | 明石屋正齋 | |
| 上中之島町 | 六 | 六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五・〇〇〇同 | 同 | 京屋彦兵衛 | |
| 肥後島町 | 四 | 八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 七・〇〇〇同 | 同 | 京屋久兵衛 | |
| 久保島町 | 一 | 一一・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇同 | 同 | 長田屋太郎兵衛 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| 白子島町 | 一 | 五・〇〇〇 | | 五・〇〇〇 | 名代 | 倉橋屋庄兵衛 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| 宗 是 町 | 二 | 一二・〇〇〇 | | 一二・〇〇〇 | 名代 | | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-----|----------|-------|----------|-------------------|---------|-----------------|
| 本五分一町 | 一 | 一五・〇〇〇 | | 一五・〇〇〇 | 松平安藝守殿屋敷名代 | 住吉屋藤左衛門 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| 西 信 町 | 二〇 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇年寄 | 同 | 音羽屋市左衛門 | |
| 常 安 町 | 二六 | 五六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五五・〇〇〇同 | 同 | 佃屋源右衛門 | |
| 同 裏 町 | 三五 | 六四・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 六三・五〇〇同 | 同 | 鹽屋新兵衛 | |
| 次郎兵衛町 | 一 | 五・〇〇〇 | | 五・〇〇〇 | 松平淡路守殿屋敷名代 | 阿波屋太郎兵衛 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| 小倉屋仁兵衛町 | 一 | 一〇・〇〇〇 | | 一〇・〇〇〇 | 細川越中守殿屋敷名代 | 木屋七郎右衛門 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| 庄村新四郎町 | 二 | 六・〇〇〇 | | 六・〇〇〇 | 松平駿河守殿・松平志摩守殿屋敷名代 | 深江屋九兵衛 | 但壹町貳屋敷故年 寄無之 |
| 鹽屋六左衛門町 | 一 | 四・〇〇〇 | | 四・〇〇〇 | 小笠原右近將監殿屋敷名代 | 鹽屋治兵衛 | 但壹町壹屋敷故年 寄無之 |
| (計) 一四町 | 一三五 | 二六四・五〇〇 | 九・〇〇〇 | 二五五・五〇〇 | 同 | 中津屋吉兵衛 | |
| 外 船 場 | 二六 | 三四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇年寄 | 同 | 鹽飽屋久左衛門 | |
| 白 子 町 | 二 | 一一・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇同 | 同 | 吹田屋惣左衛門 | |
| 土佐堀壹丁目 | 二 | 三三・二五〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三二・二五〇同 | 同 | | |

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第一節 大阪市 一九九

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 代名 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|--------|-------|--------|-----------|----------|----------------------|
| 同 貳丁目 | 三三 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 同 | 綿屋新右衛門 | |
| 船 町 | 五三 | 六九・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 六七・五〇〇 | 同 | 錢屋嶺雲 | |
| 齋藤 町 | 三二 | 四二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇 | 同 | 臼屋市郎兵衛 | |
| 白子裏 町 | 五 | 一一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 同 | 鹽飽屋久左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 布屋 町 | 九 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 大和屋作左衛門 | |
| 江戸堀壹丁目 | 三三 | 三一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 同 | 岸部屋太市右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 六 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 大和屋作左衛門 | |
| 同 三丁目 | 二 | 四二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 同 | 奈良屋次郎兵衛 | |
| 同 四丁目 | 五 | 三七・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・五〇〇 | 同 | 河内屋次郎左衛門 | |
| 同 五丁目 | 九 | 七三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七二・〇〇〇 | 同 | 和泉屋吉兵衛 | |
| 玉澤 町 | 六 | 四九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・〇〇〇 | 同 | 岡村善庵 | |
| 糶屋 町 | 四〇 | 五四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五三・〇〇〇 | 同 | 安土屋新左衛門 | 舊名堀江町元祿十 一戊寅年七月改稱 |
| 櫛屋 町 | 二七 | 三八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 同 | 天満屋喜平次 | |
| 道空 町 | 九 | 五二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五〇・〇〇〇 | 同 | 河内屋次郎左衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 代名 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|--------|-------|--------|-----------|----------|----------------------|
| 山田 町 | 三三 | 三三・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・五〇〇 | 同 | 島屋庄兵衛 | |
| 雜喉場 町 | 二七 | 二六・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・五〇〇 | 同 | 野田屋與右衛門 | |
| 福井 町 | 四 | 一八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | 同 | 平野屋甚兵衛 | |
| 籃屋 町 | 三 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | 同 | 米屋五兵衛 | |
| 屋禰屋 町 | 七 | 二〇・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・五〇〇 | 同 | 野田屋茂左衛門 | |
| 茶染屋 町 | 三 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | 同 | 尼崎屋平左衛門 | |
| 新淡路 町 | 四 | 四七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四六・〇〇〇 | 同 | 有馬屋又兵衛 | |
| 坂本 町 | 六 | 四八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・〇〇〇 | 同 | 大和屋久左衛門 | |
| 小左衛門 町 | 六 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 同 | 小島屋清兵衛 | |
| 兵庫 町 | 六 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 河内屋市郎兵衛 | |
| 石津 町 | 三 | 三五・二五〇 | 一・〇〇〇 | 三四・二五〇 | 同 | 和泉屋與兵衛 | |
| 京町堀壹丁目 | 二〇 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 紀伊國屋重左衛門 | |
| 同 貳丁目 | 七 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 同 | 伏見屋太郎左衛門 | |
| 同 三丁目 | 三 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | 同 | 有馬屋又兵衛 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 同 四丁目 | 六 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 山崎屋六郎兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 は名代 | 氏名 | 備考 |
|-------|----|----------|-------|---------|------------|---------|----------------------|
| 同 五丁目 | 二 | 一五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇同 | 同 | 伊丹屋勘右衛門 | |
| 同 六丁目 | 六 | 九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 八・〇〇〇同 | 同 | 譽田屋有兵衛 | |
| 南 濱町 | 一五 | 一八・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・五〇〇同 | 同 | 京屋彦兵衛 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 劍 先町 | 五 | 九・〇〇〇 | | 九・〇〇〇同 | 同 | 京屋彦兵衛 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 兩 國町 | 一六 | 三五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | 同 | 福島屋九兵衛 | |
| 瀨 戸物町 | 一八 | 二六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇同 | 同 | 松屋與三右衛門 | |
| 新 天滿町 | 七六 | 九九・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 九七・五〇〇同 | 同 | 今津屋 右衛門 | |
| 海部堀川町 | 三六 | 五一・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 五〇・〇〇〇同 | 同 | 京屋彦兵衛 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 新 靱町 | 六六 | 八四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 八二・〇〇〇同 | 同 | 辰巳屋惣左衛門 | |
| 信 濃町 | 二五 | 三四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | 同 | 龜屋庄左衛門 | |
| 油 掛町 | 四七 | 五〇・五〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 四九・五〇〇同 | 同 | 今津屋與右衛門 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 海 部町 | 一八 | 二五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇同 | 同 | 鑰屋 五右衛門 | |
| 岡 崎町 | 一〇 | 一三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇同 | 同 | 福島屋長兵衛 | |
| 敷 屋町 | 一七 | 一七・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇同 | 同 | 福島屋九郎兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又 は名代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|----------|-------|---------|------------|-----------------|----------------------------------|
| 奈良屋町 | 三九 | 四四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇同 | 同 | 奈良屋昌弘 | |
| 阿 波町 | 一八 | 二八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二六・〇〇〇同 | 同 | 阿波屋太郎介 | |
| 衞 門町 | 四三 | 四九・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四七・五〇〇同 | 同 | 大和屋重兵衛 | |
| 箱 屋町 | 二二 | 二七・〇〇〇 | | 二七・〇〇〇同 | 同 | 阿波屋太郎介 | 但年寄他町に住宅 當町に家屋數無之 |
| 豐 島町 | 一三 | 二二・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二一・五〇〇同 | 同 | 高津屋七左衛門 | |
| 釘 屋町 | 一八 | 二二・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇同 | 同 | 海老屋重兵衛 | |
| 三右衛門町 | 三〇 | 三五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | 同 | 河内屋善左衛門 | |
| 船 坂町 | 二五 | 三一・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三〇・〇〇〇同 | 同 | 灯臺屋與次兵衛 | |
| 上 博勞町 | 三三 | 三三・〇六六年寄 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇六六同 | 同 | 土佐屋七左衛門 | |
| 西 濱町 | 三三 | 三三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇同 | 同 | 鹽飽屋三郎兵衛 | |
| 下 博勞町 | 一八 | 二六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇同 | 同 | 島原屋介太夫 | |
| 伏見屋四郎兵衛町 | 一 | 三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 伏見屋四郎兵衛家 | 但當町家屋數故年 寄無之 | |
| 貳 本松町 | 二五 | 三八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇同 | 同 | 淡路屋太郎兵衛 | |
| ● 葉 山町 | 二 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇同 | 同 | 岩津屋彦左衛門 | 元禄十一戊寅年堀 江御普請に付當町 御用地に被召上候 |
| ● 外 山町 | 三 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇同 | 同 | 虎屋九左衛門 | 同 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|----------|-------|-----------|--------|----------|--|
| 玉手町 | 二〇 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 墨屋仁兵衛 | |
| 松本町 | 二五 | 二九・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇 | 同 | 鈴木屋介左衛門 | 此内半役大和屋松之助半役拜領に付元禄十二年已卯年より十七年通郷江並に役儀相勤候答 |
| 宮川町 | 三元 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇 | 同 | 紙屋七郎兵衛 | |
| ●伏見長屋町 | 二 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | 同 | 茨木屋次郎左衛門 | 元禄十一戊寅年堀江御普請に付當町御用地に被召上候 |
| 桑名町 | 二五 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 伊勢屋傳兵衛 | |
| 伏見葎屋町 | 一五 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | 同 | 布屋四郎兵衛 | |
| 江之子島東町 | 四 | 五五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五三・〇〇〇 | 同 | 淡路屋利左衛門 | |
| 江之子島西町 | 四 | 五五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五三・〇〇〇 | 同 | 宮崎屋仁左衛門 | |
| 戎島町 | 三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | 同 | 尼崎屋甚左衛門 | |
| 木津川町 | 七 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 同 | 鹽屋孫兵衛 | |
| 九條村町 | 七 | 八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 八・〇〇〇 | 同 | 播磨屋惣兵衛 | 但御年貢町役兩役年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 寺島町 | 三 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 播磨屋惣兵衛 | |
| (計) 七〇町 | 一、七七一 | 二、七二〇・六六 | 八、六五〇 | 二、一八五・五六六 | | | ●印を附せる三町は町數に算入なし |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-----|---------|--------|---------|--------|----------|----|
| 長堀南 | 一六 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 同 | 新庄屋甚右衛門 | |
| 油町壹丁目 | 一八 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 同 | 平野屋八郎兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 三三 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇 | 同 | 平野屋吉兵衛 | |
| 同 三丁目 | 二七 | 三八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇 | 同 | 鹽屋庄左衛門 | |
| 同 肆丁目 | 二六 | 二八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | 同 | 和泉屋三郎右衛門 | |
| 同 伍丁目 | 六三 | 六五・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 六三・五〇〇 | 同 | 紺屋七兵衛 | |
| 同 六丁目 | 三六 | 三八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇 | 同 | 天王寺屋源兵衛 | |
| 同 七丁目 | 四四 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四九・〇〇〇 | 同 | 岩田屋安兵衛 | |
| 同 八丁目 | 四三 | 四六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 同 | 梶屋谷左衛門 | |
| 同 九丁目 | 三三 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 同 | 茶屋善右衛門 | |
| (計) 一二町 | 三七三 | 四二五・五〇〇 | 一七・〇〇〇 | 四〇八・五〇〇 | | 米屋庄右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|--------|-------|--------|----------|---|
| 野田町 | 七三 | 七八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七六・〇〇〇 | 松屋利兵衛 | 此内六役は御年貢町役兩役 |
| 網島町 | 三三 | 九・五〇〇 | 〇・五〇〇 | 九・〇〇〇 | 網打九郎右衛門 | |
| 備前島町 | 一〇 | 一〇・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 九・五〇〇 | 久寶寺屋治左衛門 | 御年寄他町に住宅富町に家屋數無之 |
| 京橋片原西町 | 三三 | 四〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三九・〇〇〇 | 錢屋甚兵衛 | |
| 同 東町 | 三七 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三九・〇〇〇 | 久寶寺屋治左衛門 | |
| 本堺町 | 八 | 八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七・〇〇〇 | 葛屋九兵衛 | |
| 京橋壹丁目 | 一六 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 大庭屋六郎兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 一四 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 油屋彌右衛門 | |
| 同 三丁目 | 一三 | 一四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 堺屋佐右衛門 | |
| 同 四丁目 | 一四 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 吹田屋五郎兵衛 | |
| 同 五丁目 | 一三 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | 福島屋新右衛門 | |
| 同 六丁目 | 一九 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 羽山屋七郎右衛門 | |
| 彌兵衛町 | 四一 | 六二・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 六〇・五〇〇 | 鯉屋吉兵衛 | 當町に座敷宮御旅所元禄十二己卯年八月に出来仕候得共諸役者其儀神主より相勤申候但大津町御旅所と替地に成る |

| | | | | | |
|---------|----|--------|-------|--------|----------|
| 石島町壹丁目 | 元 | 四九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・〇〇〇 | 紅粉屋九右衛門 |
| 同 貳丁目 | 二六 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 藤屋九兵衛 |
| 同 三丁目 | 四〇 | 五七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五五・〇〇〇 | 平野屋五兵衛 |
| 同 四丁目 | 三三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 灰吹屋九右衛門 |
| 同 五丁目 | 三三 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 小西長右衛門 |
| 同 六丁目 | 三〇 | 四〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三八・〇〇〇 | 菊屋庄左衛門 |
| 近江町 | 三〇 | 四〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三八・〇〇〇 | 伊丹屋仁兵衛 |
| 釣鐘町 | 二四 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 淡路屋仁兵衛 |
| 同 上之町 | 二六 | 三〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 紙屋勘兵衛 |
| 北葦屋町壹丁目 | 二六 | 四二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 西川道長 |
| 同 貳丁目 | 三三 | 四二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 豐後屋三郎右衛門 |
| 同 三丁目 | 三三 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 盛門市右衛門 |
| 同 四丁目 | 三三 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 和泉屋清左衛門 |
| 大澤町 | 二六 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 山田屋七右衛門 |
| 龜山町 | 三三 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 伏見屋嘉兵衛 |
| 内淡路町壹丁目 | 三六 | 五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四・〇〇〇 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|-------|------|-------|-----|----------|----|
| 同 貳丁目 | 九 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三三〇〇〇 | 同 | 平野屋次郎兵衛 | |
| 同 三丁目 | 七 | 四〇五〇〇 | 一〇〇〇 | 三六五〇〇 | 同 | 石川屋次郎兵衛 | |
| 錦町壹丁目 | 三 | 三〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二六〇〇〇 | 同 | 榊屋甚兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 四 | 三一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二九〇〇〇 | 同 | 金具屋庄左衛門 | |
| 折屋町 | 三 | 四二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四〇〇〇〇 | 同 | 米屋市兵衛 | |
| 豊後町 | 四 | 三〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二六〇〇〇 | 同 | 奈良屋忠兵衛 | |
| 内骨屋町 | 三 | 三六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 丸屋清兵衛 | |
| 南革屋町 | 四 | 五三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 五二〇〇〇 | 同 | 鍛冶若狭 | |
| 松尾町 | 三 | 三九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三七〇〇〇 | 同 | 津國屋市郎左衛門 | |
| 北新町壹丁目 | 三 | 二四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 糺屋市右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 四 | 一六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇〇 | 同 | 大和屋太兵衛 | |
| 德井町 | 四 | 五五五〇〇 | 一〇〇〇 | 五四五〇〇 | 同 | 伏見屋長兵衛 | |
| 常盤町壹丁目 | 二 | 二四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 布屋忠兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 七 | 一九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一八〇〇〇 | 同 | 研屋伊右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|-------|------|-------|-----|----------|----|
| 同 三丁目 | 三 | 二三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二二〇〇〇 | 同 | 天王寺屋源兵衛 | |
| 同 四丁目 | 八 | 二二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二〇〇〇〇 | 同 | 鍛屋一竿子 | |
| 伏見兩替壹丁目 | 三 | 二四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 金見屋五郎兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 九 | 一九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一八〇〇〇 | 同 | 鍛冶阿波 | |
| 同 三丁目 | 二 | 二二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二〇〇〇〇 | 同 | 塗師刑部 | |
| 同 四丁目 | 九 | 二四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二三〇〇〇 | 同 | 松屋治兵衛 | |
| 和泉町 | 四 | 二八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二六〇〇〇 | 同 | 鴻池屋治兵衛 | |
| 江戸町 | 四 | 二六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二四〇〇〇 | 同 | 島屋甚右衛門 | |
| 谷町壹丁目 | 二 | 一六〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇〇 | 同 | 橋本屋四郎兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 三 | 四八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四六〇〇〇 | 同 | 久保田屋善左衛門 | |
| 同 三丁目 | 四 | 五〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 四八〇〇〇 | 同 | 茨木屋太右衛門 | |
| 聚樂町 | 二 | 二八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二七〇〇〇 | 同 | 紀伊國屋利兵衛 | |
| 粉川町 | 三 | 二五〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二四〇〇〇 | 同 | 池田屋七郎兵衛 | |
| 神崎町 | 七 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 和泉屋五郎兵衛 | |
| 駿河町 | 九 | 二九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二七〇〇〇 | 同 | 瀬戸物屋久右衛門 | |

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代名 | 氏名 | 備考 |
|---------|------|-----------|-------|-----------|------|----------|----|
| (計) 五七町 | 一、五二 | 一、八〇五、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 一、七一九、五〇〇 | | | |
| 玉造 | 三 | 一九、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | 同 | 紙屋勘兵衛 | |
| 越中町貳丁目 | 三 | 四〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三八、〇〇〇 | 同 | 菱屋市左衛門 | |
| 同 三丁目 | 三 | 二〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一九、〇〇〇 | 同 | 綿屋彌兵衛 | |
| 紀伊國町 | 二 | 一九、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 | 同 | 菱屋八兵衛 | |
| 菱屋町 | 一 | 三六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三五、〇〇〇 | 同 | 丹波屋源右衛門 | |
| 仁右衛門町 | 一 | 三二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三一、〇〇〇 | 同 | 扮屋八兵衛 | |
| 撞木町 | 一 | 三五、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 三三、五〇〇 | 同 | 和泉屋九兵衛 | |
| 西伊勢町 | 一 | 四一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三九、〇〇〇 | 同 | 大和屋次郎兵衛 | |
| 丸葉町 | 一 | 二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 | 同 | 萱振屋四郎右衛門 | |
| 八尾町 | 一 | 二四、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 | 同 | 長濱屋吉兵衛 | |
| 拐屋町 | 一 | 二二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二一、〇〇〇 | 同 | 伊勢屋孫兵衛 | |
| 半入町 | 一 | 三六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三五、〇〇〇 | 同 | 近江屋五左衛門 | |
| 岡山町 | 一 | 二二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二一、〇〇〇 | 同 | | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代名 | 氏名 | 備考 |
|---------|------|-----------|--------|-----------|------|---------|-----|
| 國分町 | 元 | 三〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二九、〇〇〇 | 同 | 鹽屋半十郎 | |
| 伏見坂町 | 七 | 二六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二五、〇〇〇 | 同 | 綿屋治兵衛 | |
| (計) 一四町 | 三七 | 三九八、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 三七七、五〇〇 | | | |
| 傾城町 | 二 | 二九、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二八、〇〇〇 | 同 | 松原屋作右衛門 | 但無役 |
| 新京橋町 | 二 | 二四、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二三、〇〇〇 | 同 | 丸屋九郎左衛門 | 但無役 |
| 新堀町 | 三 | 三三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三二、〇〇〇 | 同 | 和泉屋善左衛門 | 但無役 |
| 吉原町 | 三 | 九二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 九一、〇〇〇 | | | |
| (計) 三町 | 八 | 一八七、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一八四、〇〇〇 | | | |
| 合計 二二六町 | 六、二六 | 七、八〇一、〇六六 | 四六、〇〇〇 | 七、七五五、〇六六 | | | |
| 南組 | | | | | | | |
| 中船場 | | | | | | | |
| 本町壹丁目 | 三 | 三七、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三五、〇〇〇 | 年寄 | 福島屋正意 | |
| 同 貳丁目 | 四 | 四九、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 同 | 布屋九右衛門 | |
| 同 三丁目 | 三 | 三三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 三二、〇〇〇 | 同 | 榎屋太郎右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|--------|-------|--------|-----|----------|----|
| 同 四丁目 | 三五 | 四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 三木屋九郎兵衛 | |
| 同 五丁目 | 三 | 四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 同 | 坂上善信 | |
| 南本町壹丁目上半 | 二五 | 一六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 柏屋勘兵衛 | |
| 同 壹丁目下半 | 二六 | 一六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 八文字屋五右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 一九 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 同 | 信保周南 | |
| 同 三丁目 | 二六 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三九・〇〇〇 | 同 | 米屋八右衛門 | |
| 同 四丁目 | 三〇 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 同 | 九屋次兵衛 | |
| 同 五丁目 | 二六 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 龜屋庄左衛門 | |
| 唐物町壹丁目 | 三九 | 四〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三八・〇〇〇 | 同 | 木瓜屋小左衛門 | |
| 同 貳丁目上半 | 一九 | 一八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | 同 | 槌屋慶林 | |
| 同 貳丁目下半 | 二三 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 同 | 井筒屋仁兵衛 | |
| 同 三丁目上半 | 一七 | 一六・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・五〇〇 | 同 | 奈良屋次郎左衛門 | |
| 同 下半 | 一六 | 一五・〇〇〇 | 〇・五〇〇 | 一四・五〇〇 | 同 | 古橋屋利兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|--------|-------|--------|-----|----------|----|
| 唐物町四丁目 | 四〇 | 三四・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・五〇〇 | 同 | 網屋九郎兵衛 | |
| 雛屋町 | 三三 | 四二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇 | 同 | 鯛屋山城 | |
| 北久太郎町壹丁目 | 三四 | 四四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 俵屋甚兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 四九 | 五二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五〇・〇〇〇 | 同 | 薄屋彌左衛門 | |
| 同 三丁目 | 三六 | 五四・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 五二・五〇〇 | 同 | 播磨屋惣左衛門 | |
| 同 四丁目 | 四三 | 四五・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・五〇〇 | 同 | 井筒屋七左衛門 | |
| 同 五丁目 | 三六 | 四五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇 | 同 | 大和屋四郎左衛門 | |
| 南久太郎町壹丁目 | 三四 | 四四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 中道屋六右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 四四 | 五二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五〇・〇〇〇 | 同 | 伊丹屋六兵衛 | |
| 同 三丁目 | 四〇 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四八・〇〇〇 | 同 | 井筒屋久右衛門 | |
| 同 四丁目 | 四三 | 四七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 同 | 榎並屋彦左衛門 | |
| 同 五丁目 | 一四 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 橋波屋三郎右衛門 | |
| 同 六丁目 | 一六 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇 | 同 | 平野屋市兵衛 | |
| 北久寶寺町壹丁目 | 三二 | 三八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 同 | 升屋庄兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 四四 | 五三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五一・〇〇〇 | 同 | 小山屋長右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|--------|-------|--------|--------|---------|------------------|
| 同 三丁目 | 三 | 五三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五一・〇〇〇 | 同 | 吉野屋與三兵衛 | |
| 同 四丁目 | 四 | 五〇・五〇〇 | 〇・五〇〇 | 四九・〇〇〇 | 同 | 美濃屋三右衛門 | |
| 傳馬町 | 三 | 四一・〇〇〇 | 四・〇〇〇 | 同 | 同 | 鹽屋助三郎 | 但年寄他町ニ住宅當町ニ家屋敷無之 |
| 源左衛門町 | 九 | 一二・〇〇〇 | 同 | 一二・〇〇〇 | 同 | 河村與市兵衛 | 但年寄他町ニ住宅當町ニ家屋敷無之 |
| 北寶久寺町五丁目 | 二 | 三四・七〇〇 | 一・〇〇〇 | 三二・七〇〇 | 同 | 河内屋吉兵衛 | |
| 南久寶寺町壹丁目 | 六 | 四六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 同 | 平野屋長右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 五 | 六三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 六一・〇〇〇 | 同 | 大和屋長右衛門 | |
| 同 三丁目 | 五 | 六二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 六一・〇〇〇 | 同 | 平野屋甚右衛門 | |
| 同 四丁目 | 四 | 四八・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・五〇〇 | 同 | 河村與市兵衛 | 但年寄他町ニ住宅當町ニ家屋敷無之 |
| 同 五丁目 | 七 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三〇・〇〇〇 | 同 | 大津屋四郎兵衛 | |
| 金澤町 | 三 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 袋屋吉右衛門 | |
| 金田町 | 六 | 七七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七五・〇〇〇 | 同 | 平野屋四郎兵衛 | |
| 茨木町 | 四 | 五一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四九・〇〇〇 | 同 | 井筒屋吉左衛門 | |
| 博勞町 | 五 | 八一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七九・〇〇〇 | 同 | 河村與市兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|--------|-------|--------|--------|---------|----|
| 上難波町 | 一八 | 一六・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 一四・五〇〇 | 同 | 檜皮屋孫兵衛 | |
| 順慶町壹丁目 | 六 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三九・〇〇〇 | 同 | 炭屋平兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 三 | 三九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇 | 同 | 上田長左衛門 | |
| 同 三丁目 | 五 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 同 | 大和屋久兵衛 | |
| 同 四丁目 | 七 | 四八・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四六・五〇〇 | 同 | 田邊屋四郎兵衛 | |
| 同 五丁目 | 三 | 四六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 同 | 藤屋宗右衛門 | |
| 淨國寺町 | 三 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 尼崎屋長左衛門 | |
| 初瀬町 | 三 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | 同 | 伊賀屋市郎兵衛 | |
| 安堂寺町壹丁目 | 三 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 同 | 井筒屋宗兵衛 | |
| 同 貳丁目上半 | 七 | 二一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 | 同 | 糸屋甚兵衛 | |
| 同 下半 | 六 | 三二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 同 | 平野屋平助 | |
| 同 三丁目 | 四 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇 | 同 | 木屋九兵衛 | |
| 同 四丁目 | 四 | 五二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五〇・〇〇〇 | 同 | 深江屋平右衛門 | |
| 同 五丁目 | 四 | 四二・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・五〇〇 | 同 | 八幡屋七左衛門 | |
| 鹽町壹丁目 | 四 | 四五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇 | 同 | 松本屋四郎兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-----------|---------|-----------|---------|----------------------|
| 同 貳丁目 | 三六 | 四八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 堺屋喜左衛門 | |
| 同 三丁目 | 三三 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四八・〇〇〇 | 堺屋伊兵衛 | |
| 同 四丁目 | 二六 | 三二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 和泉屋八郎兵衛 | |
| 車 町 | 三三 | 三七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 住吉屋仁右衛門 | |
| 北勘四郎町 | 四 | 四八・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・五〇〇 | 丸屋吉兵衛 | |
| 南勘四郎町 | 五 | 六四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 六二・〇〇〇 | 玉屋太兵衛 | |
| (計) 六六町 | 二、三四八 | 二、八一〇・七〇〇 | 一五九・〇〇〇 | 二、六五一・七〇〇 | | |
| 外船場 | | | | | | |
| 藤右衛門町 | 一〇 | 一四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 大黒屋六兵衛 | |
| 孫左衛門町 | 二四 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | 木屋彌兵衛 | |
| 權右衛門町 | 二六 | 三〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 筈屋六兵衛 | |
| 神田町 | 一三 | 一一・五〇〇 | | 一一・五〇〇 | 讚岐屋孫左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 伊達町 | 三 | 二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 和泉屋小左衛門 | |
| 讚岐屋町 | 七 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 讚岐屋孫左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|--------|-------|--------|----------|----------------------|
| 日向町 | 五三 | 五八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五七・〇〇〇 | 讚岐屋孫左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 立賣堀北側壹丁目 | 八 | 一一・〇〇〇 | | 一一・〇〇〇 | 炭屋宗左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 同 貳丁目 | 一七 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 勝間屋九左衛門 | |
| 同 三丁目 | 二二 | 一七・〇〇〇 | | 一七・〇〇〇 | 炭屋宗左衛門 | 但年寄他町に住宅 當時に家屋敷無之 |
| 同 四丁目 | 二四 | 三一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 炭屋宗左衛門 | |
| 同 介右衛門町 | 四〇 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四八・〇〇〇 | 新屋權兵衛 | |
| 同 南側中之町 | 六 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 新屋眉白 | |
| 同 南裏町 | 六 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 帶屋久榮 | |
| 同 南側西之町 | 一六 | 二九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | 吹田屋與一右衛門 | |
| 同 帶屋町 | 二二 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 平野屋次郎兵衛 | |
| 同 古金町 | 三四 | 三七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇 | 三河屋次右衛門 | |
| 同 阿波橋町 | 二六 | 三〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 寺山養安 | |
| 同 鐵 町 | 二二 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 十一屋仁兵衛 | |
| 同 中橋町 | 一七 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | 燈臺屋四郎兵衛 | |
| 薩摩堀阿波堀町 | 一四 | 一四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 若狭屋佐兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|-----------|----|--------|-------|--------|--------|----------|------------------|
| 同 東之町 | 二〇 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 和泉屋作左衛門 | |
| 同 中筋町 | 四三 | 四七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四六・〇〇〇 | 同 | 薩摩屋小左衛門 | |
| 同 納屋町 | 四〇 | 四五・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・五〇〇 | 同 | 中島屋新左衛門 | |
| 吉 田 町 | 二七 | 二七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 同 | 伊勢屋治右衛門 | |
| 西 國 町 | 二二 | 二八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | 同 | 伊勢屋四郎兵衛 | |
| 百 間 町 | 一九 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 | 同 | 吹田屋典一右衛門 | 但年寄他町に住宅當町に家屋數無之 |
| 山 本 町 | 二八 | 六三・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 六一・五〇〇 | 同 | 鋤屋市右衛門 | |
| 小 濱 町 | 二六 | 二九・三〇〇 | 一・〇〇〇 | 二八・三〇〇 | 同 | 尾岩屋杏順 | |
| 橋 町 | 二六 | 四三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 伊丹屋吉兵衛 | |
| 出 口 町 | 二七 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | 同 | 阿波屋庄兵衛 | |
| 新 平 野 町 | 一五 | 一三・五〇〇 | 〇・五〇〇 | 一三・〇〇〇 | 同 | 柏屋庄兵衛 | |
| 長 堀 橋 本 町 | 二七 | 三二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 同 | 播磨屋長左衛門 | |
| 同 茂左衛門町 | 二三 | 三〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 同 | 和泉屋吉左衛門 | |
| 同 次郎兵衛町 | 二二 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 井筒屋九兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|--------|---------|------------------|
| 同 心齋町 | 一七 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 同 | 美濃屋甚右衛門 | |
| 同 拾丁目 | 三七 | 四二・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四一・五〇〇 | 同 | 伏見屋平作 | |
| 同 平右衛門町 | 一九 | 二八・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・五〇〇 | 同 | 播磨屋八右衛門 | |
| 同 宇和島町 | 一七 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | 同 | 鷹屋又兵衛 | |
| 同 富田屋町 | 三〇 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 同 | 屋形屋作右衛門 | |
| 同 白髮町 | 三三 | 七三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七一・〇〇〇 | 同 | 伊丹屋吉兵衛 | |
| 同 清兵衛町 | 一三 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | 同 | 河内屋六右衛門 | 但年寄他町に住宅當町に家屋數無之 |
| 同 高橋町 | 一〇 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | 同 | 海部屋太兵衛 | |
| (計) 四三町 | 一、〇二六 | 一、二五〇・三〇〇 | 四・五〇〇 | 一、二四四・八〇〇 | | | |
| 長 堀 南 | | | | | | | |
| 同 鮎谷堂丁目 | 一七 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | 同 | 古金屋仁兵衛 | |
| 同 貳丁目 | 二六 | 三五・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・五〇〇 | 同 | 帶屋善左衛門 | |
| 高 間 町 | 二三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 同 | 山伏寶學院 | |
| 尾 上 町 | 二六 | 二八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二六・〇〇〇 | 同 | 大和屋吉左衛門 | |
| 小 西 町 | 一六 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | 同 | 壺屋九左衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|--------|-------|--------|-----|----------|-------|
| 九之介町壹丁目 | 四 | 四七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 同 | 大満屋四郎左衛門 | 人足役無役 |
| 同 貳丁目 | 三〇 | 三一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三〇・〇〇〇 | 同 | 茜屋喜右衛門 | 人足役無役 |
| 關米屋町 | 二五 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | 同 | 虎屋五郎兵衛 | 人足役無役 |
| 南米屋町 | 一七 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 同 | 菊屋三右衛門 | |
| 白銀町 | 一七 | 二二・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 同 | 伊勢屋彌兵衛 | |
| 山崎町 | 二七 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 明石屋次郎左衛門 | |
| 南紺屋町 | 二六 | 三一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三〇・〇〇〇 | 同 | 八幡屋源三郎 | |
| 鋳屋町 | 三〇 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 同 | 平野屋長左衛門 | |
| 大寶寺町 | 四〇 | 四七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 同 | 平野屋彌兵衛 | |
| 南白屋町 | 三三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 河内屋茂兵衛 | |
| 卜半町 | 二六 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇 | 同 | 綿屋庄兵衛 | |
| 南竹屋町 | 四〇 | 四四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 島屋吉兵衛 | |
| 石灰町 | 三三 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 石灰屋吉右衛門 | |
| 道仁町 | 二六 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三〇・〇〇〇 | 同 | 堺屋佐右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|--------|-------|--------|-----|---------|-------|
| 高津町 | 二二 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | 同 | 國分屋伊兵衛 | |
| 鍛冶屋町壹丁目 | 二二 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 同 | 大和屋七兵衛 | 人足役無役 |
| 同 貳丁目 | 七三 | 七四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七二・〇〇〇 | 同 | 大和屋長兵衛 | 人足役無役 |
| 中津町 | 四三 | 四六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 同 | 住吉屋伊兵衛 | |
| 常珍町 | 一五 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇 | 同 | 大和屋茂左衛門 | |
| 南綿町 | 三三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 同 | 綿屋利兵衛 | |
| 酒邊町 | 二〇 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 | 同 | 平野屋長兵衛 | |
| 綿袋町 | 三三 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 同 | 丸屋長兵衛 | |
| 玉屋町 | 二七 | 二九・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二八・五〇〇 | 同 | 島屋太兵衛 | |
| 南塗師屋町 | 元 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 | 同 | 盛元善庵 | |
| 岩田町 | 二六 | 三四・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・五〇〇 | 同 | 花田屋仁右衛門 | |
| 南笠屋町 | 元 | 三〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇 | 同 | 茨木屋小兵衛 | |
| 南壘屋町 | 三三 | 三五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇 | 同 | 壘屋甚右衛門 | |
| 木挽町北之町 | 二〇 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | 同 | 播磨屋長左衛門 | |
| 同 中之町 | 二四 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | 同 | 大和屋利兵衛 | |

第三篇 國都市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市

二二二

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|----------|-------|---------|--------|----------|-------------------|
| 同 南之町 | 一九 | 二七・二五〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二六・二五〇同 | | 笹屋五左衛門 | |
| 菊屋町 | 二三 | 二七・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二六・〇〇〇同 | | 播磨屋吉右衛門 | |
| 柳町 | 二四 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇同 | | 淡路屋次郎兵衛 | |
| 松原町 | 三六 | 三六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三四・〇〇〇同 | | 橋屋六左衛門 | |
| 周防町 | 四〇 | 五四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五三・〇〇〇同 | | 伊勢屋源兵衛 | |
| 南木綿町 | 五二 | 五四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五三・〇〇〇同 | | 河内屋九郎右衛門 | |
| 三津寺町 | 五五 | 五五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五四・〇〇〇同 | | 五端屋次郎左衛門 | |
| 横堀炭屋町 | 六二 | 七八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 七六・〇〇〇同 | | 奈良屋源右衛門 | |
| 同 吉野屋町 | 二五 | 三三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | | 辰巳屋久左衛門 | |
| 高津五右衛門町 | 一七 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇同 | | 高津五右衛門 | 此内壹役御年貫町役兩役 |
| 道頓堀大和町 | 一九 | 二二・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇同 | | 樽井屋作兵衛 | |
| 同 宗右衛門町 | 二五 | 三二・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇同 | | 大和屋治兵衛 | 但同所無數には將人久五郎當分罷在候 |
| 同 久左衛門町 | 三九 | 四八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四七・〇〇〇同 | | 葎屋九郎兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|----------|-------|---------|--------|---------|----------------------------------|
| 同 御前町 | 二五 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇同 | | 松本市那兵衛 | |
| 同 布袋町 | 二六 | 三三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | | 壘屋清右衛門 | |
| 同 立慶町 | 一九 | 二七・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇同 | | 竹田近江 | |
| 同 吉左衛門町 | 二二 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇同 | | 竹田外記 | |
| 同 九郎右衛門町 | 三三 | 三九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三六・〇〇〇同 | | 難波屋善兵衛 | |
| 同 湊町 | 一六 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇同 | | 平野屋三右衛門 | |
| 同 釜屋町 | 八 | 一三・二五〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇同 | | 庄右衛門 | 武分五原役は川崎屋市之丞種屋數拜領より拾ヶ年已卯年並に役義相勤候 |
| 新難波東之町 | 五 | 一〇・〇〇〇 | | 一〇・〇〇〇同 | | 檜皮屋孫兵衛 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 同 中之町 | 八 | 九・〇〇〇 | | 九・〇〇〇同 | | 檜皮屋孫兵衛 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 同 西之町 | 一一 | 一五・五〇〇 | 〇・五〇〇 | 一五・〇〇〇同 | | 檜皮屋孫兵衛 | 半役は和泉屋吉左衛門種屋數拜領に付元禄十二年已卯年並に役義相勤候 |
| 同 德壽町 | 三 | 五・〇〇〇 | | 五・〇〇〇同 | | 檜皮屋孫兵衛 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-----------|-------------------------|-----------|--------|---------|--------------------|
| 同 新我町 | 一三 | 一五・五〇〇 | 〇・五〇〇 | 一五・〇〇〇同 | | 菅屋庄兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |
| 同 新大黒町 | 一五 | 一五・五〇〇會所 | 一・〇〇〇 一・〇〇〇 〇・五〇〇 | 一三・〇〇〇同 | | 菅屋庄兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |
| (計) 六〇町 | 一、五八五 | 一、八二五・〇〇〇 | 九、三〇〇 | 一、七三五・七五〇 | | | 但年寄他町に住宅無之 |
| 上町 | | | | | | | |
| 與左衛門町 | 二 | 二二・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二一・〇〇〇同 | | 鍛冶仁右衛門 | 延寶八庚申年火事 手桶役御赦免 |
| 北新町三丁目 | 一五 | 一七・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇同 | | 中村屋庄右衛門 | |
| 南新町壹丁目 | 一九 | 二五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇同 | | 河内屋吉左衛門 | |
| 同 貳丁目 | 一三 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇同 | | 相屋利右衛門 | |
| 同 三丁目 | 二 | 一三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇同 | | 大塚屋庄兵衛 | |
| 大津町 | 三 | 一四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇同 | | 木津屋九兵衛 | |
| 松江町 | 三 | 三三・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇同 | | 光吉四郎右衛門 | 但年寄他町に住宅無之 |
| 内本町橋詰町 | 二 | 二五・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇同 | | 小橋屋長兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|----------|-------|----------|--------|---------|-----------------|
| 同 貳丁目 | 一四 | 二〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇同 | | 光吉四郎右衛門 | |
| 同 太郎左衛門町 | 一四 | 一九・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇同 | | 大和屋三郎兵衛 | |
| 同 上三丁目 | 六 | 六八・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 六五・〇〇〇同 | | 松屋與兵衛 | |
| 錫屋町 | 三 | 四一・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四〇・五〇〇同 | | 正月屋仁兵衛 | |
| 鑓屋町 | 四 | 四〇・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三九・五〇〇同 | | 白銀屋茂左衛門 | |
| 小倉町 | 七 | 四三・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇同 | | 小橋屋長兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |
| 農人橋壹丁目 | 三 | 四三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇同 | | 大和屋庄右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 元 | 四三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇同 | | 岸部屋忠右衛門 | |
| ●伊勢上人屋敷 | 二 | 二・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 四・〇〇〇同 | 留守居 | 坂部與市右衛門 | 農人橋三丁目内に右之町數に不入 |
| 農人橋詰町 | 二 | 二五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇年寄 | | 松屋九郎兵衛 | |
| 同 材木町 | 二 | 三三・〇〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 三一・〇〇〇同 | | 小橋屋長兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |
| 南農人町壹丁目 | 四 | 四一・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇同 | | 加賀屋彌兵衛 | 但年寄他町に住宅無之 |
| 同 貳丁目 | 三 | 四五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四四・〇〇〇同 | | 淡路屋孫兵衛 | |
| 藤森町 | 一 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇同 | | 豊前屋六右衛門 | |
| 北谷町 | 五 | 六二・五〇〇會所 | 一・〇〇〇 | 五九・五〇〇同 | | 長屋五郎助 | |

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市

二二五

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|-------|-----|-----------|-------|----------|-----|---------|-------------|
| 南谷町 | 七二 | 七四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 七三・〇〇〇同 | | 伊丹屋藤市郎 | |
| 追手町 | 六 | 三六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三五・〇〇〇同 | | 鍛冶市兵衛 | |
| 内久寶寺町 | 七 | 四三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇同 | | 河内屋長右衛門 | |
| 松山町 | 二四 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇同 | | 小名田屋傳兵衛 | |
| 住吉屋町 | 二〇 | 二三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇同 | | 袋屋市右衛門 | |
| 貝足屋町 | 二四 | 二三・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・五〇〇同 | | 工屋仁兵衛 | |
| 丹波屋町 | 二二 | 二六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇同 | | 池田屋長兵衛 | |
| 松屋町表丁 | 一九 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二八・〇〇〇同 | | 炭屋三右衛門 | |
| 同裏丁 | 二 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇同 | | 美濃屋庄兵衛 | |
| 南瓦屋町 | 一八四 | 一九二・〇〇〇年寄 | 二・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | | 寺島藤右衛門 | 此内八役御年寄町役兩役 |
| 西高津町 | 九七 | 五三・七五〇年寄 | 一・〇〇〇 | 五二・七五〇年寄 | | 高津五右衛門 | 但御年寄町役兩役 |
| 尾張坂町 | 四二 | 四三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇同 | | 江戸屋五郎兵衛 | |

●柳澤出羽守殿屋敷

| | | | | | | | |
|-------|----|----------|-------|----------|--|----------|------------------|
| 播磨町 | 二二 | 二六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇同 | | 大和屋治右衛門 | |
| 内安堂寺町 | 二七 | 二九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇同 | | 丹波屋甚右衛門 | |
| 坂田町 | 二七 | 三〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇同 | | 播磨屋伊右衛門 | |
| 玉木町 | 三三 | 三七・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三六・五〇〇同 | | 衣屋三右衛門 | |
| 萬年町 | 三〇 | 三〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇年寄 | | 河内屋惣兵衛 | |
| 立半町 | 一六 | 一七・〇〇〇 | | 一七・〇〇〇同 | | 伊丹屋藤市郎 | 但年寄他町に住宅當町に家屋數無之 |
| 柏原町 | 九 | 二三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇同 | | 菊屋利兵衛 | |
| 生駒町 | 三二 | 三一・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三〇・五〇〇同 | | 天満屋八郎右衛門 | |
| 宮崎町 | 三三 | 一三・〇〇〇 | | 一三・〇〇〇同 | | 伊丹屋藤市郎 | 但年寄他町に住宅當町に家屋數無之 |
| 田島町 | 一七 | 二三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇同 | | 河内屋五兵衛 | |
| 龍造寺町 | 四九 | 四八・五〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四七・五〇〇同 | | 長屋五郎介 | 但年寄他町に住宅當町に家屋數無之 |
| 鈴木町 | 六 | 三〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二九・〇〇〇同 | | 矢並屋惣右衛門 | |
| 上堺町 | 三七 | 四六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 四五・〇〇〇同 | | 河内屋權兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|--------|----------|------------------|
| 上本町壹丁目 | 四〇 | 四五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇 | 同 | 尾張屋善右衛門 | |
| 同 貳丁目 | 四七 | 四九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・〇〇〇 | 同 | 神田屋太郎左衛門 | |
| 同 三丁目 | 四六 | 五二・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 五一・五〇〇 | 同 | 池田屋四郎兵衛 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 同 四丁目北半 | 三六 | 四一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四〇・〇〇〇 | 同 | 池田屋四郎兵衛 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 同 南半 | 三四 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇 | 同 | 池田屋四郎兵衛 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 札之辻町 | 三三 | 三三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇 | 同 | 池田屋四郎兵衛 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 櫻町 | 五三 | 五二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五一・〇〇〇 | 同 | 池田屋四郎兵衛 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 山家屋町 | 四四 | 四八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四六・〇〇〇 | 同 | 岩田屋三郎右衛門 | |
| (計) 五五町 | 一、九〇四 | 二、〇四四・七五〇 | 八・〇〇〇 | 一、九六四・七五〇 | | | ●印を附せる二所に町數に算入なし |
| 玉造 | | | | | | | |
| 上清水町 | 三九 | 四〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三八・〇〇〇 | 同 | 近江屋五郎兵衛 | |
| 上木綿町 | 五五 | 五五・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 五三・五〇〇 | 同 | 綿屋太右衛門 | |
| 稻荷新町 | 四四 | 四四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 同 | 油屋甚兵衛 | |
| 稻荷禰宜町 | 四七 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四八・〇〇〇 | 同 | 兵庫屋又右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-----|---------|--------|---------|--------|---------------------------|------------------|
| 同 門前町 | 二九 | 二九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・五〇〇 | 同 | 栗岡源兵衛 | |
| 同 柏木町 | 一三 | 一二・二五〇 | 一・〇〇〇 | 一一・二五〇 | 同 | 笠屋彌右衛門 | |
| 左官町 | 三三 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | 同 | 左官三右衛門 | |
| 玉造中町 | 四〇 | 四五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇 | 同 | 萬屋小兵衛 | |
| 平野口町 | 六三 | 六五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 六三・〇〇〇 | 同 | 高津屋與四郎 | |
| 下清水町 | 四九 | 五〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四八・〇〇〇 | 同 | 錢屋新左衛門 | |
| 大和橋町 | 五五 | 七一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 七〇・〇〇〇 | 同 | 中島屋清兵衛 | |
| 伏見坂町 | 三六 | 三七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇 | 同 | 高津屋與四郎 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 玉造森町 | 二二 | 二二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 同 | 惣左衛門 | 但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 |
| 傾城町曲輪之内 | 一 | 二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 同 | 共喰屋三平幼少に付但年寄他町に住宅富町に家屋敷無之 | |
| 佐渡屋町 | 九 | 一一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 九・〇〇〇 | 同 | 代判家守共喰屋久右衛門 | |
| 傾城町曲輪之内 | 二 | 一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 〇 | 同 | 井筒屋太郎右衛門 | |
| (計) 一五町 | 五三九 | 五五五・七五〇 | 三三・五〇〇 | 五三三・二五〇 | | | |
| 傾城町 | | | | | | | |
| 瓢箪町 | 六四 | 六四・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 六四・〇〇〇 | 同 | 扇屋三郎右衛門 | |
| 佐渡島町 | 七六 | 七八・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 七八・〇〇〇 | 同 | 伏見屋伊左衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-----------|--------|-----------|--------|----|----|
| (計) 二町 | 一四二 | 一四二〇〇〇 | 一四二〇〇〇 | 八、〇九〇・二五〇 | | | |
| 合計 二四一町 | 七、五四六 | 八、六一八・五〇〇 | 五六・三五〇 | | | | |

天満組

天満東より堀川迄

| | | | | | | |
|-----|----|----------|-----|-------|--------|---------|
| 壹丁目 | 六〇 | 役 五一・四五〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 四九・九五〇 | 國分屋七兵衛 |
| 白屋町 | 六二 | 役 五八・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五六・〇〇〇 | 平野屋吉兵衛 |
| 貳丁目 | 三七 | 役 三九・五〇〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 三六・五〇〇 | 山田屋次郎兵衛 |
| 今井町 | 四四 | 役 五二・二五〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 四九・二五〇 | 平野屋三郎兵衛 |
| 三丁目 | 五八 | 役 六四・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 六二・五〇〇 | 伊勢屋彦四郎 |
| 四丁目 | 五四 | 役 四七・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 四五・五〇〇 | 川上屋佐右衛門 |
| 金屋町 | 五九 | 役 五九・〇〇〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 五六・〇〇〇 | 伊丹屋法雪 |
| 信保町 | 六四 | 役 六八・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 六六・五〇〇 | 米屋市郎右衛門 |
| 五丁目 | 五八 | 役 七二・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 七〇・〇〇〇 | 醫師 玄悦 |
| 龍田町 | 四八 | 役 六〇・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五八・〇〇〇 | 明石屋源右衛門 |

| | | | | | | |
|------|-----|----------|-----|-------|--------|----------|
| 六丁目 | 四六 | 役 五一・五〇〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 四九・五〇〇 | 播磨屋祐從 |
| 七丁目 | 六〇 | 役 六三・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 六〇・五〇〇 | 酒屋六右衛門 |
| 瀧川町 | 五六 | 役 五三・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五一・〇〇〇 | 中島屋次郎右衛門 |
| 八丁目 | 四九 | 役 四五・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 四四・〇〇〇 | 久寶寺屋勘兵衛 |
| 市之目町 | 四三 | 役 四四・七五〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 四二・七五〇 | 丸屋彌兵衛 |
| 九丁目 | 四四 | 役 五九・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五九・五〇〇 | 大仁屋長右衛門 |
| 拾丁目 | 四〇 | 役 五九・〇〇〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 五七・〇〇〇 | 山口屋祐閑 |
| 菅原町 | 四九 | 役 六七・五〇〇 | 惣年寄 | 一、〇〇〇 | 六四・五〇〇 | 茨木屋太兵衛 |
| 長柄町 | 四四 | 役 五六・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五四・〇〇〇 | 文字屋吉兵衛 |
| 鈴鹿町 | 八七 | 役 九九・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 九七・五〇〇 | 吹田屋八兵衛 |
| 友古町 | 五三 | 役 五二・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 五〇・〇〇〇 | 指物屋忠左衛門 |
| 源八町 | 三三 | 役 三一・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 三〇・〇〇〇 | 綿屋次郎左衛門 |
| 空橋町 | 一〇三 | 役 九七・五〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 九六・五〇〇 | 醫師 祐信 |
| 板橋町 | 一八 | 役 一九・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 奈良屋甚右衛門 |
| 典藥町 | 四六 | 役 四四・〇〇〇 | 會年寄 | 一、〇〇〇 | 四二・〇〇〇 | 小島屋三右衛門 |

但年寄地町に住宅當時に家屋數無之

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄名 | 氏名 | 備考 |
|------|----|--------|------|--------|-----|----------|----|
| 岩井町 | 三 | 三九〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三七〇〇〇 | 同 | 池田屋左兵衛 | |
| 唐崎町 | 一四 | 二〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一九〇〇〇 | 同 | 奈良屋甚右衛門 | |
| 壺屋町 | 一七 | 二九・五〇〇 | 一〇〇〇 | 二八・五〇〇 | 同 | 茜屋八兵衛 | |
| 河内町 | 二五 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 笠屋仁左衛門 | |
| 高島町 | 二六 | 三四〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三三〇〇〇 | 同 | 木屋清兵衛 | |
| 農人町 | 三〇 | 三〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二九〇〇〇 | 同 | 綿屋四郎兵衛 | |
| 棕橋町 | 二六 | 二六・五〇〇 | 一〇〇〇 | 二五・五〇〇 | 同 | 紀伊國三郎右衛門 | |
| 大工町 | 二七 | 二八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二七〇〇〇 | 同 | 中島屋庄左衛門 | |
| 又次郎町 | 七 | 七五〇〇〇 | 一〇〇〇 | 七三〇〇〇 | 同 | 仙臺屋有兵衛 | |
| 攝津國町 | 六 | 六三・五〇〇 | 一〇〇〇 | 六一・五〇〇 | 同 | 金屋惣兵衛 | |
| 綿屋町 | 三 | 三五〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三四〇〇〇 | 同 | 和泉屋仁左衛門 | |
| 夫婦町 | 三 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 天王寺屋三郎兵衛 | |
| 池田町 | 五 | 五九・五〇〇 | 一〇〇〇 | 五八・五〇〇 | 同 | 榎並屋庄兵衛 | |
| 北森町 | 六 | 三〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二九〇〇〇 | 同 | 綿屋與三右衛門 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄名 | 氏名 | 備考 |
|----------|-------|-----------|-------|-----------|-----|---------|-------|
| 南森町 | 二五 | 二八〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二七〇〇〇 | 同 | 堺屋次左衛門 | |
| 有馬町 | 二九 | 四四・五〇〇 | 一〇〇〇 | 四三・五〇〇 | 同 | 鴻池屋彌右衛門 | |
| 越後町 | 二六 | 三七〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三六〇〇〇 | 同 | 繪所徹西 | |
| 旅籠町 | 三 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 繩屋仁兵衛 | |
| 堀川町 | 二七 | 五一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 五〇〇〇〇 | 同 | 綿屋茂安 | |
| 魚屋町 | 二〇 | 二三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二〇〇〇〇 | 同 | 北野屋忠兵衛 | |
| 天神筋町 | 三三 | 四〇〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三九〇〇〇 | 同 | 茶屋半兵衛 | |
| 宮之前町 | 二六 | 二五・〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | 同 | 若狭屋仁兵衛 | 人足役無役 |
| 宮下町 | 三六 | 三三〇〇〇 | 一〇〇〇 | 三二〇〇〇 | 同 | 福島屋太郎兵衛 | 人足役無役 |
| 東樽屋町 | 二六 | 三〇・七五〇 | 一〇〇〇 | 二九・七五〇 | 同 | 紙屋八右衛門 | |
| 鳴尾町 | 三三 | 三九・五〇〇 | 一〇〇〇 | 三八・五〇〇 | 同 | 綿屋市兵衛 | |
| (計) | 二、一〇四 | 二、三三二・二〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、三三二・二〇〇 | | | |
| 堀川より西堂島迄 | | | | 二、三三二・二〇〇 | | | |
| 樋之上町 | 三六 | 六六・〇〇〇 | 一〇〇〇 | 六四・〇〇〇 | 同 | 小島屋次兵衛 | |
| 拾壹丁目 | 三 | 六四・〇〇〇 | 一〇〇〇 | 六三・〇〇〇 | 同 | 平野屋市兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|---------|----|--------|-------|----------|-----|----------|----------------------------------|
| 同 下半町 | 三 | 三五・〇〇〇 | | 三五・〇〇〇 | | 判形 人不極 | 但寄町二屋敷故年寄無之 |
| 船大工町 | 三元 | 四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四・二五〇年寄 | | 堺屋善左衛門 | |
| 堂島船大工町 | 四〇 | 四七・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 四七・五〇〇同 | | 舟橋屋作兵衛 | |
| 同 裏壹丁目 | 一六 | 二・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二・〇〇〇同 | | 熊野屋三郎右衛門 | |
| 同 裏貳丁目 | 九 | 一・三〇〇 | 一・〇〇〇 | 一・三〇〇同 | | 金谷作右衛門 | |
| 同 永來町 | 二 | 二六・〇〇〇 | | 二六・〇〇〇 | | 鹽屋庄次郎 | 但壹丁壹屋敷故年寄無之 |
| 同 彌左衛門町 | 三 | 二六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇年寄 | | 倉橋屋庄兵衛 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 老 松町 | 六〇 | 六〇・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 五九・五〇〇同 | | 有 松 榮 順 | |
| 小 島町 | 四 | 五八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 五七・〇〇〇同 | | 銚屋四郎兵衛 | |
| 南木幡町 | 二 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇同 | | 有馬屋彌三左衛門 | 一軒年寄城役、四軒之分小廻大膳殿屋敷當町に預け候可無役町設計仕候 |
| 北木幡町 | 三 | 四四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 四三・〇〇〇同 | | 鑰屋源兵衛 | |
| 南富田町 | 三 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | | 松屋七兵衛 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 北富田町 | 二 | 二九・〇〇〇 | | 二九・〇〇〇同 | | 松屋七兵衛 | |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代 | 氏名 | 備考 |
|----------|-------|-----------|-----------|-----------|-----|----------|------------------|
| 伊 勢町 | 二四 | 三九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三七・〇〇〇同 | | 俵屋善七 | |
| 源 藏町 | 二九 | 三一・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 三〇・五〇〇同 | | 雜賀屋次郎右衛門 | |
| 西樽屋町 | 二九 | 三四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三三・〇〇〇同 | | 山崎屋新四郎 | |
| (計) 一八町 | 五〇六 | 六九七・五〇〇 | 三・五〇〇 | 六七五・〇〇〇 | | | |
| 勘助島 | | | | | | | |
| 船津町 | 一四 | 四・九三二 | | 四・九三二同 | | 茜屋庄左衛門 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 川本町 | 一三 | 四・八六三 | | 四・八六三同 | | 茜屋庄左衛門 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| 白井町 | 三 | 四・七九五 | 〇・七六七 | 四・〇七八同 | | 茜屋庄左衛門 | 但年寄他町に住宅當町に家屋敷無之 |
| (計) 三町 | 五 | 一四・五八九 | 〇・七六七 | 一三・八二二 | | | |
| 合計 七一町 | 二、六六八 | 三、〇三四・二八九 | 一八・二六七 | 二、九六六・〇二二 | | | |
| 三郷計 五四八町 | 一、四三二 | 一、〇四四・五二七 | 一、〇四四・五二七 | 一、〇三九・三三八 | | | |

北組天満組支配新地之分

●肥後島町新屋敷

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 |
|---------|----|--------|-------|--------|
| 湊 橋町 | 四 | 四・〇〇〇 | | 四・〇〇〇 |
| 堂島新地壹丁目 | 一六 | 一六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 |

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄又は名代 | 氏名 | 備考 |
|----------|----|-------------|-------|--------|--------|----|------------|
| 同 新地貳丁目 | 一五 | 一五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地三丁目 | 一五 | 一五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地四丁目 | 一五 | 一五・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地五丁目 | 一四 | 一四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地中壹丁目 | 三三 | 三三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 三二・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地中貳丁目 | 二四 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地中三丁目 | 二三 | 二三・〇〇〇惣年寄年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地北町 | 二三 | 二三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 新地裏町 | 二五 | 二五・〇〇〇 | | 二五・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 安治川上壹丁目 | 二〇 | 二〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 上貳丁目 | 二〇 | 二〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 安治川北壹丁目 | 一九 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 北貳丁目 | 一八 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 北三丁目 | 一九 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |

但當町に年寄屋敷無之

但當町に年寄屋敷無之

北組南組支配新地之分

| | | | | | | | |
|---------|-----|---------------------|--------|---------|--|--|----------------|
| 同 南壹丁目 | 一九 | 一九・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | | | |
| 同 南貳丁目 | 一八 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | | | |
| 同 南三丁目 | 一八 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | | | |
| 同 南四丁目 | 一八 | 一八・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 | | | |
| (計) 二〇町 | 三七六 | 三七六・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | 三五七・〇〇〇 | | | ●印を附せるは町數に算入なし |
| 北堀江壹丁目 | 九 | 二〇・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 貳丁目 | 一七 | 二五・〇〇〇多未由俣井頭屋敷一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 三丁目 | 一四 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 四丁目 | 一九 | 二六・〇〇〇任寄屋敷左邊門年寄 | 一・〇〇〇 | 二四・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 五丁目 | 一七 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 南堀江壹丁目 | 一五 | 二三・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二二・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 貳丁目 | 一三 | 二四・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |
| 同 三丁目 | 一三 | 二六・〇〇〇年寄 | 一・〇〇〇 | 二五・〇〇〇 | | | 但當町に年寄屋敷無之 |

但當町に年寄屋敷無之

●印を附せるは町數に算入なし

| 町名 | 家數 | 役數 | 無役數 | 差引役數 | 年寄代名 | 氏名 | 備考 |
|--------|----|--------|-------|--------|------|----|----|
| 同 四丁目 | 二 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | |
| 同 五丁目 | 一八 | 二八・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二七・〇〇〇 | | | |
| 御池通壹丁目 | 二 | 一九・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一八・〇〇〇 | | | |
| 同 貳丁目 | 一六 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | |
| 同 三丁目 | 二〇 | 二四・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | | |
| 同 四丁目 | 一〇 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | |
| 同 五丁目 | 一七 | 二四・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・五〇〇 | | | |
| 同 六丁目 | 一五 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | |
| 橋通壹丁目 | 三 | 一六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | | | |
| 同 貳丁目 | 一七 | 二一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 | | | |
| 同 三丁目 | 一三 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | | | |
| 同 四丁目 | 一三 | 一四・五〇〇 | 一・〇〇〇 | 一三・五〇〇 | | | |
| 同 五丁目 | 一〇 | 一六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | | | |
| 同 六丁目 | 一三 | 二〇・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 | | | |

但當町に年寄屋敷
無之
但當町に年寄屋敷
無之

| | | | | | | |
|--------|----------------------|-----------|-------------------|---------|--|--|
| 同 七丁目 | 一九 | 二一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 | | |
| 同 八丁目 | 一七 | 二三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | |
| 富島町壹丁目 | 二 | 一七・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 | | |
| 同 貳丁目 | 一八 | 三六・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三五・〇〇〇 | | |
| 古川町壹丁目 | 一〇 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | | |
| 同 貳丁目 | 二四 | 二五・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 | | |
| 幸町壹丁目 | 九 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | | |
| 同 貳丁目 | 八 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | | |
| 同 三丁目 | 八 | 一一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | | |
| 同 四丁目 | 九 | 一三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | | |
| 同 五丁目 | 八 | 一一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | | |
| (計) | 四五 | 六七四・〇〇〇 | 四一・〇〇〇 | 六三三・〇〇〇 | | |
| 合計 | 八七 | 一、〇五〇・〇〇〇 | 六〇・〇〇〇 | 九九〇・〇〇〇 | | |
| 總計 | 六〇一町一七、二七九二〇、五〇三・八五五 | | 一、二四・五七一九、三七九・三三八 | | | |

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第一節 大阪市

元禄以後に於ける町数・石高・家数・役数・郷別無役数の三

元禄十三年に於ける家数・役数等は前記の如く詳なるも、同年間に於ける各町毎の石高を示せる舊記なきのみならず、三郷の總石高を明にせしものさへなきは憾むべし。然れども其の後に於ける石高は家数・役数と共に三郷別に記せるものあり、依て今年を距る遠からざる享保年間と、其の後の明和(家数を欠く)・天明年間に於ける家数・役数・石高、及び慶應三年に於ける役数を表示せん。但し享保年間に於ける家数の内譯と合計と符合せざるは原書に誤記あるなるべし。又明和四年の三郷石高壹萬六千六百六拾九石壹斗七升四合は、已記寛永十一年地子銀免除以前に於ける同石高の壹萬壹千壹百八拾參石參斗九升八合壹勺五才の八つ成八千九百四拾六石七斗壹升八合五勺貳才に比して、壹千七百貳拾貳石四斗五升五合四勺八才の増加なり。又慶應三年に於ける家数と石高は共に不明なるも、石高は天明三年以後新に加はりし市街なければ、同年間の分と大差なからん。

| 區別 | 町数 | 石高 | 家数 | 役数 | 無役数 | 差引役数 |
|--------------|-----|---------------|------------------|-------------|------------|-------------|
| 享保年間 | 六〇五 | 一〇、三七七・七二、三三 | 一八、一九五 (八、二五) | 二〇、五九八・六〇五〇 | 一、七〇三・〇七五〇 | 一八、八九五・五三〇〇 |
| 北組 | 二四九 | 四、六六〇・五七、五〇 | 六、八三四 | 八、〇六一・七二六〇 | 四五五・三〇〇〇 | 七、六〇六・四二六〇 |
| 南組 | 二五三 | 三、九二二・四七四、八五 | 七、九二七 | 八、八九二・八四〇〇 | 七一一・六五〇〇 | 八、一一八・一九〇〇 |
| 天満組 | 一〇四 | 一、八〇四・七〇九、八七 | 三、四四四 | 三、七〇七・〇四九〇 | 五三六・二五〇〇 | 三、一七〇・九二四〇 |
| 明和(四年石高)五年役数 | 六二八 | 一〇、六六九・一七四、〇〇 | | 一〇、八〇〇・〇〇〇〇 | 一、七五五・〇〇〇〇 | 一九、〇五五・〇〇〇〇 |

| 區別 | 町数 | 石高 | 家数 | 役数 | 無役数 | 差引役数 |
|------|-----|---------------|--------|-------------|------------|-------------|
| 天明年間 | 六二〇 | 一一、二六二・七二四、二五 | 一九、一九二 | 二二、〇七〇・五〇八七 | 一、八七八・二六六七 | 一九、一九二・二七二〇 |
| 北組 | 二五〇 | 五、〇五〇・四一九、三一 | 七、三九九 | 八、一九六・九二二〇 | 五二四・八五一〇 | 七、六八二・〇七一〇 |
| 南組 | 二六一 | 四、三〇一・五五三、二九 | 八、二九三 | 九、一〇二・四〇七七 | 七六六・六七六七 | 八、三三五・七三二〇 |
| 天満組 | 一〇九 | 一、九一〇・七四一、六五 | 三、五三九 | 三、七七一・一七九〇 | 五八六・七〇九〇 | 三、一八四・〇七〇〇 |
| 慶應三年 | 六二〇 | | | 二二、〇一五・九三五五 | 一、五五八・七五四七 | 一九、四五七・一八〇八 |
| 北組 | 二五〇 | | | 八、二〇二・六二二〇 | 五八二・六六八〇 | 七、六一九・九五四〇 |
| 南組 | 二六一 | | | 九、〇六〇・二〇七五 | 八〇三・七七〇七 | 八、二五六・四三六八 |
| 天満組 | 一〇九 | | | 三、七五三・一〇六〇 | 一七二・三二六〇 | 三、五八〇・七九〇〇 |

備考 明和五年の役数は端数の切捨てられあるものなり。

三郷の町々は此く地子銀を免除せられたるも、郡部代官支配地にして三郷に入れる謂ゆる市郡兩屬の地あり、九條村町(西成郡)・野田町の一部(東成郡)・西高津町・西高津新地一丁目乃至九丁目・南瓦屋町の一部たる瓦土取場・元伏見坂町(郡西高津村)・難波新地一丁目乃至三丁目(難波村)等是れなり。此の

各町は三郷に對して町役を負擔すると共に、石高に對する年貢を郡部代官所に上納せり、年貢を上納せるは郡村格にして、町役を負擔せるは三郷格なり、故に舊徳川時代に於ける大坂三郷には貢租を負擔すべきものとしての石高なるものなし。然れども明治維新後に至りて大阪市街專屬となりし此の兩屬地、及び編入せられたる接續町村の舊石高は、有租石高として大阪市の部に記載せられざるべからず。然るに兩屬地たりし九條村町・野田町の一部・西高津町・元伏見坂町等の舊石高は明ならず、難波新地一丁目乃至三丁目は其の開發當時に於ける石高は明なれども、難波村と區別せる其の後に於ける石高の載せられたる記録に接せざれば、同じく不明とするの外なし。依て明治維新後本市に入りし舊石高を調査すれば、明治元年七月西成郡西高津村の内なる瓦土取場の百參拾壹石九斗七升九合、同六年十一月十七日同村の内なる鹽町口野畑の拾壹石參斗貳升九合、西高津村受所即ち西高津新地一丁目乃至九丁目の貳百拾八石八斗七升、同三十年四月一日西成郡諸町村の壹萬參千五百七拾九石貳斗五升五合、東成郡の同參千貳百參拾七石八斗壹升壹合にして、合計壹萬七千壹百七拾九石貳斗四升四合なり。而して大坂三郷の既往に於ける人口(表第一)及び現在區域に於ける舊石高・反別・人口等の新舊市別(表第二)を表記すれば左の如し。

第一表

| 年次 | 寛文五年 | 元祿十六年 | 寛延二年 | 明和元年 | 天明七年 | 天保九年 | 同十三年 | 同十四年 | 明治元年 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | 二六、七六〇 | 三五、七〇八 | 四〇、四一六 | 四九、八六三 | 三七、七四〇 | 三三、七〇一 | 三五、〇四三 | 三三、〇七一 | 二六、三〇六 |

備考 天明七年の人口は米價暴騰の爲め同二年より減少に傾きたる減少の極度なり。又天保九年の減少は同七八年に於ける凶作と兵火の爲め、同十四年に減じたるは同年人別改の制を布かれたる爲め、明治元年の減少は兵亂の爲めなり。

第二表

| 區別 | 舊石高 | | 明治九年改明治九年一月一日現在人口 | | 明治卅二年十二月卅一日現在反別 | | 大正元年十二月卅一日現在反別 | | 大正九年十月一日國勢調査人口 | |
|-----|----------|----------|-------------------|---------|-----------------|---------|----------------|---------|----------------|-----------|
| | 東區 | 舊市 | 東區 | 新市 | 東區 | 新市 | 東區 | 新市 | 東區 | 新市 |
| 東區 | 一、八四、三三三 | 一、八四、三三三 | 一、五、三三八 | 一、五、三三八 | 五、六、〇〇七 | 一、九、三三一 | 五、八、〇〇八 | 一、九、三三一 | 七、三、〇〇〇 | 二、五、一、三三三 |
| 新市 | 一、八四、三三三 | 一、八四、三三三 | 一、五、三三八 | 一、五、三三八 | 三、五、〇〇〇 | 一、七、九七三 | 三、三、〇〇〇 | 一、七、九七三 | 一、七、九七三 | 一、七、九七三 |
| 東成郡 | 一、八四、三三三 | 一、八四、三三三 | 一、五、三三八 | 一、五、三三八 | 二、〇、九七五 | 二、二、三三三 | 二、六、一八八 | 二、六、一八八 | 四、一、七七七 | 四、一、七七七 |
| 南區 | 二、二、三五一 | 二、二、三五一 | 五、八三〇 | 五、八三〇 | 四、五、三二二 | 一、九、八二二 | 一、八、八四〇 | 二、六、五九九 | 五、二、〇〇〇 | 四、八、七七三 |
| 舊市 | 二、二、三五一 | 二、二、三五一 | 五、八三〇 | 五、八三〇 | 二、九、七〇二 | 一、三、六二六 | 四、四、八〇〇 | 一、三、六二六 | 一、三、六二六 | 一、三、六二六 |
| 新市 | 二、二、三五一 | 二、二、三五一 | 五、八三〇 | 五、八三〇 | 一、五、五三〇 | 二、五、五三六 | 六、四、〇〇〇 | 一、〇、二二二 | 三、三、二五五 | 三、三、二五五 |
| 東成郡 | 二、二、三五一 | 二、二、三五一 | 五、八三〇 | 五、八三〇 | 一、五、五三〇 | 二、五、五三六 | 六、四、〇〇〇 | 一、〇、二二二 | 三、三、二五五 | 三、三、二五五 |

現在區域に於ける舊石高・反別・人口等の區別

編入地の舊石高

明治以前に於ける大坂の人口

| 區別 | 舊石高 | 明治九年改 正有租地反 月一日現在 人口 | 明治九年一 月一日現在 市町村施設 行當時反別 | 同上人口 | 明治卅二年 十二月卅一 日現在反別 | 同上人口 | 大正元年十 二月卅一日 現在反別 | 同上人口 | 大正九年十 月一日感勢 調査人口 |
|-----|------------|-------------------------------|----------------------------------|--------|-------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|
| 西成郡 | 二,〇三・七五二 | 一七,一九三 | 一五,八三三 | 二五,五六六 | 三三,〇五〇 | 七,一七七 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 西成郡 | 七,九〇六・〇二一 | 一七,七二七 | 一〇,五五二 | 一七,八七九 | 一〇,二九八 | 二七,〇九八 | 一〇,二九八 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 新市 | 七,九〇六・〇二一 | 一七,七二七 | 四〇,〇五五 | 一〇,二九八 | 一〇,二九八 | 四四,〇四四 | 一〇,二九八 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 新市 | 七,九〇六・〇二一 | 一七,七二七 | 一〇,五五二 | 一五,七五一 | 一〇,二九八 | 四四,〇四四 | 一〇,二九八 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 西成郡 | 七,九〇六・〇二一 | 一七,七二七 | 一〇,五五二 | 一五,七五一 | 一〇,二九八 | 四四,〇四四 | 一〇,二九八 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 北區 | 五,八五五・六六九 | 五,五五〇・〇〇六 | 二四,六五一 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 新市 | 五,八五五・六六九 | 五,五五〇・〇〇六 | 二四,六五一 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 新市 | 五,八五五・六六九 | 五,五五〇・〇〇六 | 二四,六五一 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 一〇,六三九 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 東成郡 | 二,〇三・七五二 | 二,七・五〇八 | 二,六八三 | 三,一九二 | 三,一九二 | 五,八〇五 | 三,一九二 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 東成郡 | 二,〇三・七五二 | 二,七・五〇八 | 二,六八三 | 三,一九二 | 三,一九二 | 五,八〇五 | 三,一九二 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 西成郡 | 二,〇三・七五二 | 二,七・五〇八 | 二,六八三 | 三,一九二 | 三,一九二 | 五,八〇五 | 三,一九二 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 西成郡 | 二,〇三・七五二 | 二,七・五〇八 | 二,六八三 | 三,一九二 | 三,一九二 | 五,八〇五 | 三,一九二 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |
| 總計 | 一七,七一九・四四二 | 一七,七二七 | 一五,八三三 | 二五,五六六 | 三三,〇五〇 | 七,一七七 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 | 三三,〇五〇 |

備考

一、明治三十年四月一日編入の新市舊石高は、其の全部編入せられたるもの、分を算入し、一部編入のものに分割し得ざるにつき加算せず。又瓦土取場・鹽町日野畑及び西高津受所の人口・反別(舊石高を除く)は總て舊市に包含す。

一、明治三十二年十二月三十一日現在人口は、大阪府統計書記載の人口に據る、但し新市の分は同三十三年四月一日より新町名設定の爲め大阪市に於て調査したる同三十二年十一月一日現在人口を以て同人口と見做し、同人口を除去したる數を舊市人口として記載せり。

一、明治三十二年十二月三十一日現在反別中、舊市に屬する分は大阪府統計書に依り、新市に屬する分は同三十三年四月一日より新町名設定の爲め大阪市に於て調査したる同三十二年十一月一日現在反別に依る。

區畫の沿革

明治以後に於ける區畫の變遷は、已に第二篇第一章に記する所の如くなるも、今其の概要を記すれば、明治二年五月四日從來の三郷を廢して東・西・南・北の四大組と爲し、大組は更に之を番組に分ち、其の番組の數東大組に二十六、南大組に八、西大組に十四、北大組に十五、計六十三番組たり。同四年五月八日番組を廢して「いろは」組に改め、各組の下にまた番組を置き、東大組は「い組」より「ね組」迄の二十組にして六十八番組、南大組は「い組」より「た組」迄の十六組にして五十七番組、西大組は「い組」より「ぬ組」迄の十組にして五十四番組、北大組は「い組」より「を組」迄の十二組にして三十二番組、計五十八組・二百十一番組に分たれしも、翌五年三月十七日更に之を廢してまた七十九區に分畫せられ、東大組は二十三區、南大組は十四區、西大組は二十二區、北大組は二十區たり。同八年

四月三十日大小區制を布かれ、東大組を第一大區と改めて二十三小區、南大組を第二大區と改めて十四小區、西大組を第三大區と改めて二十三小區、北大組を第四大區と改めて二十小區を置き、小區の數は八十を算したるしが、同九年九月三十日其の小區は合併更正せられて、第一大區・第二大區は共に九小區、第三大區は十一小區、第四大區は六小區、計三十五小區に減少せり。然るに同十二年二月十日四區七郡の設置に際し、第一大區を東區、第二大區を南區、第三大區を西區、第四大區を北區と改稱せらる、現今の四區即ち是れなり。同月二十一日各區内は分畫せられて、東區は九、南區は七、西區は十一、北區は六、計三十三分畫たり。同十三年七月二日また毎町村制に改まり、東區の百五十七町中其の二十六ヶ町は獨立し、百三十一ヶ町は十七聯合を爲し、西區の百七十五町中其の九十五ヶ町は獨立し、八十ヶ町は二十八聯合を爲したるも、南・北兩區の各町は記録に接せざるを以て之を知る由なきは憾むべし。同十四年八月二十九日聯合制に改まりて、東・南兩區は共に九、西區は十一、北區は八、計三十七聯合たり。同十七年七月一日戸長役場管理區域設定せられ、東區に九、南區に十三、西區に十一、北區に十、計四十三の戸長役場を設けられしが、同十九年三月三十一日限り戸長役場は廢せられ、其の事務は區長の兼攝する所となりて、同二十二年四月一日の特別市制施行に至る。市は復た其の區域の廣きが爲め、小學校等の設置又は其の一部に於て共有せる財産に關し、一定の區域を限りて之が維持經營を爲せるものあり、即ち一は小學校等の設置に關する經費の負擔區、一は共

聯合區の沿革

有財産事務に關する財産區にして、謂ゆる聯合區と稱するもの是れなり。小學校の設置負擔區は小學校令に基きて區域を定め、地方學事通則に依りて教育事務に關する區會を設定し、共有財産事務に關する財産區は市制に依りて區會を設定せり、何れも公法人の資格を有し、市に於ける重要な關係を爲せり。然れども之に關する記録の缺如せるが爲め其の沿革詳ならず、今單に探り得たる範圍に於て之を記すれば、明治五年三月十七日四大組七十九區の制あるに際し小學校を每區に設置することに決し、翌六年三月其の小學區を七十四に改めて之が設置を促し、同九年四月に至りて豫定の如く設置完成せしかば、其の費用を各區の負擔たらしめたるものは小學校設置負擔區の濫觴なり。然るに同十三年十二月教育令の改正せらるゝや、其の趣旨に基きて小學區を擴張し、漸を追ふて數箇小學校の經濟を共通せしむるの方針を立て、同十四年十一月全市を十五學區・七十四校に定め、東・南・西の三區を各三學區に分ち、校數を東區及び西區は各二十二、南區は十一、北區を六學區に分ちて校數を十九となし、同十七年六月戸長役場管理區域の設定に伴ひ、更に其の學區を三十九に改めて東區を九、南・西二區を各十一、北區を八となし、以て一學區一校制に變じければ、従前に比して三十五校を減じ、同十九年三月三十一日戸長役場廢せられて其の事務は總て區長に於て行ふこととなりしを以て、翌二十年四月以後は行政區を以て組織したる區會、即ち舊大區の區會に於て議決することとなり、經濟は四區別に統一せられしが、同二十二年十月一日特別市制の實施と共に、各區に於ける聯合區會は消滅して、全市共通の經濟に

移れり。然るに同二十三年十月小學校令の改正あり、府知事は更に尋常小學校設置負擔區を定むるものとして市會に諮問する所あり、之に對し市會は全市共通制を可決報告したるも、府知事は二十五年五月二十一日を以て尋常小學校の校數並に其の位置、及び其の設置に關する負擔區を指定して、翌二十六年四月一日より實施せり。其の指定されたる負擔區は全市にて三十九、即ち東・南兩區は各九、西區は十一、北區は十なり。校數は一區一校なるを以て負擔區數に同じ、即ち現在制の初めなり。而して之と共に市は同日より四區の區域を以て高等小學校設置負擔區と爲し、尙ほ同年四月五日尋常小學校設置負擔區を以て幼稚園の設置負擔區、同年十二月二十八日實業補習學校の設置負擔區と爲せしが、同三十年四月一日より編入せられたる新市に於ける小學校設置負擔區を同年九月二十日を以て定め、東區に入りし分を三、南區に入りし分を五、西區に入りし分を六、北區に入りし分を八、計二十二に分ちて高等小學校を此の設置負擔區に併置せしむ。故に舊市に於ては尋常小學校の設置負擔區と高等小學校の設置負擔區を異にせるに反し、新市に於ては兩者其の負擔區を一にして、其の負擔區は舊市に於ける尋常小學校設置負擔區に同じ。依て新市の小學校設置負擔區と舊市の尋常小學校設置負擔區を併せて數ふれば、東區は十二、南區は十四、西區は十七、北區は十八にして、全市の總計に於て六十一となる。同三十七年十月西區に於ける負擔區の一を分離して二(春日出町外十一ヶ町及び西九條上之町外三ヶ町)となし、同三十九年九月北區に於ける同負擔區の二を併せて一(第一聯合)となし、同四十四年四月西區に於て新に一の負擔區(藥津埋立地の各町に於ける分)

を設け、大正五年二月同區の負擔區二を併せて一(天保町と藥津埋立地の各町を併せて藥津聯合)となしければ、差引北區に一を減じて同區の負擔區は十七となり、西區に一を増して同區の負擔區は十八となりしも、全市の總計に於ては異動なし。而して共有財産事務に關する財産區は、明治二十三年七月三十日區會條例を以て設置以來、追加改廢し來りて、今は多く舊市の尋常小學校設置負擔區及び新市の小學校設置負擔區と一致し、其の一致せざるものは僅に一二に過ぎず。故に此の舊市の尋常小學校設置負擔區及び新市の小學校設置負擔區は、殆んど謂ゆる各聯合の區域を爲せるものにして、本書の各區内を分記するに用ゆる聯合即ち是れなり。

大阪市長

| 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
|----------|-------------|-------------|
| 田村太兵衛 | 明治三十一年十月十二日 | 明治三十四年六月十日 |
| 代理 後藤 玉城 | 同 三十四年八月十一日 | 同 三十四年九月二日 |
| 鶴原 定吉 | 同 三十四年八月卅一日 | 同 三十八年七月二十日 |

大阪市助役

| 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
|-------|-------------|-------------|
| 平沼 淑郎 | 明治三十一年十月廿六日 | 明治三十四年六月廿一日 |
| 後藤 玉城 | 同 三十一年十月廿二日 | 同 三十四年九月四日 |
| 菅沼 達吉 | 同 三十四年九月十八日 | 同 三十八年二月廿三日 |
| 池原鹿之助 | 同 三十四年七月十一日 | 同 三十九年一月十七日 |
| 川地喜三郎 | 同 三十八年四月八日 | 同 三十九年四月十七日 |

| 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 | 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------------------|-------------|-------------|
| 池原鹿之助 <small>代理</small> | 明治三十八年七月廿一日 | 明治三十八年五月十三日 | 松村 敏夫 | 明治三十九年四月十二日 | 明治四十二年七月三日 |
| 山下 重威 | 同 三十八年五月十一日 | 同 四十二年五月二十日 | 吉村 平造 | 同 三十九年五月廿二日 | 同 四十二年九月二日 |
| 後藤 <small>代理</small> 玉城 | 同 四十二年五月廿一日 | 同 四十二年八月十九日 | 藤村 守壽 | 同 四十二年七月六日 | 同 四十二年五月二十日 |
| 植村 俊平 | 同 四十三年八月二十日 | 同 四十五年七月廿七日 | 後藤 玉城 | 同 四十二年五月五日 | 同 四十三年十月五日 |
| 村上 <small>代理</small> 庸吉 | 同 四十五年七月廿七日 | 同 二年一月廿八日 | 大谷 順作 | 同 四十三年十月八日 | 同 四十五年七月廿一日 |
| 肝付 <small>男爵</small> 兼行 | 同 二年一月廿七日 | 同 二年八月一日 | 村上 庸吉 | 同 四十三年十月八日 | 同 二年三月廿八日 |
| 澤田 <small>代理</small> 牛麿 | 同 二年八月五日 | 同 二年十月一日 | 澤田 牛麿 | 同 二年三月四日 | 同 二年十月十八日 |
| 池上 四郎 | 同 二年十月十五日 | 任 | 武石 胤雄 | 同 二年七月二日 | 同 三年一月八日 |
| | | | 小林 重威 | 同 二年五月六日 | 同 四年五月十一日 |
| | | | 關 <small>法學博士</small> 一 | 同 三年七月十日 | 任 |
| | | | 有田 邦敬 | 同 四年五月十四日 | 任 |
| | | | 木南 正宣 | 同 九年四月二日 | 任 |

東區長

西區長

| | | | | | |
|-------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|
| 森田 稔 | 明治十二年二月廿一日 | 明治十四年九月五日 | 金澤卯左衛門 | 明治十二年二月廿一日 | 不詳 |
| 熊谷 新 | 同 十五年六月十四日 | 同 十六年五月十九日 | 河口 淳不 | 詳 | 明治十四年四月十四日 |
| 宮崎 鐵幹 | 同 十六年五月十九日 | 同 二十二年四月一日 | 杉浦 貞利 | 明治十四年四月十四日 | 同 十五年三月廿七日 |
| 淺井 寛貞 | 同 二十二年 | 同 二十六年三月二十日 | 立石 包正 | 同 十五年三月廿七日 | 同 二十二年三月廿九日 |
| 山口 昌壽 | 同 二十六年五月 | 同 三十年 | 白男川實福 | 同 二十二年十月 | 同 二十九年夏 |
| 平井 保徳 | 同 三十年 | 同 三十八年五月廿二日 | 白石 純治 | 同 二十九年夏 | 同 三十年夏 |
| 梶原平太郎 | 同 三十八年五月廿二日 | 同 三十九年一月 | 白男川實福 | 同 三十年夏 | 同 三十八年五月廿二日 |
| 滿野 順一 | 同 三十九年二月 | 同 四十三年二月三日 | 坂田 耕平 | 同 三十八年五月廿二日 | 同 四十五年二月十五日 |
| 傍示 貞治 | 同 四十三年二月三日 | 同 四十四年七月四日 | 伊 佐 壽 | 同 四十五年二月十五日 | 同 二年四月廿一日 |
| 小川 平馬 | 同 四十四年七月四日 | 同 二年四月廿一日 | 小川 平馬 | 同 二年四月廿一日 | 同 五年七月廿九日 |
| 田中兵太郎 | 同 二年四月廿一日 | 同 七年八月三日 | 池川大次郎 | 同 五年七月廿九日 | 任 |
| 坂本 重英 | 同 七年八月三日 | 任 | | | |

南區長

北區長

高田 傳藏 明治十二年二月廿一日 明治十八年四月廿九日
 河口 淳 明治十二年二月廿一日 明治十五年五月十日

| 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 | 氏名 | 就任年月日 | 退任年月日 |
|-------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|
| 渡邊 鼎 | 同・十八年五月一日 | 同 十九年七月 | 立石 包正 | 同 十五年五月十日 | 同 十五年七月 四日 |
| 小柴 景起 | 明治十九年六月 | 明治二十二年三月 | 鹿島彌兵衛 | 明治十五年七月 四日 | 不詳 |
| 小柴 景起 | 同 二十二年四月 | 同 二十二年九月 | 増田 潤 | 不詳 | 不詳 |
| 浮田 桂造 | 同 二十二年九月 | 同 二十三年六月 | 加藤 海藏 | 明治二十年三月廿八日 | 明治二十二年四月 一日 |
| 安井 健治 | 同 二十三年六月 | 同 三十一年四月 | 邊見 惟武 | 同 二十二年十月 | 同 二十六年八月 |
| 櫻井 義起 | 同 三十一年三月廿一日 | 同 三十三年二月 五日 | 山口 幸七 | 同 二十六年九月十一日 | 同 三十四年四月廿二日 |
| 井上 正陽 | 同 三十三年二月 六日 | 同 三十八年三月廿二日 | 梶原平太郎 | 同 三十四年五月十一日 | 同 三十八年五月廿二日 |
| 平井 保徳 | 同 三十八年三月廿二日 | 同 四十二年五月 四日 | 白男川 實福 | 同 三十八年三月廿二日 | 大正 二年四月廿一日 |
| 紫安新九郎 | 同 四十二年五月 四日 | 同 四十五年二月十四日 | 中村 健夫 | 大正 二年四月廿一日 | 同 三年二月十日 |
| 坂田 松平 | 同 四十五年二月十五日 | 大正 二年四月廿一日 | 高久 要 | 同 三年二月十日 | 同 七年八月 三日 |
| 坂本 重英 | 大正 二年四月廿一日 | 同 七年八月 三日 | 田中兵太郎 | 同 七年八月 三日 | 同 七年八月 三日 |
| 高久 要 | 同 七年八月 三日 | 同 七年八月 三日 | | | |

第一項 東 區

大阪城地

馬場町・大手前の町・京橋前の町・杉山町・法園阪町（五ヶ町）

此の五ヶ町の地はもと東成郡に屬し、豊臣氏時代に於ける本丸・二の丸及び三の丸の内なり、谷町一丁目乃至四丁目の東にありて、北は平野川・寢屋川に臨み、東は猫間川を以て東成郡に界し、南は玉造の各町及び久寶寺町一丁目・同二丁目に接す。元和元年五月落城後、松平下總守忠明の城主となるや、本丸・二の丸を城地に充て、三の丸を壊平して城地附屬の地若干を殘し、他は之を市街地と爲せり。此の區域は即ち其の城地及び附屬の地にして、同五年七月忠明の大和郡山に移るに及び幕府の所轄に歸し、城代初め幕吏の邸第公衙等の所在地となれり。されば城地及び其の附屬地として大阪城代の直管たりしが、明治初年の政變に依りて大阪府の所管に歸し、同二年十一月二日更に兵部省の所管に轉す（兵部省は即ち後の陸軍省なり）、而して翌三日此の區域の内なる玉造定番下屋敷は東成郡森村に轉出し、同四年五月八日此の區域内に挿まれたる大阪市街南組の上本町一丁目・同二丁目は同市街の町名より除かれて此の區域に入り、同十二年二月十日四區七郡の設置あるに當り初めて東區に編入せられ、同時に先年東成

郡森村に轉出したる玉造定番下屋敷を此の區域に復し、同年五月二十七日地區を按排して馬場町・京橋前の町・大手前の町・法圓阪町・杉山町の五ヶ町に分ち、谷町一丁目・同二丁目の内を大手前の町に編入せらる、現在の各町是れなり。

馬場町は中央大阪城郭内の全部、及び東南玉造口門外より西北京橋口門外に至る城濠に沿へる一帯を包擁し、本丸内に第四師團司令部を置き、其の東に同師團經理部、北に大阪市上水道貯水池を設け、二の丸南東に衛戍監獄あり、京橋口門外には大阪偕行社を設けらる。杉山町は京橋口門外より北方濠外に沿ひて東方に繞り、青屋口・玉造口先を経て南方の一角に至る、もと玉造口定番屋敷・同下屋敷を初め同附屬の與力・同心邸及び算用曲輪のありし所にして、町名は杉山のありしに因る。山は玉造口門外算用曲輪の東に接して風景に富みければ、春季に至れば都人の來りて遊宴するもの多かりしが、大阪砲兵工廠敷地立用の爲めに其の土を採られて復た舊形の見るべきなし。大阪砲兵工廠は同町の全部に互り、明治三年二月兵部省に造兵司を置かれたるものは是れ其の起原なり、同四年七月大阪造兵司と改め、同五年二月大砲製造所・同八年二月砲兵第二方面砲兵支廠と改稱し、同十二年十月砲兵工廠を東京及び大阪に設置せらるゝに及びて更に大阪砲兵工廠となる。敷地は同三十五年三月十二日擴張せられて東成郡城東村大字鴨野字辨天島・同永田に及び、其の二萬四千三百九十一坪は同敷地に入れり。法圓阪町は南部にあり、もと大坂市街六百二十町の内なりし上本町一丁目・同二丁目の地を包擁し、

各町の區域及び現況

杉山の址

大阪砲兵工廠

谷町代官所
東町奉行所
址

通路には地藏小路・廣小路等の稱あり。大坂城代屋敷・同下屋敷・京橋口定番與力・同心・藏奉行・具足奉行・金奉行・鐵奉行等の邸第のありし所にして、内久寶寺町二丁目に沿へる所には明治初年大阪醫學校及び大阪師範學校を設けられしが、今は大阪陸軍被服支廠及び歩兵第八聯隊・同第三十七聯隊の營舎敷地と爲り、其の北邊の馬場町に接する上本町筋以東には射的場を設けられて且暮銃聲響けり。大手前の町は西方大手口の前部にあるを以て此の名あり。其の南部なる舊京橋口定番屋敷の址には明治初年大阪開成所を設置せられ、次で大阪英語學校と改め、後、第三高等中學校となりて同二十三年京都に移轉せり、現在の第三高等學校是れなり。今は第七旅團司令部・大阪聯隊區司令部・經理部・被服倉庫・大阪陸軍兵器支廠・大阪陸軍幼年學校・第四師團長官舎等の敷地たり。其れより北なる弓奉行・鹽噌小屋のありし所には輜重兵第四大隊・第四師團乘馬厩等を置かる。又道路を隔てたる北側は東・西兩町奉行所のある所なりしが、享保九年三月の大火後、西町奉行所は本町橋詰町の鹽噌小屋を此の南隣地に移して鹽噌小屋の址なる本町橋詰町に轉じ、安永年間代官大屋四郎兵衛在職中本町橋東詰の代官所を西町奉行所の舊地に移せしかば、爾來東町奉行所並に代官所の所在地となり、代官所は謂ゆる谷町代官所にして明治元年の初めには齋藤六藏之が代官たり。同年二月大阪裁判所の司農局を設くるに及び、同代官役邸は其の局舎に充てられ、同三月七日東町奉行所跡には外國事務局を置かれて暫時其の局舎たり。同七月司農局の南・北二局に分るゝや、代官邸は北司農局舎となり、同

元堺町の舊地

青物市場濫觴の地

難波碕

高津宮址

十一月六日治河使を併置せられ、同二年正月北司農局は攝津縣と改まり、同年三月四日西成郡山口村の崇禪寺に移轉するまで引續き其の廳舎たりき、今の陸軍衛戍病院のある所是れなり。京橋前の町は京橋の南詰を西へ寢屋川に沿へる狹長の小區域なり、もと本堺町と稱せしが、享保九年の大火後火除地として公收せられ、代地を道頓堀吉左衛門町南裏に與へられて元堺町となる、今の難波新地一番町是れなり。此の地は天文年間石山本願寺の頃より青物市場の開かれし所にして、元和一統の後に至りても淀屋个庵の所有地に於て繼續開市せしが、慶安四年其の市場敷地を公收せられたる爲め對岸なる片原町に移轉せり、即ち天満青物市場濫觴の場所なり。

本地は天王寺・住吉に連互せる岡陵の中なる難波高津丘の北端を占め、日本書紀神武天皇の條に目ゆる難波碕なり、蓋し當時にありては西は海に瀕し、北より東に互りては山城・大和・河内より流れ來れる諸川の水に圍繞せられて、海中に斗出の形を爲したるより此の稱起りしなるべし。四望開豁廣大幽遠にして、仁徳天皇の高津宮のありし所なり。宮は日本書紀同天皇の條に「元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮」と見ゆるものにして、宮名は難波高津の地名に因みしものならん。天皇は仁寛慈惠に御在しまし、御父應神天皇崩御の後、皇太子菟道稚郎子と互讓三年、遂に皇太子の自裁し給ふに及びて已むなく位に即かせ給ひ、夙に大御心を民政に寄せさせられ、即位の四年高臺に登り炊煙の疎なるを見て三年の課役を免じ、宮殿の朽壞して雨露の御衣を濡す

をも顧みさせられず、諸國より貢租を納めて修營し奉らんと請へるも聽許し給はざりしが、民屋の炊煙漸く熾なるに至り「朕は既に富のり」と欣び給ひて、同十年十月に至り甫めて課役を科して宮殿を造らしめ給ひしのみならず、十一年十月には宮北の郊原を掘り南水を引き西海に通じて堀江と號し、北河の湧を防がん爲めに茨田堤を築き、十二年十二月には大溝を山背の粟隈縣に掘りて田を潤し、十三年九月には茨田の屯倉を立て、十月には和珥池を造り、横野堤を築き、十四年十一月には橋を猪甘津に造り、同年大道を京中に作りて南門より直に指して丹比邑に至らしめ、又大溝を感致に掘り、石川の水を引きて上鈴鹿・下鈴鹿・上豊浦・下豊浦四ヶ所の郊原を潤し、之を墾きて四萬餘頃の田を得、同六十二年には遠江國大井川に流れて其の河曲に停りたる大樹を以て舟を造り、之を難波津に廻航せしめて御船に宛て給へる等、海陸の交通・灌溉に力を注ぎ給へること枚擧に遑あらず。しかも難波津は實に同天皇の奠都より發展の機運を開きて現時の盛況に達せり、我が大阪の同天皇に深き因縁あるを知るべし。然るに年所攸久、特に變遷の甚しき難波津の地なるを以て其の宮址判明ならず、從て諸説紛然として統一する所なし。已に其の宮址を失し、其の宮址を推定すべき史料としては、僅に宮北の郊原を掘りて南水を西海に通せしめ給ひし堀江と、高臺に登りて鹿鳴を聞き給ひし兎餓野、及び宮の南門より直に指して丹比邑に至りし大道のあるのみ。然れども大道は宮の南門より丹比に通じたりと云へるのみなれば、之に依りて宮址の何れなりしかを探らんとするは不可能なり、故に宮址を史料に依

りて推定せんとするには、宮北の堀江と兎餓野の何れなりしかに依らざるべからず。然るに兎餓野は今の北區なる北野より天満邊の舊稱なりと傳へ、堀江は今の太川即ち天満川筋なりといへば、同川を北にして、兎餓野に近き此の區域にありしものと見ざるべからず。一説に云へるが如く堀江は今の空堀通の低地にして宮は其の南にありたりとせんか、人煙稀薄なりし當時なればとて、天満川以北に於ける鹿鳴のいかでか其の地まで達し得べき、況んや空堀通の低地は秀吉の掘りし外濠の址なりといふに於てをや。且つ秀吉築城當時の人なる木下勝俊(長嘯子天叢)の擧白集に「おはします所は、仁徳のむかしの御あとにつくり、みかき給へる玉の臺は四方にてりかゝへて、むかふ面もまはゆきほとなり」と記せり。之に依りて見れば地形の變化今日の如く甚しからざりし秀吉時代に於て、其の地を宮址なりと傳へられ居りしを知るべし。近時大阪市史は前記史料及び座摩・生國魂兩社の舊址等よりして大阪城の地を以て同宮址に宛て、喜田貞吉博士の著書帝都に於ても、同じく宮址を此の大阪城の邊なりとせり、蓋し同宮の此の區域内にありしは已に疑を容るゝの餘地なからん。

- | | | |
|----|-----------------------------|--------|
| 玉葉 | たかきやに登りて見れば煙たつ民のかまとはにきはひにけり | 御製 |
| 新勅 | ふりにける跡に心のとままるは高津の宮の雪のあけほの | 藤原經信 |
| 同 | 春の夜の月に昔や思ひ出る高津の宮に匂ふ梅かえ | 覺延法師 |
| | あれにける高津の宮の手規たれに難波のことかたるらん | 權中納言長方 |

- | | | |
|-------|----------------------------|-------|
| 金葉 | いにしへの難波のことを思ひ出て高津の宮に月のすむらん | 參議師賴 |
| 御集 | 荒れにける高津の宮を來て見れば難の虫やあるしなるらん | 後鳥羽院 |
| 建仁元歌合 | いにしへの高津の宮の跡ふりて虫の音のみそ秋を忘れぬ | 眞平 |
| 晩花集 | いにしへの高津の宮居いつよりか難波のなかに匂ふ梅か香 | 下河邊長流 |
| 藤澤冊子 | いにしへの高津の宮にたつ民は萬代までもつくりけんかも | 上田秋成 |
| | 梅が枝にまかひし色もそれながら高津の宮のあたら夜の月 | 範宗 |

仁徳天皇の高津宮の所在地たりしのみならず、生玉庄と呼び、生國魂神社の舊地にして難波杜のありし所なり。杜は推古天皇の六年四月難波吉士磐金の新羅より携へ歸りし鶺鴒を養はしめ給ひしより鶺鴒の名を爲し、今の森町及び所祭の鶺鴒神社の名は之に因み、生玉庄の名は同社のありしより起れり。日本書紀に孝徳天皇佛法を尊び神道を輕んじ生國魂社の樹を削り給ひしことの見ゆるは、此の社樹を伐り給ひしなり、古人の崇敬厚かりし神社なるを知るべし。然るに社は明應五年九月山科本願寺の兼壽來りて道場を立つるに及び、寺傍に遷坐し、天正十一年豊臣秀吉の城くに及び今の社地に遷坐しまゐらせしかば、古來の靈地は轉じて城地となれり。

日本書紀 推古天皇六年夏四月、難波吉士磐金至日新羅而獻鶺鴒二候、乃俾養於難波杜、因以鶺鴒而產之、

大阪城は一に石山城と呼べり、石山は此の地古來の稱ならん。後土御門天皇の明應五年九月本願寺の兼壽(蓮)此の地を相して一字を建て石山別院と爲せしが、天文元年八月二十四日京都の日蓮宗徒等

生國魂神社
の舊地
難波杜

石山本願寺

江州観音寺城主佐々木定頼と兵を合せて山科の本願寺を焼きしかば、光教(如證)は祖像を奉じて此の別院に入り、加賀國より築城士を召し隣國の宗徒を促して此に本願寺を移し、初めて塹を穿ち壁を設けたるものは是れ當城の起原なり。翌二年細川晴元・木澤長政等再び日蓮宗徒と大學して天王寺方面より來り攻めしが遂に克たず和を講じて退き、同五年七月長政更に大學して向ひしも城に肉迫せずして軍を旋せり。永祿七年十二月城内火を失す。時に光教寂して光佐(如顯)嗣ぎ、翌八年伽藍を再建し武備を充實して頗る強盛を極む。後・元龜元年細川晴元・三好政康・三好康長等野田・福島に築き、一擧京師を衝くの機を窺ふ、野田・福島は唇齒輔車たり。織田信長依りて三好退治と稱し之を攻むること十八晝夜、落城旦夕に迫る、光佐乃ち兵を出して三好を援く、偶、報あり淺井長政・淺倉茂景近江・越前より直に京に入らんとすと、信長遂に抜く能はずして京に歸れり、是れ光佐が織田氏と戦端を開きし初めとす。ついで三好氏の織田氏に降るに及び光佐また信を信長に修めしも、天正二年二たび敵するに及び信長支城を設けて長圍持久の策を樹て、光佐亦備を嚴にし支城を設けて嬰守せしが、八年三月朔日正親町天皇の勅命に依り光佐は四月九日を以て紀州の雜賀に退去し、子光壽(如教)は八月二日を以て黨類と共に退散して鷺森に移り、終に城を信長に引渡せり。此夜火あり、熄まざること三日三夜にして滿城の伽藍房舎悉く灰燼に歸せり、天文元年本山と定め城構と爲せしより實に四十九年なり。織田氏は之に番衆を置きて守りしが、其の施設等は詳ならず。十年六月二日光秀に弑せられ、其の後數ヶ月間は池田

信輝之に居れり。

大坂城

同十一年五月豊臣秀吉は信輝に代りて大坂に治し、三十餘ヶ國の人夫を發して工を督し、謂ゆる大坂城は此の歲に成れり。今其の梗概を記すれば、城は本丸・二の丸・三の丸に分たれ、本丸其の中央にありて北部に一廓あり、山里丸、一に蘆田曲輪と呼び、南に櫻門、北に山里門あり。二の丸は本丸を繞りて西の丸其の西部にあり、東南に玉造口・西に大手・西北に京橋口・北に青屋口の四門を存す。三の丸はまた二の丸を圍繞せる廣大なる區域にして、東は猫間川・北は大川を境とし、西は東横堀川・南は空堀即ち今の空堀通一丁目・同二丁目・同三丁目及び空堀町を限り、東に青屋口門・玉造口門、南に天王寺口門(一書に札の辻口門とあるに當るか)・生玉口門(同谷所口門とあるに當るか)・圖書谷口門(同松屋町口門とあるに當るか)、西に安堂寺橋門・農人橋門・本町橋門・平野橋門・高麗橋門、北に天滿橋門・京橋門の十二門あり。本丸・二の丸・三の丸の周圍を合計すれば三里八町なりといふ。本丸中央の天守を初め、殿館城櫓の美前古に絶し、濠渠塙壁の雄、金城湯池の堅、天下に冠たり。

秀吉移りて當城に居り、天下の政權を掌握す、時に年齒四十八。秀吉は前年六月明智光秀を斃し、此の年四月柴田勝家を滅ぼして中原略定まりしが、更に銳意天下の統一を圖り、十四年聚樂第成り、尙ほ南征北伐して十八年終に天下を平定せしかば、翌十九年春諸將を當城山里の茶室に會して征韓の大議を決し、翌文祿元年三月師を出し、自ら肥前名護屋に至りて軍政を總攬せしが、二年八月秀頼誕

秀吉の薨去

豊・徳兩家の
の非難

生の報あり、且つ明國和を乞ひければ、同月大坂城に歸り、四年三月伏見城に徙り、慶長三年八月十八日遂に伏見城に薨す、年六十三。同四年正月十日秀頼七歳にして伏見城より當城に還住し、諸侯亦隨ひて大坂に徙り、前田利家は秀頼保育の任に當り、徳川家康は伏見に留りて専ら政事の局面を掌り、物議は常に兩者の間に起りしが、同年閏三月三日利家病歿し、征韓の諸將亦休息の爲め七八兩月の間に相前後して國に還り、其他大老・奉行等多くは自領に歸りて大坂は殆んど無人となりしかば、同年九月十二日家康は伏見城より當城の西丸に徙りて天下の政事を總裁せしが、五年六月十六日上杉景勝征討の爲め東國に發向し、佐野綱正をして留守居せしめしに、毛利輝元來り佐野綱正を逐出して自ら西丸に入りしが、間もなへ關ヶ原の戰爭となりて九月十五日西軍破れしかば、同二十四日輝元西丸を退去し、家康再び西丸に入りしも、六年三月二十四日伏見城に歸れり。八年二月十二日家康征夷大將軍に補せられ右大臣に任じ、四月二十二日秀頼内大臣に任じ従一位に叙せられ、十年四月十二日秀頼石大臣に遷り、家康の退隱するに及び秀忠二條城に於て征夷大將軍に補せられ内大臣に任じ正二位に叙せられ、豊臣・徳川兩家の官位相並んで累進せしも、其の威勢は益懸絶するに至れり。

冬の役

慶長十九年八月三日秀頼は其の再建せる京都方廣寺盧舍那佛の開眼供養を行はんとせり。方廣寺は天正十六年秀吉の創建せし所なるも、慶長七年十二月燒失せしかば、家康の勸めに依り秀頼は先志を繼がなが爲め、同十四年正月より再建の工を起し經營六年を経て竣成しければ、其の開眼供養を執行せん

とせるなり。寺の由來已に此の如く、規模亦壯大なるを以て、起工の時より西國の諸侯多く金穀を寄進して之を援け、豊臣氏の勢焰二たび熾盛ならんとし、且つ其の開眼供養は大に天下の唱導する所となりしかば、期に先ち遠近より來り集る者極めて多かりき。然るに當時秀頼齡漸く二十二に達し家康既に七十三の頽齡となり、豊臣の君臣は威福を回輿せんと欲し、家康は方に後事の計畫に急なる場合なりしかば、家康は遂に梵鐘の銘字に藉口して爭端を求め、豊家の忠臣片桐且元をして大坂城を退去するの已むなきに至らしめ、十月朔出陣の命を發しければ、秀頼は守備を嚴にして當城に籠れり。

十月十一日家康駿府を發して二十三日二條城に入り、秀忠は此の日江戸を發して十一月十日伏見城に着し、諸軍を統率して河内・攝津に進入す。家康は住吉に、秀忠は平野に陣し、十八日城南茶臼山に相會して部署を定め、各陣に還りて翌十九日進撃を開始し、穰多崎・博勞淵の兩砦、野田・福島の船手と戦ひ、二十六日鴨野・今福に戦ひ、十二月四日眞田丸に戦あり、城際の接戦已に始まり、秀忠は平野より岡山に、家康は住吉より茶臼山に陣營を進む。是れより先、淀川の本流を烏飼・長柄に堰き止め、水路を神崎・長柄の兩支流に轉じて天満川・東横堀川等の水を潤らし、九日より總攻撃を爲さんとするに至しが、十九日和議成りて、關東方の人数を以て城の總構を毀ち、大阪方の人数を以て三の丸・二の丸の塀柵を取拂ふことを盟約せり。依て二十三日より總構を毀ち、二十五日家康東歸し、秀忠留りて事を督せしが、家康の内旨に依り東軍の諸將は勢に乗じて豊家諸將の抗辯するをも顧みず、盟約

外のなる三の丸の濠渠石垣を毀ち、更に進んで二の丸に及び、翌元和元年正月十八日まで二の丸の大手・京橋・玉造の三馬出曲輪及び南曲輪の堀石垣を全く毀ち了り、翌十九日秀忠も亦東歸し、同二十四・二十五の兩日東軍は本丸櫻門際を通路として全部引揚げ去れり。是に於て城の舊觀を存するものは、唯本丸一曲輪を存するのみとなれり。

豊太閤が心力を竭し天下の財を抛ちて經營せし古今無比の名城は、かく盟約を反古にして破却せられ荒涼の状態を呈せり、是れ秀頼母子終世の恨事にして豊臣氏勢威失墜の因たり。斯かる關東方の所爲は大坂方君臣の忍ぶ能はざる所にして、憤懣敵愾の氣殆んど抑制すべからざるものあれども、輕躁事を擧ぐるは徒に豊家社稷の亡滅を招くべきを慮り、恨を吞んで殿郭館榭に修理を加へ、且つ恰も攝・河兩國は大旱なりしと、兵亂の爲めに農民四散して收納皆無なりしとを以て、米穀を城中に購入せしかば、大阪再亂の風説また紛然として起れり。是に於て青木民部少輔一重・常光院尼・二位局・大藏卿局・正永尼を使として駿府に遣はし、一面には異心なきを告げ、一面には歳入不足の補助を乞はしむ。三月十五日一重駿府城に入りて使命を告げしに、家康は我京都に赴き虚實を明にして攝・河兩國の政令を正しうせん、歳入不足の補助の事は一重是れより關東に赴きて將軍に言上すべしと答へ、乃ち股肱の諸將に命じて急に京都・淀・其他を警固せしめ、四月四日駿府を發して十八日二條城に入り、秀忠は同月十日江戸を發して二十一日伏見城に入る。二十四日二位局を二條城に召し旨を授けて大阪に遣

夏の役

り、秀頼・淀君に説かしむるに、大坂今猶は諸浪人を抱へ置くが故に雜説世上に起りて人心安からず、京都最も騒動す、因て暫く人心を鎮めんが爲めに攝津・河内兩國に代ふるに大和國を與ふべければ、大坂城を出で、郡山に徙るべし、五七年の間には大坂城を故の如くに修築して還付すべしとの事を以てす。然るに當城を棄て、他國に移らんことは秀頼母子の情に於て忍ぶべき所にあらず、殊に去年大佛の鐘銘難詰以來大坂の君臣悉く家康の所爲を深く憤り居れる際なりしを以て、今又世上の風説あるを口實として恣に大兵を擁して迫り、却て甘言以て轉封を強むんとする其の心術測り知るべからずと爲し、伊東長次を二條城に遣りて之を却けしかば、家康は青木一重と共に伊東長次を京都に留めて還さず、更に使者往返すること三四回にして遂に議協はず、時に東軍已に雲霞の如く到着せり。依て家康は初めて令を下し、諸軍を進めたるを以て、二十五日より東西の兩軍は大和・河内・和泉の各所に出沒混戦するに至れり。五月五日秀忠は伏見城より家康は二條より出で、河内に向ひ、翌六日片山・道明寺・譽田・八尾・若江に、七日天王寺・茶臼山・庚申堂・勝鬘院・毘沙門池畔・岡山・船場等に烈戦あり、西軍終に敗れて餘兵城中に退き入りぬ。時に秀頼の近臣大隅與左衛門城の本丸大臺所に火を放ちしかば、火勢忽ち猛烈に殿館亭榭・天守・矢倉等を全く灰燼に歸したれば、城兵多く逃れ、秀頼・淀君・千姫等は火を避けて山里丸の朱山矢倉の下層に徙りしが、翌八日朝、千姫は遁れて茶臼山なる祖父家康の陣營に赴き、家康は使を馳せて二位局を召し、城中の消息を問ひ、且、留めて還さず。秀

頼・淀君は二位局の歸るを待ちて午刻の頃に及びしに、井伊直孝・安藤直次等矢倉に向ひ發砲して絶を示せり、依て秀頼は遂に意を決し、淀君並に臣僚三十餘名と共に自盡して内より火を放てり、時に秀頼二十三歳・淀君三十九歳なり。天正十一年秀吉の當城を拓築せしより爰に三十二年、あはれ天下の名城は一炬にして燼滅せり、惜むべし。

徳川時代に於ける大坂城修築

かくて豊臣氏滅びしかば、徳川氏は翌五月城を松平忠明に與へしが、忠明は舊本丸・二の丸を以て城地に當て、城地附屬の地を除きて三の丸の大部分は之を市街地と爲せり。然るに五年七月忠明を大和の郡山に移し、更に鎮府と爲して城代を置き、同時に大番・在番の制の定め、尋で加番を置き、七年三月京橋・玉造兩口に定番を置き、六年正月將軍秀忠は關西の諸侯に課して當城修築の工役を起し、家光も寛永元年乃至同五年の兩度を以て餘工を起し、前後三回十年の久しきに涉りて大成せり。城は豊臣氏の本丸・二の丸の舊址及び三の丸の一部分を收めて修築せられたるものにして、本丸は中心を爲して南に櫻門あり、西北の一廓を山里丸と呼び山里大門あり、門を出づれば二の丸に通ずる極樂橋あり。本丸及び山里丸を圍繞せるは二の丸にして、西南に大手・西北に京橋・東北に青屋・南東に玉造の四門を存す。三の丸は二の丸の北手を圍める帶曲輪(即ち豊臣氏三の丸の一小部なり)にして、西を仕切曲輪・東を藏曲輪といひ、總稱して北の外曲輪とも呼べり。仕切曲輪は西に筋鐵門口あり北に鳴野橋口あり、藏曲輪には西と南に兩仕切門を置き、二の丸との間に引橋あり一に算盤橋と稱す。本丸・山里丸の周圍は六百二十三間二

尺、二の丸は同千四百三十四間四尺、三の丸は西方京橋口北手の堀外に起りて平野川に沿ひ、東方は猫間川に沿ひ、南面は堀割の溝に沿ひて藏曲輪の南仕切門に至る八百七十五間にして、豊臣氏のとくに比すれば規模小なるも、復た城櫓殿館の結構壯麗を極め、其の牆壁濠池の要害他に超絶し、關西の要鎮を爲せしは今に其の遺形を残せるが如し。然るに萬治三年六月十八日夜雷火の爲めに青屋口の火藥庫破裂し、寛文五年正月二日夜また雷火の爲めに天守閣を焼失し、天明三年十月十一日夜大手門また雷震の爲めに燒燼せしかば、天保十四年鴻池善右衛門等百五十餘人より金百五拾五萬五千五百兩を獻じて修築の工を起し、十一年を経て安政五年に至り殿館櫓樓悉く成り、只天守のみ建設を見るに至らざりしも、他は殆んど寛永の舊觀に復せり。

幕末に於ける大坂城

元治元年五月二十三日紀伊中納言茂承幕命に依りて入城し、本丸の警衛に任じ、七月戒嚴して大手・京橋・玉造三門外に馬出胸壁を築造せり、蓋し長州藩に備ふるが爲めなり。翌慶應元年征長の議決し、將軍家茂大兵を率ゐて江戸を發し閏五月二十五日當城に入る、翌二年七月二十日家茂脚氣衝心の爲め當城内銅殿上段の間に薨す。同三年三月二十五日將軍慶喜當城白書院に於て英國公使を引見し、同年十月十四日遂に慶喜政權を奉還せしかば王政復古し、十二月十二日慶喜は京師の二條城を退きて翌十三日當城に入る。しかも再び京師に上らんとして、翌明治元年正月三日其の先驅たる會・桑の兵は途中伏見・鳥羽に於て薩・長兵と衝突大敗せしかば、慶喜は六日夜軍艦開陽に搭じて海路江戸に去る。其の

去るに臨み慶喜は奏聞書を認め之に一書を添へて徳川慶勝・松平慶永に遣はし、宜しく執奏あらん事を乞へり、其の要は此の度上京の先供途中偶然の行違より近畿騒然たるに至れり、慶喜天朝に對し他心なきは豫て御諒知の如し、聊たりとも宸襟を惱まし奉りたるは恐入りたる儀なれば、大阪城を徳川慶勝・松平慶永に任し、謹みて東退すといふにあり、兩通傳達の命を受けし目附妻木頼矩は大阪城に留まり、翌七日在阪の尾・越南藩士を召したるに、越南藩の岡本晋太郎先づ至りければ、本丸獅子の間に會して當城を引渡すべき旨を告げ、且つ托するに右上表を朝廷に進達すべきことを以てせしかば、晋太郎は右上表を携へ早馬にて京師に赴き松平春嶽慶永に之れを告ぐ、尋で尾張藩の淺野辰藏・鬼頭謙次郎入城しければ、頼矩また之に告ぐるに當城引渡のことを以てし、辰藏等と共に晋太郎の回報あるを待てり。翌八日正午過町奉行支配調役金枝鐵太郎城中に入りて頼矩に會し、京橋・玉造兩門を閉ぢ大手一方を通行口と爲して城中を取締り、薄暮開陽艦長榎本武揚等酒一樽を携へて入城し、頼矩之と訣飲せり。九日に至りて晋太郎未だ京師より還り來らず、明け六つ半時頃に至り京橋口筋鐵門外の假小屋に大砲を打入れたる者ありて假小屋忽ち火となりしかば、徒目附飯塚練作・尾張藩鬼頭謙次郎等鐵鞭に白布を附して之を振り發砲を止め、其隊長に告ぐるに城中已に一兵なし穩に城に入りて應接あるべき旨を以てせしに、隊長等入城しければ頼矩・鐵太郎之と獅子の間の次の間にて應接し、初めて長州藩の先鋒佐々木四郎二郎・阪井勉なることを知り、當城は已に尾・越南藩に引渡したれば諸事在城の

尾張藩淺野辰藏外一名に交渉ありたしと告げ、目禮して室を出づ、時に朝五つ時頃なり。然るに此應接中また本丸臺所より發火し、消防を勤むるものもあらざれば火勢恣に蔓延し、黒煙已に附近に及びしかば、長州藩隊長先づ去り頼矩等之に次いで逃る。斯くて火勢は益猛威を逞うし、本丸・山里丸・二ノ丸の殿館・倉庫矢倉・諸番所等の大部分を燒盡して其の夜漸く鎮れり。其の火災を免れて今日に存するは二の丸の建物中、南は一番・二番・三番・六番の四矢倉、西は追手の大門・多門並に千貫・坤・乾の三矢倉、西北は京橋口大門・多門並に伏見矢倉に過ぎず。明應五年兼壽の石山別院を創建せしより爰に三百七十五年、焦土と化すること實に前後四回に及べり。

大阪城觀打毬歌

野田 雷浦

金城遣用兵 分曹各對營 笠換兜蓋杖換戟 八驥知龍戲風行 雪片火珠散空下 兩陣撞擊城欲傾 君不見鞍馬藤原雄傑時 叱咤

群侯如雷轟 一朝隊大終不保 戎馬蹂躪妖氛腥 忽成龍虎現天象 鼓聲變爲打毬聲 茫茫世界何所擬 嗚呼一場打毬耳

東遊 六首之一

頼 山 陽

畿甸風光昔始過 東來地勢迥坡坳 淡州蟠居常郊樹 淀水蒼茫接海波 楠子孤墳長涕淚 豐家遺業尚山河 悠悠今古供搔首

欲訊興亡奈獨何

失

題

秋 月 古 香

多年屹々苦經營 一戰便夷大阪城 治世成時身既死 可知天道有虧盈

かくて大阪府の所管と爲り、同元年三月先帝陛下大阪に行幸あらせられ、西本願寺津村別院を行在

所に充てさせ給ふや、翌四月六日當城内に幸して諸藩兵の操練を窺覽あらせらる。同二年七月政府は兵部省を置きて十一月二日同省の所管と爲し、翌三年兵部省の出張所を大阪に設けらる、大阪府知事の直轄に屬せし浪華隊の同年七月を以て廢せられたるは、蓋し此の出張所の置かれたるが爲めならんか。同年九月二十八日藩制常備兵の制定あり、十一月十三日諸藩をして一萬石に付五人宛の割を以て兵員を出さしめ、當出張所は砲兵隊を編成して大阪砲兵隊と稱せり、之を維新後政府直轄の下に設けられたる當地に於ける兵制の嚆矢とす、今の野砲兵第四聯隊は之を繼續せるものなり。當時尙ほ他に兵員ありて大阪と伏見とに分在し、大阪兵隊・伏見兵隊と稱せしが如し、同四年一月十七日伏見兵隊を第一聯隊と稱せしむ。同年六月二十八日現在の部隊兵數は、大阪兵隊に歩兵七百五十五人・騎兵隊百四十七人・砲兵隊二百五十五人・造築隊百九十二人・喇叭隊七十二人、伏見の歩兵第一聯隊に八百四十五人、合計二千二百六十六人なりしといふ。然るに翌七月十四日藩を廢して縣を置かれしかば、諸藩常備兵を解散し、追て全國一途の兵制に改正せらるべきも、差向き内外警備の爲め全國に四鎮臺を設けて其の所管區域を定められ、同年八月二日大阪鎮臺を置きて本部を當地に定め、常備兵五大隊を屬せしめ、翌五年五月二十四日大阪鎮臺本營を當城内に移轉せり。是に於て舊城内外は同本營及び所屬兵營の所在地となり、同九年五月二十九日衛成本部は別に新設せられ、同十九年一月二十八日大阪鎮臺を第四師團と改め、同二十一年五月十二日本營を司令部と改められて今に至る。師團は其の鎮臺たりし

大阪鎮臺

第四師團

當時より幾多の戦役に參與し、佐賀・山口・西南役を首めとして日清・日露の兩大役、近くは日獨の青島戦等に出征して其の勳功著しく、國權の發揚に盡せしことは已に青史に炳焉たり。

第四師團所屬部隊

| 區別 | 現在所在地 | 創設年月日 |
|-------------|--------------|-------------|
| 歩兵第七旅團司令部 | 大阪市東區大手前の町 | 明治十八年五月二十日 |
| 歩兵第八聯隊 | 大阪市東區法圓阪町 | 明治七年五月十四日 |
| 歩兵第七十聯隊 | 丹波國篠山 | 明治四十年十月三十日 |
| 歩兵第三十二旅團司令部 | 紀伊國和歌山市 | 明治三十八年七月十七日 |
| 歩兵第三十七聯隊 | 大阪市東區法圓阪町 | 明治二十九年五月一日 |
| 歩兵第六十一聯隊 | 紀伊國和歌山市 | 明治三十八年七月廿四日 |
| 騎兵第四聯隊 | 大阪市東區山小橋町 | 明治二十二年三月五日 |
| 野砲兵第四聯隊 | 和泉國泉北郡伯太村 | 明治三年十一月 |
| 工兵第四大隊 | 攝津國三島郡高槻町舊城内 | 明治八年三月廿三日 |
| 輜重兵第四大隊 | 大阪市東區大手前の町 | 明治二十年四月十日 |

重砲兵第三聯隊
由良要塞司令部
大阪鎮臺司令官

紀伊國深山
淡路國由良

明治二十七年三月一日
明治二十九年二月廿九日

氏名

任命年月日

退任年月日

陸軍少將 四條 隆 譚

明治五年一月廿九日

明治七年四月十七日

陸軍少將 鳥尾 小彌太

明治七年四月十七日

明治七年八月二十日

陸軍少將 三好 重臣

明治七年八月二十日

明治十三年四月廿九日

陸軍少將 四條 隆 譚

明治十年三月九日

明治十年十月二日

陸軍少將 曾我 祐 準

明治十三年四月廿九日

明治十四年二月九日

陸軍少將 高島 朝之助

明治十四年二月九日

明治十五年二月六日

陸軍少將 山地 元 治

明治十五年二月六日

明治十八年五月廿一日

陸軍中將 高島 朝之助

明治十八年五月廿一日

明治二十一年五月十四日

第四師團長

陸軍中將 高島 朝之助

明治二十一年五月十四日

明治二十四年五月十七日

陸軍中將 黒川 通 軌

明治二十四年六月一日

明治二十六年二月十日

陸軍中將 北白川 宮能久親王

明治二十六年七月十日

明治二十八年一月廿八日

陸軍中將 山 澤 靜 吾

明治二十八年一月廿八日

明治三十年三月三十日

陸軍中將 小川 又 次

明治三十年四月八日

明治三十七年九月四日

陸軍中將 塚 本 勝 嘉

明治三十七年九月四日

明治三十九年七月九日

陸軍中將 茨 木 惟 昭

不詳

不詳

陸軍中將 井 上 光 光

明治三十九年七月九日

明治四十一年三月十七日

陸軍中將 土 屋 光 春

明治四十一年三月廿一日

明治四十三年八月廿六日

陸軍中將 淺 田 信 興

明年四十三年八月廿六日

明治四十四年九月六日

陸軍中將 一 戸 兵 衛

明治四十四年九月六日

大正元年三月廿六日

陸軍中將 大 迫 尙 道

大正元年三月廿六日

大正四年二月十五日

陸軍中將 仁 田 原 重 行

大正四年二月十五日

大正五年八月十八日

陸軍中將 宇 都 宮 太 郎

大正五年八月十八日

大正七年七月廿四日

陸軍中將 立 花 小 一 郎

大正七年七月廿四日

大正八年四月十二日

陸軍中將 町 田 經 宇

大正八年四月十二日

現任

師團司令部

現在師團司令部の建物中に御殿と呼べるものあり、明治十八年七月紀州和歌山城より移築されしも

のにして、もと紀州侯の御殿たりしを以て此の名あり。其の他は同三十年八月の新築なり。同御殿の移築以前には司令部事務室として大手門内なる千貫櫓を用ひしといふ。同三十一年の特別大演習に際し、同司令部に大本營を置かるゝや、同御殿は先帝陛下の行在所に充てさせられ、大正三年の大演習にも同司令部を大本營と定めさせられ御殿は再び今上陛下の行在所に充てさせ給ひしかば、爰に御殿は陛下の御殿となれり。聖蹟を留め給ひて名譽の建物なる以て、同司令部は爾來出入を戒めて之を保護せり。御殿の背後は一面の庭園にして緑樹青草の間に古石手水鉢あり、有孚の二字を刻し背部に細字の痕跡を存すれども磨滅して讀むべからず、古色蒼然三百年以上の星霜を経たるは疑なし、豊臣氏の時き大奥にありて淀君の用ひしものなりとの説あり。司令部のある所は恰も同氏時代に於ける千疊敷の跡に當り、其の北東に連接せる大阪市水道貯水池のある所は即ち其の大奥の跡なり。天主臺の址は其の北に隆起し、城内の最高所を占めて展望の雄壁ふるに物なし。其の中段に一古井あり即ち黄金水是れなり、方五尺壹寸の御影石を刳抜きたるを口石と爲し、水面までの深さ十九間に及べり。又銀水井は司令部の東にありて今に清水涌出せり。樓櫓の残れるものは少きも、濠池及び石垣は總て往時の觀を其の儘に存し、老松其の間に點綴して坐るに秀吉在世の往時を追想せしむ。石垣には巨石多く、殊に櫻田門内の突當正面なる蛸石・側面なる振袖石は其の最大なるものにして、前者は四十八疊敷後者は三十六疊敷の面積ありと、その他同門兩脇の龍虎石を初めとして名あるもの少からず、尙ほ其れ等の石の内には紋様の形を刻せるものあり、是れ其の工事に與りし諸侯の紋章を印せしものならん。

古手水鉢

千疊敷及び大奥の址

黄金水

銀水井

濠池及び石垣

町名及び區畫の變遷表

| 舊名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同十二年 五月廿七日 | 同日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月廿九日 | 同十七年 七月一日 |
|--------|--------------|-------------|---------------|----|--------------|---------------|--------------|
| 大阪城地 | | | | | | | |
| 上本町一丁目 | 二十五番組 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同 二丁目 | 二十五番組 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 法園阪町 | 第一分畫 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 馬場町 | 第二分畫 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 大手前の町 | 第二分畫 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 京橋前の町 | 第三分畫 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 杉山町 | 第三分畫 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

第一聯合

(南大江常小學校設置負擔區域)

廣小路町・上本町一丁目・龍造寺町・十二軒町・粉川町・神崎町・内久寶寺町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・谷町四丁目・同五丁目・住吉町・和泉町一丁目・同二丁目・南農人町一丁目・同二丁目・農人橋一丁目・同二丁目・兩替町一丁目・同二丁目・農人橋詰町・材木町(二十三ヶ町)

本聯合は上町の内にあり、兩替町通を北にして、南は南區内安堂寺町通に接し、西は東横堀川を限

り、東は法圓阪町及び寺山町に連り、豊臣氏時代に於ける大阪城三の丸の内なり。もと伏見より移り來りたる龍造寺町・北聚樂町一丁目・同二丁目・西聚樂町・南聚樂町・中聚樂町・伏見藤の森町・伏見江戸町・伏見和泉町・伏見兩替町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目の十三ヶ町及び上堺町・上本町三丁目・鈴木町・南谷町・追手町・内久寶寺町・住吉屋藤左衛門町・具足屋五郎兵衛町・北谷町・農人橋三丁目・同四丁目・南農人町・農人橋詰町・農人橋詰町二丁目・農人橋川端幾右衛門町・大和材木町の十六町を加へたる二十九ヶ町なりしが、南農人町を南農人町一丁目・同二丁目に分ち、農人橋詰町・農人橋詰町二丁目・農人橋川端幾右衛門町の三ヶ町を併せて農人橋詰町となしたる爲め差引一町を減じて二十八ヶ町となり、尙ほ北聚樂町一丁目を聚樂町・北聚樂町二丁目を粉川町、西聚樂町を松山町、南聚樂町を神崎町、中聚樂町を駿河町、住吉屋藤左衛門町を住吉屋町・具足屋五郎兵衛町を具足屋町、伏見藤の森町を藤の森町、伏見江戸町を江戸町、伏見和泉町を和泉町、農人橋三丁目を農人橋二丁目、農人橋四丁目を農人橋一丁目、大和材木町を農人橋材木町と改稱し、粉川町・聚樂町・神崎町・駿河町・江戸町・和泉町・伏見町・兩替町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目の十ヶ町は北組に、上堺町・上本町三丁目・龍造寺町・鈴木町・南谷町・追手町・内久寶寺町・松山町・住吉屋町・具足屋町・北谷町・農人橋一丁目・同二丁目・藤の森町・南農人町一丁目・同二丁目・農人橋詰町・農人橋材木町の十八ヶ町は南組に屬し來りしが、明治二年五月四日何れも東大組に屬し、同五年二月

十七日町名の分合改稱あるに際し、龍造寺町・農人橋一丁目・同二丁目・南農人町一丁目の四ヶ町を除くの外は悉く異動せり、即ち上堺町を内久寶寺町一丁目、上本町三丁目を上本町一丁目、鈴木町を内久寶寺町二丁目、南谷町を谷町五丁目、追手町に内久寶寺町の内を加へて内久寶寺町三丁目、内久寶寺町の殘部を内久寶寺町四丁目、粉川町・聚樂町に松山町の内を加へて粉川町、神崎町・駿河町に松山町の殘部を加へて神崎町、住吉屋町・具足屋町を併せて住吉町、北谷町を谷町四丁目、藤の森町・江戸町を併せて和泉町一丁目、和泉町を和泉町二丁目、南農人町二丁目に農人橋詰町の内を加へて南農人町二丁目、農人橋詰町の殘部に農人橋材木町の内を加へて農人橋詰町、農人橋材木町の殘部を材木町、伏見兩替町一丁目・同二丁目を併せて兩替町一丁目、同三丁目・同四丁目を併せて兩替町二丁目とせり、依て町數は七町を減じて二十一町となりしが、同六年十一月十七日廣小路西側の吉右衛門肝煎地・北清水谷・千人引及び十三小路を併せて廣小路町、谷町五丁目地尻の吉右衛門肝煎地・元貫地たりし十二軒屋敷及び同地續の吉右衛門肝煎地を併せて十二軒町を作りし爲め、二ヶ町を増して現在の如く二十三ヶ町となりしが、之れと同時に龍造寺町地尻の吉右衛門肝煎地を同町に、内久寶寺町二丁目の地尻小谷南側を同町に編入せり。而して其の所屬地にも異動せしものあり、即ち神崎町の朝日神社は明治四年五月八日ち組三番の附屬となり、宮橋家屋敷は(伊勢上人屋敷なり)同時にと組一番の附屬たり。

龍造寺町の名は豊臣氏時代に龍造寺氏の邸ありしより起り、舊聚樂町は秀次の高野に自裁後、洛の内

鈴木町代官所

野より聚樂邸を移し置かれしを以て其の名を傳へ、舊藤左衛門町は元和三年住吉屋藤左衛門の取立てし所なるに依る、藤左衛門は元和八年總年寄と爲り、勤続十七年にして寛永十五年病歿せりといふ。舊和泉町には復た雪踏屋町の異名あり、同町の地尻に金満家鴻池の邸宅あるに依り、尻に金があるの意を以て雪踏の名を藉りて呼びなせしものなりとなん。住吉町より神崎町に通ずる坂路は狸坂にして、農人橋通の谷町筋に出づる坂路は安國寺坂なり、安國寺坂の名は豊臣氏時代に安國寺氏の邸ありしに依れり。而して各町の地は大阪城の西南に密邇せるを以て、舊徳川幕吏の邸は彼此に錯落し、舊十二軒屋敷は御藏手代の邸十二軒ありしを以て其の名を爲し、同十三小路はまた其の邊を十三軒屋敷とも呼び、太鼓坊主・藏手代等の邸のありし所なれば、其の邸敷の呼ばれて地名を爲せしものなるべし。又同鈴木町は代官屋敷のありし所なり、代官所は謂ゆる鈴木町代官所にして、明治元年の初めには内海多次郎之が代官たり。同代官役宅は、同年七月大阪府司農局の分れて南・北二局となるに及び南司農局に充てられ、同二年一月河内縣と改まりて同年四月二十七日河内國八尾の大信寺に轉廳するまで同縣廳舎たりしが、同年七月十九日更に醫學所及び病院を設置せられしも、同五年に至りて廢止せられたり。粉川町連の善安筋に當れる附近は俗に愛宕を呼び、聚樂町愛宕清水のありし所なり。清水は聚樂邸内にありしを同邸の移轉と共に移されしものと傳へ、千日の堀井の水・道頓堀の秋田屋の水・天満天神社内の天神の水と共に稱せられたる大阪四所の清水の一にして、茶家者流の賞用する所たりしが、人

愛宕清水

家建設せられて今其の址詳ならず。又其の側にはもと愛宕大權現の叢祠ありて諸人群賽したりしに、山城國愛宕山より押留め破壊せしといふ、愛宕清水の名は之に因めり。

藏屋敷

| | | | |
|------|------|-----|--------|
| 居城所在 | 氏名 | 知行高 | 所在地 |
| 寄下 | 永井左門 | 七千石 | 上本町三丁目 |

朝日神明社の址

神崎町は朝日神明社の鎮坐せし所にして、町名は之に因めり。社は天照皇大神を祀り、内平野町の日中神明・天満の夕日神明と共に大阪三神明の一に數へられ、社の東に向ひしを以て此の名あり。熊野御幸記に見ゆる坂口王子社は當社ならんと云ふ。天慶年中の奉祀にして、俗に逆櫓社と呼びしは、壽永四年二月義經の梶原景時と逆櫓を論じ、風波の鎮護を當社に祈りしより起れるの名なりと。當時は方八町の社域を有し、秀吉の大坂築城に際し神社は多く他に遷座せしも、當社は依然と舊地に鎮座して年々米百俵を寄進せられ、徳川氏に至りても大坂城代例年社參して定例の神饌を供せしが、明治維新後に至り其の有せし貳百八拾八坪の境内も民有に歸し、社は民有地に借地して鎮座し給ふに至りしかば、緣由深き此の古社も明治四十年二月八日西區川岸町の村社皇大神社に合祀せられて今はなし。

上人屋敷

伊勢上人屋敷は一に慶光院屋敷とも呼び、農人橋二丁目の松屋町筋北東角凡二十間四方の地なり。もと南に入口ありて北は兩替町・西は松屋町に通じ、明治十年頃までは尙ほ入口に門あり、門内約十間

許にして割拜殿あり、拜殿の後方八間位の所に南面の神殿ありて大神宮を祀り、社殿には後方及び左右に石垣を繞らして、小規模ながら清淨の神域を爲し、横町には荒波といへる力士の稽古場及び講釋席・待合五軒(あんごう)ありしが、後いつしか神殿其の他の形を没し、待合のみ明治三十五年の頃まで存せしも、是れ亦なくなりて、今は貸家建設せられ、南の入口のみ残りて路次となれり。

寶泉寺

寶泉寺は龍造寺町にあり、小谷山と號し、天台宗四天王寺末にして聖觀世音を本尊とす。推古天皇八年聖德太子の草創なり。當時は四天王寺の西門外にありて引聲堂・覺之坊と號し、同太子自ら聖觀世音の像を刻して之を安置し給ひしが、御父用明天皇退薦の爲め、七晝夜念佛勸修し給ひし滿夜の曉天、武庫山峯頭に彌陀光明を放ちて遙に出現ありしかば、太子は禮拜して自ら灑毫彩畫し、更に之を安置せらる。然るに乳母蘇我稻目宿禰の女月増姫得度して長藏尼と稱し、副乳母小野妹子の女日増姫得度して善信尼と號し、大伴金村の女玉照姫得度して惠善尼と號せしかば、坊を此の三尼に附與して常行念佛を修めしめ給ひ、三尼は一坊に住せり、依て世に四天王寺引聲堂の尼衆と呼べり、實に本朝比丘尼根元の寺なり。降て慶長年中の兵亂に草室の古跡空しくなりけるを覺如比丘尼之を訪ひ、鈴木重成に告げて職守に訴へ、寛永年中遺跡を此の地に移して再興し、小谷山寶泉寺と改む、故に覺如比丘尼を中興の開祖とす。寶曆八年十一世性如尼寺塔を修補せんが爲め、公廳及び本山に請ひ、本尊聖觀世音並に山越彌陀を初の什物を江戸銅葉町の樂師堂に於て開扉せしに、性如尼俄に成佛せしかば、周旋人其の徒

弟に告げて曰く、開帳中喜捨の收納は以て其の入費を補ふに足らざるが故に、什物は我が家に預かり置くべしと、之を以て徒弟空しく歸坂せり。是れより寺運衰兆の端を發し堂宇日に傾きしを以て、大破の寺院到底尼僧にては維持し難しとて本山より男僧を住持たらしめしも、三十年餘に及びて頽廢益甚しく遂に無住となりしが、天明七年の春十二世依住尼之を悲み、日光法親王及び本山より本住の許可を得て修補を加へんと企て、粉骨塗身せるも、當寺第一の什寶たる山越彌陀の隱失して所在明ならざるを苦悶し、本尊に祈願したるに、或夜の夢告に、山越の尊影は東武に至らば所在を知るを得んとありしかば、寛政六年の秋發足して江戸に着し、所々尋ねれども所在判明せず、殆んど疲れ極りて寝ねたるに、彌陀の尊像は本所の感應寺にありとの夢告ありしに依り、同寺に至りて之を得、歸りて堂に安置し、法燈復た明なるを得たり。然るに文久三年十一月二十二日新町焼の大火に堂宇等悉く類焼せしかば、住持孝建尼は明治三年九月假本堂を建て、爾來本建築の資を得るに努め、同十八年に至りて今の堂宇を再建せり。境内は參百七拾壹坪八合壹勺を有し、本堂・庫裏・玄關・表門・裏門を存す。

信樂寺

信樂寺は谷町五丁目にあり、慈雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正五年本願寺顯如法主の直弟順了の開創なり、當時は東成郡舍利寺村にありしが、同十七年當所に移轉せり。文久三年十一月二十二日の新町焼に焼失せしを以て、今の建物は其の後の再建なり。境内は九拾壹坪四合六勺を有し、本堂・庫裏・表門を存す。

蓮通寺

蓮通寺は谷町四丁目にあり、清風山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。舊記の焼失して存せざるが爲め寺歴詳ならざれども、創立は寛永年間、開基は正信なりといふ。境内は壹百八拾八坪四合六勺を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。本堂は大正三年五月二十三日落成の再建なり。

徳成寺

徳成寺は内久寶寺町三丁目にあり、法雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基善高は寛永五年十一月六日寺號を受けて備後町一丁目にありしが、寛文二年十二月三世智詮備後町二丁目に移りて坊舎を建立し、十世元瑞に至りて當所に移轉せり、時に延享五年五月なり。後、享保・天明・文久年間に亘りて火災に罹り、古記録を失したるを以て寺歴の詳細を知るに由なし。境内は參百貳拾六坪八合四勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。

光臺寺

光臺寺は南農人町二丁目にあり、現國山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基宗祐は本願寺蓮如法主の直弟となり、文明年間河州交野郡吉田村に住して光照寺と稱せしが、六世祐念に至り寛永六年二月當所に移り、翌年今の寺號に改む。境内は壹百七拾七坪九合五勺を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。本堂・庫裏は明治四十一年五月二十二日落成の再建なり。

安養寺

安養寺は上本町一丁目にあり、寶樹山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。泉州堺大小路の住人樹藤九郎なるもの、本願寺證如法主の直弟となりて良誓と法名し、天文七年紀伊國那珂郡岸の在井口村に於て一寺を草創せしもの當寺の起原にして、本山より寺號を授與せらる。文祿年中泉

州尾崎に移り、寛永年中大坂内平野町二丁目に移り、其の後火災に罹りて江戸町に轉じ、文化五年十二月津村東の町に移り、天保十年六月玉木町に移り、慶應二年南新町二丁目に移り、明治三十九年五月二十二日更に當所に移轉せり。境内は貳百四坪貳勺を有し、本堂・庫裏・門を存す。

古林見宜翁の宅址

古林見宜翁の宅は粉川町の舊聚樂町にありしといふ。翁は寛文年中の名醫にして、通稱を見宜と呼び、立庵と號し、隱元和尚と友とし善し。直瀬正純に學び、此に住して醫業の傍諸生を教導し、門下三千人に及び、著書亦少からず、京都所司代板倉侯の推薦に依り曾て後水尾天皇を拜診し奉れり。當時賣藥に錦袋子あり、翁の手に成れるものにして、其の博く世に行はれたりしは人の知る所なり。翁の事蹟に奇談あり、寒夜一童子來り謁して治を求む、翁之を診して曰く、咄汝は人にあらず何れより來りしかと、童子遂巡叩頭謝して曰く、我は横街なる石橋汚泥の中を居宅と爲せり、二三日前人の來りて敗魚を橋上に棄つるものありしかば、飢に乗じて夜窈に出で大に之を啖ひしに、腹痛みて止まず苦惱誠に甚し、則ち來りて治を乞ふ所以なりと、翁之を領き、爲めに一藥を與へしに、童子は辭し去りしが、其の後降雨の夜に當り復た門を叩くものありければ、翁は出で、之を視るに、滿身亂毛にして四蹄あり、地上に伏し庭上に拜舞すること三たびにして忽ち形を失へり、蓋し翁の投藥に依り腹痛の平癒したるを悦びて、老狸の來り謝せしものなりしとなん。

町名及び區畫の變遷表

| 舊名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同六年四月 十五日 | 同九年九月 十日 | 同十二年 二月廿一日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月廿一日 | 同十七年 七月一日 |
|---------|--------|--------------|-------------|----------------|----|--------------|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 上堺町 | 上堺町 | 廿五番組 | ち組二番 | 内久寶寺町 一丁目 | 二區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 上本町三丁目 | 上本町三丁目 | 廿五番組 | ち組二番 | 上本町一丁目 | 二區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 龍造寺町 | 龍造寺町 | 廿五番組 | ち組二番 | 龍造寺町 | 二區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 鈴木町 | 鈴木町 | 廿五番組 | ち組二番 | 内久寶寺町 二丁目 | 二區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 南谷町 | 南谷町 | 廿五番組 | ち組二番 | 谷町五丁目 | 二區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 追手町 | 追手町 | 廿五番組 | ち組二番 | 内久寶寺町 三丁目 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 内久寶寺町 | 内久寶寺町 | 廿五番組 | ち組二番 | 同 四丁目 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 北榮樂町二丁目 | 粉川町 | 廿五番組 | ち組三番 | 粉川町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 同 一丁目 | 聚樂町 | 廿五番組 | ち組二番 | 同 粉川町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 西聚樂町 | 松山町 | 廿五番組 | ち組三番 | 同 神崎町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 南聚樂町 | 神崎町 | 廿五番組 | ち組三番 | 同 神崎町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 中聚樂町 | 駿河町 | 廿五番組 | ち組三番 | 同 神崎町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | ○ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |

| 舊名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同六年四月 十五日 | 同九年九月 十日 | 同十二年 二月廿一日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月廿一日 | 同十七年 七月一日 |
|------------|----------|--------------|-------------|----------------|----|--------------|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 住吉屋敷左衛門町 | 住吉屋敷町 | 廿一番組 | ち組三番 | 住吉町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 具足屋五郎兵衛町 | 具足屋町 | 廿一番組 | ち組三番 | 同 住吉町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 北谷町 | 北谷町 | 廿一番組 | ち組三番 | 同 住吉町 | 三區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 伏見藤の森町 | 藤の森町 | 廿一番組 | ち組二番 | 同 和泉町一丁目 | 四區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 伏見江戸町 | 江戸町 | 廿一番組 | ち組二番 | 同 和泉町一丁目 | 四區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 伏見和泉町 | 和泉町 | 廿一番組 | ち組三番 | 同 二丁目 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 農人橋三丁目 | 農人橋二丁目 | 十九番組 | と組一番 | 農人橋二丁目 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 同 四丁目 | 同 一丁目 | 廿四番組 | と組一番 | 同 一丁目 | 四區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 南農人町 | 南農人町一丁目 | 二十番組 | と組二番 | 南農人町一丁目 | 四區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 農人橋詰町 | 農人橋詰町 | 十九番組 | と組一番 | 農人橋詰町 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 農人橋詰町二丁目 | 農人橋詰町 | 十九番組 | と組一番 | 農人橋詰町 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 農人橋川端茂右衛門町 | 農人橋材木町 | 二十番組 | と組三番 | 農人橋材木町 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 大和材木町 | 農人橋材木町 | 二十番組 | と組三番 | 農人橋材木町 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |
| 伏見兩替町一丁目 | 伏見兩替町一丁目 | 廿四番組 | へ組二番 | 同 材木町 | 五區 | 一大區 | 一小區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 役場 |

| 舊名 | 町名 | 明治二年 | 同四年 | 同五年三月 | 同日 | 同八年 | 同九年 | 同十二年 | 同十三年 | 同十四年 | 同十七年 | | |
|----|---|------|------|--------|------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
| 同 | 二丁目 | 廿四番組 | 〓組二番 | 〓番町二丁目 | 四區 | 一十區 | 四小區 | 一十區 | 一十區 | 第一分畫 | △ | 第一聯合 | 第一戶長 |
| 同 | 三丁目 | 十九番組 | 〓組二番 | 〓番町二丁目 | 五區 | 一十區 | 一十區 | 一十區 | 一十區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 |
| 同 | 四丁目 | 十九番組 | 〓組二番 | 〓番町二丁目 | 廣小路町 | 一十區 | 一十區 | 一十區 | 一十區 | 第一分畫 | ● | 第一聯合 | 第一戶長 |
| 備考 | 明治六年十一月十七日上本町二丁目・内久寶寺町二丁目・廣小路町の三ヶ町は第一區・龍造寺町・内久寶寺町二丁目・谷町五丁目・十二軒町の四ヶ町は第二區となりしも、表記し得ざるにつき附記す。又●印のものは此の七ヶ町及び域外なる法圓阪町と八ヶ町聯合、○印は三ヶ町聯合、△印は五ヶ町聯合なり。 | | | | | | | | | | | | |

第二聯合

(中大江尋常小學 校設置負擔區域)

常盤町一丁目・同二丁目・鎗屋町一丁目・同二丁目・内本町一丁目・同二丁目・内本町
 橋詰町・徳井町一丁目・同二丁目・谷町二丁目・同三丁目・南新町一丁目・同二丁目・
 北新町一丁目・同二丁目・糸屋町一丁目・同二丁目・大手通一丁目・同二丁目・内淡路
 町一丁目・同二丁目・内平野町一丁目・同二丁目・豊後町(二十四ヶ町)

本聯合は上町の内にあり、常盤町以北内平野町以南にして、西は東横堀川を限り、東は大手前の町及び法圓阪町に接し、豊臣時代に於ける大坂城三の丸の内なり。もと伏見より移り來れる伏見立賣町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・伏見鑓屋町・伏見大黒町・北本町・九郎右衛門町・伏見權助町・新與左衛門町・大工與左衛門町(鑓冶印)・上唐物町・伏見納屋町・糸屋町・上鍛冶屋町・吳服町・南新町一丁目・同二丁目・同三丁目・北新町一丁目・同二丁目・同三丁目・大津町の二十三町に、内本町下三丁目・内本町上三丁目・錫屋町・谷町二丁目(一部)・同三丁目・内淡路町一丁目・同二丁目・同三丁目・上糸屋町・折屋町・豊後町・内平野町(一部)・檜物屋町・蠟燭町の十四町を加へたる三十町なりしが、後、内本町下三丁目を内本町橋詰町・内本町二丁目・内本町・太郎左衛門町の三町に、吳服町を録町一丁目・同二丁目の二町に、檜物屋町を龜山町・大澤町の二町に分ち、北本町・九郎右衛門町・伏見權助町の三町を徳井町・新與左衛門町・大工與左衛門町の二町を與左衛門町・糸屋町・上糸屋町の二町を松尾町と改稱し、且つ上唐物町を内骨屋町、伏見納屋町を松江町、上鍛冶屋町を南革屋町、蠟燭町を内平野町二丁目と改稱し、鑓屋町・小倉町・内本町橋詰町・内本町二丁目・内本町太郎左衛門町・内本町上三丁目・錫屋町・北新町二丁目・同三丁目・與左衛門町・内骨屋町・松江町・大津町の十三町は南組に、常盤町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・徳井町・谷町二丁目・同三丁目・内淡路町一丁目・同二丁目・同三丁目・北新町一丁目・南新町一丁目・同二丁目・同三丁目・松尾

町・南葦屋町・錦町一丁目・同二丁目・折屋町・豊後町・内平野町・龜山町・大澤町・内平野町二丁目の二十四ヶ町は北組に屬せしも、ついで南組に屬せし北新町二丁目及び内骨屋町の二町は北組に轉じ、北組に屬せし南新町一丁目・同二丁目・同三丁目は南組に入りし爲め南組所屬は十四町、北組所屬は二十三町となり來りしが、明治二年五月四日全部東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、内本町橋詰町を除くの外は悉く異動せり、即ち常盤町一丁目・同二丁目を併せて常盤町一丁目、同三丁目・同四丁目を併せて常盤町二丁目、鑓屋町を鑓屋町一丁目、小倉町を鑓屋町二丁目、内本町二丁目・内本町太耶左衛門町を併せて内本町二丁目、南新町一丁目・同二丁目を併せて南新町一丁目、徳井町を徳井町一丁目、内本町上三丁目を兩分して其の一部を内本町一丁目、鑓屋町に内本町上三丁目の殘部及び谷町三丁目の内を加へて谷町三丁目、谷町三丁目の殘部に同二丁目(他の一部は城外谷町一丁目に入る)の内を加へて谷町二丁目、内淡路町一丁目・同二丁目に同三丁目の内を加へて内淡路町二丁目、同三丁目の殘部を内淡路町一丁目、北新町一丁目・同二丁目を併せて北新町一丁目、北新町三丁目に與左衛門町の内・内骨屋町の内を加へて北新町二丁目、與左衛門町の殘部に内骨屋町の内を併せて糸屋町二丁目、南新町三丁目に内骨屋町の殘部及び松江町の内を加へて南新町二丁目・大津町に松江町の殘部を加へて徳井町二丁目、松尾町・南葦屋町を併せて糸屋町一丁目、錦町一丁目・同二丁目を併せて大手通一丁目、折屋町に豊後町の内を加へて大手通二丁目、豊後町の殘部に内平野町の内(他の一部は城外高麗橋

詰町に入る)を加へて豊後町、龜山町に大澤町の内を加へて内平野町一丁目、内平野町二丁目に大澤町の殘部を加へて内平野町二丁目とせり。依て町數は十三町を減じて現在の如く二十四ヶ町となりしが、翌六年十一月十七日元鐵砲同心屋敷跡を谷町二丁目に編入し、同十二年五月二十七日谷町二丁目の陸軍省所轄地は大手前の町に編入せられて同町を去る。其の谷町二丁目に編入されたる鐵砲同心屋敷は、明治四年五月八日一町として數へられ組一番に入りしが、同五年三月十七日第八區の附屬たりしものなり。其の他にも所屬地の同じく變動せしものあり、即ち東横堀新築地・西下宿請所・平野町神明社是れなり。東横堀新築地及び西下宿請所は共に本町橋詰町の内に屬し、東横堀新築地は其の東横堀川に沿へる曲手の所にして、對岸なる本町一丁目及び南本町一丁目の沿岸地と共に明和四年の新築地に係り、西下宿請所は西町奉行所の南にありて、同奉行所に出訴せる遠國人民の下宿せし所なり。明治二年五月四日兩地とも一町に數へられ、東横堀新築地は十二番組、西下宿請所は十九番組、同四年五月八日東横堀新築地はぬ組一番、西下宿請所はほ組二番たりしが、同五年三月十七日東横堀新築地は第十二區の附屬地、西下宿請所は第七區の附屬地となりて町名より省かれ、平野町神明社は同四年五月八日組四番の附屬地たり。而して北新町には紺屋町、南新町には御小人町、内淡路町には大工町、徳井町一丁目には「すげた町」の異名を存し、大手通は大阪城の追手門筋に當れるを以て此の名を爲し、其の大手通二丁目より東横堀川に架して、對岸瓦町一丁目と淡路町一丁目の境に通ずるは思案

橋なり、橋名は増田長盛の其の命名に思案せしより起れりと云ふ。

徳井町一丁目及び内本町橋詰町は共に遊所のありし所なり。内本町橋詰町にあるものは「まがり」と呼び、一に小松島とも云へり、東横堀川の曲れる所の岸上即ち東横堀新築地にありしを以て此の名あり。徳井町一丁目にあるものは妙見新地と呼び、同町の善安筋西へ入る兩側是れなり。前者は三十軒内外、後者は二十軒許りの青樓相並びて時ならぬ絃歌の音を弄せしが、明治二年八月十四日從來の營業者に株を差免して公許されしも、同四年十一月限り茶屋渡世を差止め、翌五年十月更に特定地外の遊所廢止に依りて消滅せしも、妙見新地には今も其の北側に五軒當時の家形を残せり。

與左衛門町即ち今の糸屋町二丁目の西半部は牢屋敷のありし所なり。牢番は初め罪人を出せる町々より之を徴したりしが、元和八年より伏見の制に倣ひ、市中の髮結床をして牢番たらしめ、髮結床には町中并に附近在郷の同業者を支配するの権利を與へられしも、天保十四年十月に至り其の牢番を廢し、入札を以て番人定請負を定め、其の期限を一年とせられて、髮結床の特權消滅せしかば、爾來何人たりとも勝手次第に髮結床を營むことを得るに至れりといふ。明治維新後に至りても引續き牢屋たりしが、同十三年四月未決監獄署と改められ、同十四年松屋町監獄分署と改稱せられしも、同十八年十二月堀川監獄分署に移轉合併せられて、今は民家建設せらる。

内本町橋詰町はもと代官所及び鹽噌小屋のある所なりしが、享保九年の大火後、鹽噌小屋を京橋門

牢屋敷の址

西町奉行所の址

外の西町奉行所の南隣に移して、其の跡に西町奉行所を移され、代官所は安永年間大屋四郎兵衛在職中、京橋門外なる同西町奉行所の跡に移りて谷町代官所と稱せり。爾來此の地は西町奉行所の所在となり、市政統治の癡所として繼續し來りしが、明治元年二月二日大阪鎮臺營所に充てられ、ついで同鎮臺は大阪裁判所と改められ、更に大阪府となりて此の地にありしも、明治七年七月十九日江の子島の新築廳舎に移轉せしかば、同年七月内務省の許可を得て其の土地家屋を假用して設置し、翌八年十一月を以て開館せしもの、即ち今の大阪府立博物館是れなり。

大阪府立博物館は美術及び工藝の進歩發達を圖るが爲め此に設けられしものにして、當初は美術品及び工藝品を陳列せる小規模のものに過ぎざりしも、大會・小會の二種に分ち、大會は毎年凡百日間之を開き、其の前後に開會するを小會とせり。然るに年を経るに従ひ、屋舎漸く腐朽に傾き、且事業も漸く擴張せられしかば、明治十九年に至り隣地七百八拾坪を買入れて事務所と物品陳列室二棟を増築せしも、美術品陳列室の不適當なるを認め、同二十・二十一の兩年度に跨りて美術館を新築し、別に獸禽舎を設置して珍鳥奇獸を飼育し、同二十九年更に北側の地所七百六拾餘坪を買入れ、美術館の兩側にありし賣品室を取除き、東門并に賣品室四棟の建設に着手して同三十年に竣成し、同年復た能樂堂の改築に着手し、同時に古器物陳列及び諸會催所を建設して翌三十一年竣成し、同三十六年第五回内國勸業博覽會の當市に開設せらるゝに際し、諸種の設備を整へ、爾後累次繼續施設し、且有志者の寄附物件等あり

大阪府立博物館

しかば、諸般の設備大に加はり、美術館には四時適應の美術品を陳列して當業者の参考に供し、能樂堂は斯界熱心家の演技場となり、古器物陳列及び諸會催所は玩器の展覽會・書畫會・生花會・各種品評會等に利用せられ、獸禽舎は兒童の眼を娛ましむると同時に、教育に資する所尠からざりしが、大正二年末に至り大阪府は當場敷地内に府立商品陳列所を建設するに決しければ、從來存したる建物等の多くは撤廢せられ、飼養の禽獸は同三年九月三十日大阪市經營の天王寺公園に引渡されて、現在當場に附屬せるは能樂堂・集樂館及び茶室のみとなれり。

大阪府立商品陳列所は、明治二十三年外務・農商務兩省の補助を得て、北區堂島濱通二丁目を設置し、同年十一月十五日開所式を挙げ、以て大阪府に於ける商業の補助機關として盡す所ありしが、同四十二年七月三十一日の大火に類焼して、全部烏有に歸せしを以て、更に假事務所を大阪府廳内に設けて僅に調査事項の一部のみを扱ひ居たりしが、急速なる大阪府商工業の發展は、到底其のまゝにて過ぐるを許さず、遂に再建の議起りて敷地を此に撰定し、大正三年より同五年に亘れる三年間繼續工事として、同四年二月工事に着手し、同六年三月に至り本館即ち參考館を初め事務館兼圖書館・機械館・倉庫・書庫・圖案館並に附屬建物等を落成せり。本館は石材煉瓦造二階建にして參百五拾七坪五合壹勺、倉庫は貳拾七坪五合、書庫は拾八坪にして、共に煉瓦造二階建、圖案館は壹百八拾七坪にして煉瓦造平家建、機械館は貳百參拾六坪の木造平家建、事務館兼圖書館は壹百貳拾六坪の木造二階建にして地下室

大阪府立商
品陳列所

の設あり、諸館巍然として東横堀川の畔に聳え、其の工費は貳拾壹萬貳千六百九圓七拾七錢なり。尙大正六年度に於て博物場舊商品館跡に、工費約六萬圓を投じて木造二階建の廣告館を新築し、其の松屋町筋に面せる部分にはショーウィンドーを設けて店舗裝飾の試験研究に供し、且隨時同館を利用して品評會・競技會・展覽會等の開催に使せしめ、其の階上には大會堂を設けて各種の講演等に開放することとし、同七年三月落成せり。今其の現在施設の大要を見るに、海外市場に於て需用の多き製作品、又は本府に輸入して有益なりと認むる生産品、海外市場特に印度・濠洲・南洋・支那等に於ける風俗・習慣・嗜好・生活の程度等を知了するに足るべき參考資料、本府商工業上の参考に資すべき内國各地の生産品又は製作品、特に紹介の必要ありと認むる本府の生産品又は製作品、製作の内外を問はず本府商工業者特に家内の工業者の使用に便すべき機械・器具又は其の部分品、店頭裝飾・商品廣告・流行又は意匠圖案・商品の荷造又は運輸・關稅法・特許法・工場法・其他商工業保護に關する參考資料を陳列して觀覽に供するのみならず、商工業に關する内外の新聞・雜誌・報告・カタログ・經濟資料等を蒐集して觀覽せしめ、商工業又は商品に關する必要事項を調査研究して、報告又は案内等を刊行し、商品廣告又は店頭裝飾に關する意匠圖案の相談に應じ、商取引の紹介及び貿易實務の補助を爲し、講習會・競技會・獎勵會・展覽會・談話會・其他本府商工業又は商品其他の改良發達に適切なる施設を爲しつゝあり。かゝれば農商務省の商品陳列館及び愛知縣商品陳列館と比肩して、帝

懷德堂

國三大商品陳列館の一となり、以て普く府下の商工界に補益するものあらん。

同所の北に接して懷德堂あり、其の名は徳川時代に於ける舊懷德堂の名を襲げり。舊懷德堂は久しく大坂の文教を掌り、大坂人を教育して品性を養ひ風俗を正し、以て世道人心を維持せり、大坂人の品性と良習慣は此の文教に負ひし所少からず。依て報本反始の意を以て西村時彦・男爵住友吉左衛門・永田仁助・今井貫一の諸氏發起人となり、懷德堂紀念會なるものを組織し、以て教化の恩に報ひ、世道人心の振興に資せんが爲め、廣く有志の醜金を求め、財團法人と爲して之を維持する事とし、大正二年六月三十日設置を出願し、同年八月二十日許可せられ、翌九月一日登記を終へて法人成立せり。其事畏くも天聽に達するや、同三年三月五日を以て特に金二百圓を御下賜あらせらる。大阪府に交渉して、同四年六月十二日博物館内の西北隅なる此の參百六拾壹坪の地を無料にて借入し、同五年二月堂舎の建築に着手し、同年九月落成、其の十五日を以て開堂式を挙げたるもの、即ち此の懷德堂なり、建築に要したる金額は壹萬八千壹百拾圓なりといふ。理事・幹事・評議員を置き、基本財産の利子及び事業より生ずる収入を以て經費に充つ。基本財産は總て有志の寄附に成り、現時は尙ほ貳萬五千餘圓に過ぎざるを以て、計畫事業の全部に着手するに至らざるも、碩學の士を聘して毎月二回の定期講演會、及び毎週二回の定日講義を開き、素讀科を設けて漢籍を教授し、毎年十月五日を以て紀念祭典を執行し、紀念講演會を開けり、十月五日は三宅石庵の創めて舊懷德堂に開講せし日なり。基本財産増加し

經費に餘裕を生ずるを待ちて、漸次講演集及び其の他の圖書を出版し、大阪先賢の事蹟及び著書を調査表彰し、奨學金を支出して學術の研究を奨勵し、以て其の計畫の完成を期せり。創建以來年を経ざるを以て未だ効果の見るべきものあらざるも、將來計畫の全部を完成するに至らば、其の世道人心の振興に裨益するの大なるは、蓋し舊時に於ける懷德堂の如くならん。

| 藏屋敷 | 居城 | 所在 | 氏名 | 知行 | 高 | 所在地 |
|-----|----|----|-------|-----|---|--------|
| 伊勢 | 神戸 | 木田 | 伊豫守忠部 | 壹萬五 | 石 | 南新町一丁目 |

神明神社

神明神社は内平野町二丁目にあり、天照皇大神・春日大神・八幡大神を祀る。神明宮と稱し、大坂三神明の一に數へられ、俗に日中神明と呼べり、社の南に向へるより此の稱ありといふ。社はもと皇都西院村に鎮座し後陽成天皇の御勸請なりしが、元和元年松平下總守忠明の信仰に依り、當所に移轉して大坂城守護三郷町中祈禱の社と爲し、爾後明治維新に至るまで祈禱所と呼べり。されば往時は神殿宏壯を極め社地廣大なりしも、天明二年以後屢類焼の災に罹りて社記焼失し、境内亦漸次縮少して僅に壹百參拾八坪四合六勺の現況となり、社格もなき雜社たりしが、明治四十年十一月八日和泉國泉南郡南近義村大字王子字若宮の村社八幡神社(豊田)を合祀し、同時に村社に昇格して今の社名に改め、大正三年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。本殿・拜殿・神樂所・社務所・倉庫を存し、末社に豊受皇太神社・稻荷

本覺寺

神社・二柱相殿社・菅原神社あり。例祭は九月十七日に行はる。氏地はなし。攝津志に「窪津王子祠在
内平野町、今稱神明、一名渡邊王子」と記せる内平野町の明神は當社を指せるものにして、同志は當社を
渡邊王子なりとせり。然れども同王子は渡邊の水邊近くにありしなるべければ、當社の所在は之に當
らず、且同王子の何れの時にか天王寺の西門前に移りて光堂と呼ばれ來りしは、其の合祀せられたる河
堀神社の條に記するが如くなれば、同志の當社を同王子なりとせるは恐くは非ならん。

本覺寺は徳井町一丁目にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年開基空賢内淡
路町に創立し、同十年長柄屋・右衛門の屋敷を買得して坊舎を造營し、天保八年二月十九日焼失せしか
ば、翌九年五月二十二日長柄屋平藏の屋敷を購入し、檀家協力して移轉再建せしもの即ち當所なり。境
内は九拾貳坪參合八勺を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

圓龍寺

圓龍寺は内本町一丁目にあり、城西山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。筑前國
福岡住木村の人三太夫なるもの本願寺准如法主の弟子となり、西圓と法名して、寛永二年二月大坂内淡
路町に創建し、寛政元年堂宇燒失、同年十二月内本町二丁目に移轉し、文久三年十一月復た類焼に罹
りて灰燼となり、慶應二年十一月當所に移轉再建せり。境内は壹百坪貳勺を有し、本堂・庫裏・土
藏・門を存す。

圓周寺

圓周寺は南新町一丁目にあり、青龍山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十

三年開基信慶は、私財を投じて島町に地所を買入れ、坊舎を建立して圓周坊と稱せしが、元和元年幕府
より龍造寺町に地所を與へられて一字を建立したるに、二世漸入自費を以て同七年上本町二丁目に地
所を買求め、慶安三年移轉再建し、坊名を改めて寺號を稱す。然るに其の地は明治元年十一月御用地と
なりしを以て、同二年七月當時の住職島得恩私費を投じて當所に移轉せり。境内は壹百貳拾五坪七合
壹勺を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

壽光寺

壽光寺は北新町一丁目にあり、佛手山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文九
年開基宗源山城國乙訓郡西岡今里村に草創して、天神道場極樂寺と稱せしが、慶安四年當所に移轉し、
貞享元年今の寺名に改む。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・長屋門を存す。

天野屋利兵衛邸址

豊後町の濱内淡路町の角屋敷は天野屋利兵衛の宅地にして、表口拾五間半・奥行十六間許りなりしと
いふ。利兵衛は北組の總年寄を勤め、祖先以來此の地に住し、慶長以前よりの舊家たりしが、かねて播
州赤穂侯に出入せり。其の縁ありしを以て、侯の故ありて國を除かるゝに及び、其の臣大石良雄の依頼
を諾し武器を調達して江戸に送りしかば、幕吏は不軌を謀るに非ざるかを疑ひ、捕へて大に詰問すれど
も、頑として白狀せず、獄中にありて大石等が本意を達せしを聞くに及び、初めての其事實を吐露しけ
れば、幕吏は其の義膽を賞し罪を減じて大坂を追放せり。依て京都東山に閑居し、名を松永土齋と改め
長命して終れりといふ。院本には變名して天川屋儀平に作れり。(天野屋利兵衛の淺野家に關係せしやに就ては世に議論あり、今に普濟傳ふるが儘に記しぬ)

町名及び區畫の變遷表

| 舊町名 | 新町名 | 明治二年五月四日 | 同四年五月四日 | 同五年三月七日改正 | 同日 | 同六年五月廿一日 | 同九年九月三日 | 同十二年二月廿一日 | 同十三年七月二日 | 同十四年八月廿一日 | 同十七年七月一日 |
|--------------|-------------|----------|---------|-----------|----|----------|---------|-----------|----------|-----------|----------|
| 伏見立賣町 一丁目 | 常盤町一丁目 | 廿四番組 | 一組一番 | 常盤町一丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 廿四番組 | 一組一番 | 同 二丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 三丁目 | 同 三丁目 | 十九番組 | 一組一番 | 同 三丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 四丁目 | 同 四丁目 | 十九番組 | 一組一番 | 同 四丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 伏見鐘屋町 | 鐘屋町 | 廿四番組 | 一組三番 | 鐘屋町一丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 伏見大黒町 | 小倉町 | 十九番組 | 一組三番 | 同 二丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 内本町下三丁目 | 内本町橋詰町 | 十九番組 | 一組二番 | 内本町橋詰町 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 内本町二丁目 | 同 内本町二丁目 | 十九番組 | 一組一番 | 同 内本町二丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 内本町太郎左衛門町 | 同 内本町太郎左衛門町 | 十九番組 | 一組一番 | 同 内本町二丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 南新町一丁目 | 同 南新町一丁目 | 廿四番組 | 一組二番 | 南新町一丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 廿四番組 | 一組三番 | 同 二丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 北本町 | 同 北本町 | 廿四番組 | 一組二番 | 同 北本町 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 九郎右衛門町 | 同 九郎右衛門町 | 廿四番組 | 一組二番 | 同 九郎右衛門町 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |

伏見權助町

| | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|------|---------|----|------|-----|------|------|------|--------|
| 内本町上三丁目 | 廿四番組 | 一組一番 | 内本町一丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 錫屋町 | 廿四番組 | 一組三番 | 谷町三丁目 | 六區 | 六一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ● | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 谷町三丁目 | 廿三番組 | 一組一番 | 同 二丁目 | 八區 | 八一大區 | 二小區 | 第二分畫 | □ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 二丁目 | 十八番組 | 一組一番 | 内淡路町二丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 三丁目 | 廿三番組 | 一組一番 | 同 一丁目 | 八區 | 八一大區 | 二小區 | 第二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 北新町一丁目 | 廿三番組 | 一組二番 | 北新町一丁目 | 八區 | 八一大區 | 二小區 | 第二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 二丁目 | 廿三番組 | 一組二番 | 同 二丁目 | 八區 | 八一大區 | 二小區 | 第二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 同 三丁目 | 十八番組 | 一組三番 | 同 三丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 新興左衛門町 | 同 新興左衛門町 | 十八番組 | 同 三丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 大工與左衛門町 | 同 大工與左衛門町 | 十八番組 | 同 三丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 上唐物町 | 同 上唐物町 | 十八番組 | 同 三丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 内骨屋町 | 同 内骨屋町 | 十八番組 | 同 三丁目 | 九區 | 九一大區 | 二小區 | 第二分畫 | ○ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |
| 南新町三丁目 | 十九番組 | 一組三番 | 南新町二丁目 | 七區 | 七一大區 | 二小區 | 第二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長役場 |

| 舊名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同八年四月 月三日 | 同九年九月 月三日 | 同十二年 二月廿五日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月廿九日 | 同十七年 七月一日 |
|-------|---------|--------------|-------------|----------------|----|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 伏見納屋町 | 松江町 | 十九番組 | に組三番 | 徳井町二丁目 | 七區 | 七一大區 七小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 大津町 | 十九番組 | に組三番 | 徳井町二丁目 | 徳井町二丁目 | 七區 | 七一大區 七小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | △ | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 糸屋町 | 松尾町 | 廿三番組 | に組一番 | 糸屋町二丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 上糸屋町 | 南芝屋町 | 廿三番組 | に組一番 | 糸屋町二丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 上鍛冶屋町 | 南芝屋町 | 廿三番組 | に組一番 | 糸屋町二丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 吳服町 | 錦町一丁目 | 廿三番組 | は組二番 | 大手通二丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 折屋町 | 同二丁目 | 廿三番組 | は組二番 | 大手通二丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 豊後町 | 同二丁目 | 十八番組 | は組三番 | 豊後町 | 九區 | 九一大區 九小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 〇 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 内平野町 | 同二丁目 | 十八番組 | は組三番 | 豊後町 | 九區 | 九一大區 九小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 〇 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 榎物屋町 | 嶋山町 | 廿三番組 | は組三番 | 〇高麗橋詰町に 入る | 九區 | 九一大區 九小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 〇 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 大澤町 | 同二丁目 | 十八番組 | は組三番 | 内平野町一丁目 | 八區 | 八一大區 八小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 一町戶長 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |
| 蛸燭町 | 内平野町二丁目 | 十八番組 | は組四番 | 同二丁目 | 九區 | 九一大區 九小區 | 二大區 二小區 | 二分畫 | 〇 | 第二聯合 | 第二戶長 役場 |

備考・印は六ヶ町聯合、○印は六ヶ町聯合、△印は六ヶ町聯合、□印は城外大手前の町・馬場町との三ヶ町聯合なり。

第三聯合 (北大江常小學校設置負担區域)

船越町一丁目・同二丁目・釣鐘町一丁目・同二丁目・島町一丁目・同二丁目・石町一丁目・同二丁目・谷町一丁目・京橋一丁目・同二丁目・同三丁目・高麗橋詰町(十三ヶ町)

本聯合は上町の内にあり、大手前の町・杉山町の西、船越町以北にして西は東横堀川を限り、北は淀川に沿ひ、豊臣氏時代に於ける大坂城三の丸の内なり。もと北葦屋町・内鍛冶町・戎の町・近江町・島町・石町・彌兵衛町・谷町一丁目・同二丁目(一部)・京橋一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・内兩替町・内平野町(一部)の十七ヶ町なりしが、後、内鍛冶町を船越町と改稱し、且戎の町を釣鐘町・釣鐘上の町、島町を島町一丁目・同二丁目、北葦屋町を北葦屋町一丁目・同二丁目に分ちたる爲め三ヶ町を増したるも、享保九年大火の後、火除地として京橋一丁目を公收せられ、道頓堀吉左衛門町の裏に移轉して元京橋町となりしかば、差引二ヶ町を増して十九ヶ町となり、何れも北組に屬し來たりしが、明治二年五月四日北大組に屬し、同四年六月二十八日京橋松の下東西假建家の所を京橋三丁目に編入せらる。此の松の下は享保九年火除地として公收せられたる舊京橋一丁目の地にして、土堤に並木ありしを以て此の名あり。同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、島町一丁目・同二丁目の外は悉く異動せり、即ち北葦屋町一丁目に同二丁目の内を加へて船越町一丁目、船越

町に北葦屋町二丁目の残部を加へて船越町二丁目、釣鐘上の町に釣鐘町の内を加へて釣鐘町一丁目、近江町に釣鐘町の残部を加へて釣鐘町二丁目、石町を兩分して其の一部を石町一丁目、他の一部を彌兵衛町に併せて石町二丁目、谷町一丁目と同二丁目の内(他の一部は城外)を加へて谷町二丁目、京橋二丁目を京橋一丁目(此の時、舊京橋一丁目の跡を加へられしならん)、同三丁目に同四丁目の内を加へて京橋二丁目、同五丁目・同六丁目に同四丁目の残部を加へて京橋三丁目、内兩替町に内平野町の内(他の一部は城外)を加へて高麗橋詰町と改稱せり。依て六ヶ町を減じて現在の如く十三ヶ町となりしが、明治六年十一月十七日舊御弓町及び舊鹽噌屋敷東手の牧牛場を谷町一丁目に編入し、同十二年五月二十七日谷町一丁目の文部省所轄地は大手前の町に編入せらる。而して所屬地にも異動せしものあり、即ち石町一丁目の座摩神社御旅所は明治四年五月八日組三番の附屬地にして、谷町一丁目に入りし舊御弓町は組一番の附屬地たり。

其の位置は難波岡陵の北端なる大阪城の西側にあり、往時に於ては西は海に瀕し、北は山城・天和・河内の諸水會合して海に注げるの大江に臨み、日本書紀神武天皇の條に「戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東舳艦相接、方到難波之碕」と見ゆる難波碕の一部にして、古事記同天皇の段に「故上行之時經浪速之渡、而泊青雲之白肩津」と見ゆる浪速之渡も亦此の水邊なりしなるべし。而して河川の流出する泥沙の爲め漸次地形を變ずるに至りしも、其の海岸は大江の岸と呼びて南方に及び、附近の阪路に大

難波碕の一

大江岸

大江坂
宮北の堀江
大江浦
大江邊
南邊
北邊
大江邊
大江邊
大江邊

江坂の名を傳へたり。仁德天皇の掘り給ひし宮北の堀江も此の川筋なるべく、又同天皇第一の皇子に大江之伊邪本和氣命あり、此の大江岸に因みあるものならん。大江岸は大江浦とも呼び、一に渡邊岸とも云へり。渡邊は一に渡部に作る、其の稱は此の地に渡津のありしより起り、遂に地名を爲して對岸なる天満の河邊を北渡邊と云ひ、本地を南渡邊と呼び、渡邊黨の居りし所なり。渡邊綱はもと源氏なりしが、其の養母此の渡邊に居りしを以て渡邊を氏と爲し、其の曾孫傳は渡邊の惣管となり、堀河・鳥羽朝の頃より其の一族此に蟠居し、源三位頼政の耶黨たり。江家次第に見ゆる大江御厨も此にありしならん。而して左大臣源融は其の別業を此に設けて、世に之を江殿と呼びしと云ふ。

後拾 渡の邊や大江の岸にやとりして雲井に見ゆる生駒山かな 能因法師
堀川百首 きみたれば日數ふれとも渡の邊の大江の岸はひたらさりけり 隆源法師
名寄 船よはふ聲もおよばす成りにけり大江の岸のさみたれの頃 長俊
家集 秋の比しほあみに難波の方へまかりたりしに、頼政卿もわたのへか方に侍ると聞きて 申遣はし侍りし

旅れするかたは浦々かはれとも同し都や戀しかるらん 師光
返し

君かすむうら悲しくそ我は思ふ忍ぶ都も誰かゆそは

源頼政

京へ歸すとて

此の里も浦馴にけり朝たては都を出てし心地のみして
難波より歸り侍りしに左大將實定のもとより

都たに秋のあはれば有るものをひなのなから物語せよ
返し

思ひやれ鄙のなから淋しさはいとふ都へかへる心に

夫 木 渡の邊や大江の岸に承越えてこやの軒はに舟つなくなり 眞運法師

同 玉藻刈る大江の浦の浦風につゝしの花は散りぬへらなり 諸人しらす

萬 葉 おし照る難波の埼に朱のそは船 そは船に綱取りかけ ひこつらひありなみすれと 言ひつらひありなみ

すれと ありなみ得すそ言はれし我が身

同 堀江には玉敷かましを大君の御船かむとかれて知りせば 橋宿福

同 おしてゐや難波堀江の蘆邊には雁れたららし霜のふらくに 諸人しらす

同 船きおふ堀江の河のみなきはに來あつゝ鳴は都鳥かも 江島

續 拾 押照やなには堀江に人玉のよるの光は螢なりけり 定家

同 今にはや堀江の小船さばなれおなし人とも見へぬ中かな 國夏

同 わか戀はなには堀江のあしの根のみかくれてのみ年を経るとも 怒鎮

堀 後 君をおもふ深さくらへに津の堀の堀江見に行く我にやはあらぬ 定夫

後 拾 命あらは今歸りこん津の國のなには堀江の蘆のうら葉に 大江嘉雲

夫 木 都鳥こゑもさむけし舟きほふ堀江の川の氷る霜夜に 衣笠内大臣

山 家 水流るなには堀江のなかりせばいかにかせまし五月雨のころ

百 練 抄 土御門天皇建仁元年九月廿日天王寺塔供養也、上皇有御幸、廿一日於渡邊東大寺上人行道講、上皇有御幸、

古今著聞集 渡邊に往年の堂あり、薬師堂とていふなる、源三左衛門朝が先祖の氏寺なり、番の馬允か時この堂を修理しけ

るに、本の棟葺にてありけるか、年久しくなりて皆朽腐し侍りけるを、葺き替へんとて上を取破りて侍りけるに、大いな
るくらなほありけり、何とかしたりけん大きな釘に打付られて、年比はたらきもせてかくてありけるなり、其の時此の
寺建立の年紀を數ふれば、六十餘年になりけり、其の間かく打付けられながら生きつゝありける、下の松板は油磨など
したるやえにてきらめきたりけり、いかなる故にか覺束なし、これはまさしく翔か語りけるなり、

渡邊 國府 津波 浪速之波

渡邊は大江渡とも云ひ、又國府の渡、一に窪津とも呼べり。國府の渡と稱するは延暦二十四年十一
月攝津の國治を此の江頭に移し置かれたるより起り、窪津は國府津の訛ならん。已記の如く古事記神
武天皇の段に見ゆる浪速之渡も此の附近にして、同記應神天皇の段に見ゆる天之日矛の新羅より阿加
流比賣の後を追ひ來り、難波に入らんとして渡の神に塞へられて入ることを得ざりしも此の渡なるべ
し。仁徳天皇の皇后磐之媛は、紀國熊野岬に至り御綱柏を採りて此の難波濟に來り、其の不在中に天皇
の八田皇女を納れ給ひしを聞いて恨み、大津に泊せず御綱柏を海に棄て給ひしかば、葉濟の名起れり。
是れ日本書紀の記する所にして、古事記には難波之大渡に至り、八田皇女の宮中に入りしことを聞き、

難波 葉濟 難波之大渡

御津 前

柏 渡邊は海路 交通の要衝

渡邊王子の 址

て恨み、其の御綱柏を投じ給ひしを以て、其の地を號して御津前と謂ふと記せり、即ち難波之大渡は復た此の葉濟なるを知るべし。攝津志に西成郡野里渡を以て此の葉濟と爲せるは非ならん。御津前は難波岡陵の一角にして、天皇の幸して皇后の船を待ち給ひし大津即ち難波の御津(御津よりの出船を御津崎と云ふ五聯合御津の條參看)とも近き所なりしなるべければ、之と附近たるべき葉濟の遠く離れたる野里の邊ならざりしは明かなり。思ふに當時難波の大津に入らんとするには、此の葉濟より更に楫を轉するを航路と爲したるものと推せらる、故に皇后の船も此の濟に來り、前後相接して將に其の大津に入りて高津宮に還り給はんとせる折柄、八田皇女のことを耳にし給ひしかば、心機一轉其の方向を變じて山脊に溯り給ひしものならん。葉濟は柏濟にして、是れより先、景行天皇二十七年熊襲征討の歸途、日本武尊の惡神を殺し給ひし所なり。古來海陸交通の要衝に當り、延曆以後神崎川の交通盛なりし時も、此の渡邊は難波に於ける唯一の河港となり、天王寺・住吉乃至高野に參詣する者は、淀川を下りて此の地に上陸せり。其の熊野行幸の行はれたる當時にありては、渡邊王子は江頭に祀られ、一に窪津王子とも呼び、熊野九十九ヶ所中に於ける其の第一の王子たり。而して源義經は壽永四年二月平氏追討の爲め、此の渡邊より暴風を冒して乗船發航せりといふ。

日本書紀 景行天皇の條 二十八年春二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之狀曰、臣賴天皇之神靈、以兵一舉頓誅熊襲之魁師者、悉平其國、是以西州既謫日旌無事、唯言備穴濟神及難波柏濟神、皆有害心以放毒氣、令苦於人、並爲禍害之藪、故悉殺其惡神、並

開水陸之徑、天皇於是美日本武尊之功而異愛、

古事記

應神天皇の段 又昔有新羅國主之子名謂天之日矛、是人參渡來也、所以渡來者、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩(阿具奴摩、新羅國之沼也)、此沼之邊一賤女晝寐、於是日耀如虹指其陰上、亦有一賤夫思異其狀、恒伺其女人之行、故是女人自其晝寢時旣身生赤玉、爾其所伺賤夫、乞取其玉恒裹着腰、此人營田於山谷之間、故耕人等之飲食負一牛而入山谷之中、遇逢其國主之子天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食負入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛唯送田人之食耳、然猶不赦、爾解其腰之玉、帶其國主之子、故故其賤夫、將來其玉置於床邊、即化美麗嬪子、仍婚爲嫡妻、爾其嬪子常設種種之珍味恒食其夫、故其國主之子心嘗嘗妻、其女人言、凡吾者非應爲汝妻之女、將行吾祖之國、即竊乘小船、逃遁渡來留于難波(此言難波之北邊也)、於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還泊多遲摩國、

日本書紀

仁德天皇の條 三十年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀國、到熊野岬即取其處之御綱葉(葉、此言御綱也)而還、於是日天皇伺皇后不在而娶八田皇女納於宮中、時皇后到難波濟、聞天皇合八田皇女而大恨之、則其所採御綱葉投於海而不著岸、故時人號散葉之海曰葉濟也、爰天皇不知皇后忿不着岸、親幸大津待皇后之船而歌曰、那珂波野苦須彌(那珂波野、難波之別名也)泥苦羅齊許辭那豆彌(泥苦羅齊許辭那豆彌、難波之別名也)能赴泥苦羅齊於明彌(能赴泥苦羅齊於明彌、難波之別名也)泥苦禮、時皇后不泊于大津、更引之派江、自由背廻而向倭、

古事記

仁德天皇の段 太后爲將豐樂、而於採御綱柏幸行木國之間、天皇婚八田若耶女、於是太后御綱柏積留御船還幸之時、所駐使於水取司吉備國兒島之仕丁、是退已國、於難波之大渡遇所後有女人之船、乃語云、天皇者此日婚八田若耶女、而妻我戲遊、若太后不聞着此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女聞此語言即追近御船、白之狀具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御綱柏者悉投棄於海、故留其地謂御津前也、即不入座宮而引避其御船於堀江、隨河而上幸山代、

日本紀略

長元五年六月廿七日、從去二月至今大旱、山崎攝津大江渡宇治川等步行往還、

東 鑑 元暦二年(建久)二月十八日、延尉(源)明日白渡邊欲渡海之處、暴風俄起、舟船多破損、士卒船等一艘而不解纜、爰延尉云

新敵追討使、暫時逗留可有其恐、不可顧風波之難、仍丑刻先出舟五艘、卯刻着阿波國勝浦、

同 建久六年五月五日卯刻、參天王寺給、自鳥羽被用御船、日中着御渡邊、

夫 木 みやこ人ありやと問は、津の國の國府の渡りにわふとこたへよ 法性寺關白

同 尋れつる心も知らず津のくにのこふとも人のつくるなりけり 大納言公任

後 拾 心あらん人に見せばや津の國の難波渡りの春のけしきを 能因法師

玉 葉 夕くれになにはの波を來て見ればたゞ薄曇のあしてなりけり 行 慶

風 雅 きのふまで霞みしものを津の國のなには波の夏のあけほの 真 經

續 古今 舟いたす沖つ汐さぬ白たへに柏のわたり浪高く見ゆ 家 持

夫 木 賑かやく苗代水の流れまて難波わたりは心ありけり 俊 成

六百番 これやこの心ある人のなかむへき難波わたりの春のあけほの 兼 宗

家 集 九月二十あまりの程に天王寺へ参りて侍りしに伊賀入道爲業かもとよりこもり侍りけるか、

かくと聞きて遣はしたりし

君こそは誰に見せまし津の國の難波渡りの秋の景色を

返 し

心ある君ましければ共にこゝ難波渡りの景色をも見ぬ

源 賴 政

元亨釋書に「聖武帝甚敬重之、天平十七年爲行基大僧正、基時在攝州造難波橋」と見ゆる難波橋は、

難波橋

大江橋
波邊橋

此の渡津に架せられたるものならん。後、大江橋・波邊橋等の名現はれたるも、異名同橋にして難波橋の址に架せられたるものなるべし。攝津名所圖會にも舊圖に徴して一橋二名なりと云ひ、難波一橋の古歌は其の證ならん。然れども其の創設の年代は知るに由なし。仁壽三年十月攝津國司の奏言に「長柄三匹兩河、頃年橋梁斷絶人馬不通、請准堀江川置二隻船以通濟渡」と見ゆれば、當時橋梁は已に廢絶して纔に渡船を以て往來を通じたるを知るべし。然るに遠藤盛遠は其の十七歳のとき渡邊橋の供養奉行を勤めて袈裟御前を見初めしといひ、又貞永元年三月廿一日伊豆守信光も其の作りし渡邊橋を供養せしと見ゆれば、或は架せられ或は斷たれたるものなるべし。今の難波橋・大江橋・渡邊橋等は其の地を轉じて舊名を殘せるなり。而して難波橋と云ひ、大江橋と云ひ、渡邊橋といひ、何れも其の架設せられし所は大略今の天満橋の位置ならんといふ。

方角抄 渡邊橋、天王寺の北一里なり、今は(文)橋柱ばかりなり、むかしの事なり此所に熊野の一の王子御坐なり、鳥羽より舟にてくたれば王子の前にあかるなり、

六 帖 津の國の難波の浦の一つ橋君を思へばあからめせず 讀人しらす

家 集 哀なり長柄は跡も朽ちにした大江の橋の絶えせざるらん 俊 成

夫 木 はるかなる大江の橋は造りけん人の心で見え渡りける 同

同 渡の邊や橋のうはてを初にておほかる岸のつまやしろかな 公 朝

百練抄 後堀河天皇貞永元年三月廿一日、伊豆守信光供養渡邊橋云々、作橋信光所營作也、

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第一節 大阪市 東區 三〇九

源平盛衰記 盛遠は十七に成りけるか、其歳の三月中旬に渡邊の橋供養あり、盛遠新村渡の直垂に、黒糸緞の腹巻に袖付けて、折烏帽子係にかけ、銀の蛭巻二節通して巻きたる長刀左の脇にはさみ 其の奉行しければ、辻々固めたる兵士共下知し廻して橋の上立渡入り、ゆゑしく有りける、供養既に終つて 方々へ下回しける中に、北の橋爪より東へ三間隔て、有ける棧敷の内より女房達あまた出て下回しける中に、十六七にもや有るらんと見ゆる女房、輿に乗らんとて腰を打撃けるを見れば、世に有難き女也、盛遠目くれ心消して何くの者やらん、如何なる人の妻子ならんと、行末見たく思ひければ、輿に付きて行く程に、並る里に渡と云ふ者か家に見入れたり、是は聞えし衣川の女房の女や、過夫なき美人也(源平盛衰記)けり、

往時に於ける前記渡邊橋(大江橋名)は、難波より陸路京師に通ずる要路に當りしかば、復た古來の戦史に其の名を留むるもの多し。今其の一二を擧ぐれば、楠正成は和泉・河内を徇へ、元弘二年五月十七日進みて天王寺に陣せしに、六波羅の將隅田通治・高橋宗康五千餘騎を率ゐて、尼ヶ崎・神崎より此の渡邊橋に向ひしかば、正成は弱卒を出して之を誘致し、其の天王寺を過ぐる頃に及び宗徒の勢をして並び起りて之を攻めしめしかば、六波羅軍は大敗し争ふて此の橋を渡り溺死するもの算なかりしといふ。其の子正行は正平三年十一月二十六日賊將細川顯氏・山名時氏と瓜生野に戦ひて之を破り、時氏父子は負傷して其の全軍此の渡邊橋以北なる天神松原に退去し、顯氏京師に奔りて洛中震動せせしが、正行が當時橋より堰き落されて川に流れし敵兵五百餘人を救ひ、之に馬物具を與へて還したるは千古の美談として今に傳はれり。事は兩役とも太平記に詳なるを以て左に掲記せん。

渡邊橋の古戦場

太平記

楠出張天王寺事、付隅田・高橋井字部宮事

元弘二年三月五日左近將監時益・越後守仲時 兩六波羅に被補て關東より上洛す、此三四年は常葉駿河守範貞一人として兩六波羅の成敗を司て在りしか、堅く辭し申けるに依てと聞えし、楠兵衛正成は去年赤坂の城にて自害して焼死たる眞似をして落たりしを實と心得て、武家より其の路に湯淺孫六入道定佛を地頭に居置たりければ、今は河内國にては殊なる事あらしと心安く思ける處に、同四月三日楠五日餘騎を率して、俄に湯淺か城へ押寄て息をも不繼責戦ふ、城中に兵糧の用意乏しかるにや、湯淺か所領紀伊國の阿瀬河より人夫五六百人に兵糧を持って夜中に城へ入れんとする由、楠風に聞て兵を道の切所へ差遣し、悉く之を奪取て其後に物具を入替て、馬に負せ人大に持せて兵を二三百人兵士の様に出立せて城中に入れんとす、楠が勢是を追散さんとする眞似をして追つ返つ同士軍をせたりける、湯淺入道是を見て、我兵糧入るゝ兵共が楠が勢と戦ふと心得て、城中より打て出て、そゝるなる敵の兵共を城中へそ引入ける、楠が勢共思の儘に城中に入りすまして俵の中より物具共取出し、ひしくと堅めて則ち時の聲をそ揚たりける、城の外の勢同時に木戸を破り屏を越て責入ける間、湯淺入道内外の敵に取籠られて可戦様もなかりければ、忽ち首を伸て降人に出つ、楠其勢を併せて七百餘騎にて、和泉河内の兩國を靡けて大勢に成ければ、五月十七日に先住吉・天王寺邊へ打て出て渡部の橋より南に陣を取る、然間和泉・河内の早馬數輩を打て楠已に京都へ責上る由告ければ、洛中の騒動不斜、武士東西に馳散りて貴賤上下周章事窮なし、斯りければ兩六波羅には畿内近國の勢如雲霞集て、楠今や責上ると待けれ共、敢て其義もなければ、聞くにも不似楠小勢にてぞ有覽、此方より押寄せて打散せとて、隅田・高橋を兩六波羅の軍奉行として、四十八箇所の葦井に在京人畿内近國の勢を合せて天王寺へ被指向、其勢都合五千餘騎、同二十日京都を立て尼崎・神崎・柱松の邊に陣を取て、遠著を燒て其夜を遅しと待明す、楠是を聞て二千餘騎を三手に分け、宗との勢をば住吉・天王寺に隠て、僅に三百騎計を渡部の橋の南に控させ大籠二三箇所に焚せて相向へり、是は態と敵に橋を渡させて水の深みに追はめ雄雌を一

時に決せんか爲也、去程に明れば五月二十一日に六波羅の勢五千餘騎、所々の陣に一に合せ渡部の橋まで打獲て、河向に控へたる敵の勢を見渡せば、僅に二三百騎にけ不過、刺やせたる馬に綱懸たる體の武者共也、隅田・高橋是れを見て、さればこそ河内・和泉の勢の分際、さこそあらめと思ふに合せて、はかくしき敵は一人も無りけり、此奴原を一々召捕て六條河原に切懸て六波羅殿の御感に預らんと云儘に、隅田・高橋人交もせず橋より下を一文字にそ渡ける、五十餘騎の兵共是を見て、我先にと馬を進めて、或は橋の上を歩ませ或は河瀬を渡して向の岸に懸懸る、楠勢是を見て、遠矢少々射捨て、一戦もせず天王寺の方へ引退く、六波羅の勢是を見て勝に乗り、人馬の息をも不繼せ天王寺の北の在家まで採に採て追たりける、楠思程敵の人馬を疲からして、二千騎を三手に分て、一手は天王寺の東より敵を弓手に請て駆出つ、一手は西門の石の鳥居より魚鱗懸に懸出つ、一手は住吉の松蔭より懸出て鶴翼に立て開合はす、六波羅の勢を見合すれば對揚すへき迄もなき大勢なりけれ共、陣の張様しるるにて、却て小勢に圍れぬへく見えたりける、隅田・高橋是を見て、敵後ろに大勢を隠してばかりける、此邊は馬の足立悪くして叶はし、廣みへ敵を帶き出し、勢の分際を見計うて懸合く勝負を決せよと下知しければ、五千餘騎の兵共敵に後を被切ぬ先にと、渡部の橋へ指て引退く、楠勢是に利を得て、三方より勝國を作つて追懸る、橋近く成ければ隅田・高橋是を見て、敵は大勢にては無りける、此にて不返合は大河後ろに在りて懸かりぬへし、返せや兵共と馬の足を立直く下知しけれ共、大勢の引立たる事なれば、一返も不返只我先にと橋の危をも不云馳集りける間、人馬共に被押落て水に溺る者不知數、或は淵瀬をも不知渡し懸て死ぬる者も有り、或は岸より馬を馳倒て其儘被討者も有、只馬物具を脱捨て逃延んとする者は有れ共、返合せて戦はんとする者に無りけり、而れば五千餘騎の兵共殘小に被打成て、這々京へそ上りける、其翌日に何者か仕たりけん、六條河原に高札を立て、一首の歌をそ書たりける、

渡部の水いばかり早ければ高橋落て隅田流るらん

京兼の健なれば此落書を歌に作て歌ひ、或は語傳て笑ひける間、隅田・高橋面目を失ひ、且くば出仕を遅め、悲憤してそ居たりける、
(後段に天王寺戰)
 (合の條に揚言す)

太平記

住吉合戦の事 (前文は東成郡志に詳す)

一陣二陣如此なりしかば、濱の手も天王寺の勢も大河後ろにあり、兩陣前に破れぬ、敵に橋を引れなば一人も生て歸る者不可有、先橋を警固せよとて渡邊を差して引けるか、大勢の離立たる習にて一度も更に不返得、行先狭き橋の上を落とも云すせき合たり、山名伊豆守は我身深手を負のみならず、馬の三頭を二太刀切られて馬は弱りぬ、敵は手繁く追懸る、今は落延しとや被思けん、橋爪にて已に腹を切らんとせられるを、河村山城守只一騎返合せて、近附敵二騎切つて落し、三騎に手を負せて暫し支へたりける間に、安田彈正走寄て何なる事にて候そ、大將の腹切所にては候はぬ者をと云て、己が六尺三寸の太刀を守木に成し、鎧武者を鎧の上に掻負て橋の上を渡るに、守木の太刀にせき落されて水に溺る者數を不知、播磨國住人小松原刑部左衛門は、主の三河守討れたる事をも不知、天神の松原まで落延たりけるか、三河守の乗給ひたりける馬の平頭二太刀切れて放れたりけるを見て、さては三河守殿は討れ給ひけり、落ては誰か爲に命を可惜とて、只一騎天神の松原より引返し、向ふ敵に矢二筋射懸て腹掻切て死にけり、其外の兵共親討れ共子は不知、主討死すれ共郎従是を不助、物具を脱き棄、弓を杖に突て夜中に京へ遁上る、見苦しかりし分野也、

太平記 正行参吉野事

安部野の合戦は霜月二十六日の事なれば、渡邊の橋よりせき落されて流る、兵五百餘人、無甲斐命を楠に被助て河より被引上たれ共、秋霜肉を破り曉の氷膚に結て可生共不見けるを、楠有情者也ければ、小袖を脱替させて身を暖め、藥を與へて疵を令療、如此四五日皆勞りて、馬に乗る者には馬を引、物具失へる人には物具をさせて、色代してを送り、されば乍敵其の情を感ずる人は、

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第一節

大阪市 東區

樓の岸
黒牢の寨
樓岸の家
八軒宿
十日宿
三十石船
今井船

大阪府全志

三一四

今日より後心を通せん事を思ひ、其の恩を報せんとする人は、聽て彼手に歸して、後四條繩手の合戦に討死をせしける、(後文)
樓の岸といへるも亦渡邊岸の一名なり、其の上方に高樓の見えたるより起れるの稱ならん、一に黒牢
瀉とも呼べり。元龜元年七月二十七日三好長逸・三好政康・岩成友通(三好三人衆と稱す)、及び三好笑岩等紀州
の雜賀衆・讃州の十河衆を加へ、大舉して野田・福島に築き、堀を穿ちて之に據りしかば、信長は之を攻
むるに先ち寨を此に築き、稻葉伊豫守通朝を留めて石山本願寺に備へ、後、本願寺兵の據りし所なれど
も、今其の址詳ならず。而して天神橋南詰以東には石屋濱の名を存し、其の高宮筋と内骨屋筋との間
に當れる河岸を八軒家と呼べり、もと八軒の旅舎ありしより此の名起れりといふ。古圖に十日宿と見
ゆるも此の地なるべし。徳川幕府時代に於ては馬宿あり、且つ伏見に通する三十石船・今井船の發着
所として船宿檐を聯ねて賑ひしが、今も尚ほ其の遺影を殘して伏見通ひの船は此の地より發着せり。

樓岸

高津宮裏架高樓 遠望人煙勢景旒 野鳥不知王者迹 江雲深處水悠々
岸上樓臺接紫宸 炊煙疎處知貧民 如今樓盡岸空在 鬢髮猶看登覽人
同 僧 元 政(寛文八年三月)
八間樓上南去客 八間樓下北來舟 問君駐舟自何處 東極江都四帝州 問君此去向何地 難波風俗堪壯遊 城闕色塵海雲邊 五方雜錯萬國船 江南江北青樓女 到處隨意擁花眠 勸君鸚鵡杯中物 一杯一斗斗十千 勸君行樂好自愛 明朝回首各風煙
春夜乘船下淀河 蜀山人

伏水春流下淀川 曉々月色對愁眠 八間樓下天將曉 一夢宛五十年如

送君夷下江上浪華

賴山陽

勸杯還唱定風波 牽袂將歌莫渡河 江上雨絲與風片 看來不及別情多 櫓聲收雨似塵 鳥蓬夜繁浪華津 篝燈吟酒臥相語 誰是行人誰送人

下源江

春川琴橋

早朝伏見買歸舟 醫送名區下漢流 一瓢斟盡京城酒 未醒已到八間樓

八軒店

鈴木茶溪

數點紅燈陸上浮 人聲嘈雜水聲幽 夢中不識舵頭轉 誤認上流爲下流

夜船

筱崎武江

八軒屋畔客乘船 三大橋頭薄暮天 多少行人蓬底夢 一齊碾破水輪邊

夫木 ころう湯こき出さ海士のとも船は鹽到にや波もわくらん

顯仲

雲玉集 渡邊まで能勢源五郎、與・馬・人など迎におこせて、こゝより船に乗移りて漕出つる程、能因法師が雲井に見ゆる伊駒
山も思ひ出でられ侍り、樓の岸なといふもこゝをいふ所なり、大江殿のあと、て誠に今も松の縁に見え侍り、
名に立てる其の色の儘か尋ればや大江の松の知人もかな

吉野詣記 秋野といふ人道までおくりにとて、樓の岸渡邊の大江まで酒持たせ來たりける、川のほとりにて數盃を傾け、こゝを
立ちて夕つかた山崎水無瀬につきにけり、

國府の址

日本後紀桓武天皇の條に「延暦二十四年十一月遷攝津國治於江頭」と見ゆる江頭は、即ち大江の渡邊

大伴氏の舊址
座摩神社の舊址(旅所)
神功皇后の休憩石
舊江島神社の址

にして、石町は其の國府のありし所なりといふ。國府は淳和天皇の天長二年夏四月に至り、豊島郡の郡家以南に移されしかば、其の此に存在せしは長からざりしも、石町を國府町と呼びしは此に國府ありしより起りしなるべし。浪速國志に依れば國府町は復た往古浪速の領主たりし大伴氏の居りし舊址なりとせり。而して石町二丁目には座摩神社の舊地にして、同社の園江の傍に遷座ありしは天正年中なり。同社の遷座と共に渡邊の稱も、其の住民轉じて此の地を去り、其の舊址は同社御旅所となる。同御旅所はもと大津町(俗に菅原町と呼び、今は德井町二丁目に入る)にありしが、此の舊址に移りたるは元祿年間なり。其の地には神功皇后の休憩石と稱するものあり、傳へ云ふ同皇后の三韓を征して凱旋し、大江の岸に着して水邊なる此の石頭に踞し給ひしに、一女ありて鼓譟を献じ奉りしとなん、今も毎年六月二十二日の同社神祭には神輿の渡御あり。豊警間戸奇警間戸神社と稱して無格社なりしが、明治三十九年九月二十七日同社の境外末社となり、壹百七拾坪壹合九勺の境内を有して、本殿・拜殿の外に末社稻荷神社を存す。又同町の南に接する島町二丁目は、もと江島神社のありし所なり、社は舊狹山藩邸の鎮守たりしと傳へ、市杵島姫命を祀り來りしが、境内僅に拾五坪に過ぎず、且信徒は漸次減少して維持し難かりしを以て、明治十九年六月十六日廢社せられて今はなし。

藏屋敷數

| 居城所在 | 氏名 | 知行高 | 所在地 |
|-------|--------------------------------------|----------------|--------------|
| 常陸下館 | 中奥御小姓衆 船越駿河守 | 五千五百七十石 | 船越町 |
| 紀州和歌山 | 石川近江守政直 紀州大納言齊順 <small>川勝</small> | 貳萬石 五拾五萬五千石 | 近江町 天神橋南詰 |

天満橋
高麗橋
大阪府里程
元標の址
牡蠣船

天神橋は京橋三丁目松屋町筋より北區天神橋筋一丁目、天満橋は京橋一丁目谷町筋より北區空心中町一丁目に通ずる大川に架設せり。もと木造にして天満橋は半町許り上手より對岸天満橋筋に架せしが、明治十八年の洪水に際して共に流失したりしかば、時の府知事建野郷三は幾多の困難を排し、三年の長日月と、天満橋に拾參萬六千七拾圓、天神橋に拾五萬參百拾八圓の工費を投じて竣功せし鐵橋にして、兩橋とも幅は六間、長は天神橋百參拾壹間、天満橋百拾七間六分なり。今は他に幾多の鐵・石橋架設せられたれども、當時に於ては難波橋と併せて大阪の三大橋と呼ばれ其の名世に高かりき。又高麗橋は高麗橋詰町の島町筋と對岸高麗橋一丁目との間なる東横堀川に架設せられたる高欄擬寶珠の木橋なりしが、明治維新後改造せられて大阪に於ける最初の鐵橋となれり、其の設計者は本邦鉛製活字の創始者元木昌藏なり。橋の東詰は大阪府里程元標のありし所にして(今は北區中の島、一丁目に変更)、徳川幕府時代に於ける制札場なり。寶永五年十一月二十九日夜丑刻道修町淀屋橋筋より發せし大火の際、藝州草津村即ち今の佐伯郡草津村大字草津の牡蠣船々頭五郎左衛門此の制札を保護せしかば、其の功に依り川々の橋下に

於て牡蠣商賣を営むことを公許せられ、爾來大阪の一名物となりて今に至れりとなん。

牡蠣船

鈴木茶溪

寒燈刺殼夜沈々 和醋調羹幽味深 温軟遠勝西施乳 孤蓬一夕直千金

釣鐘屋敷

釣鐘屋敷は釣鐘町二丁目御祓筋西へ入る南側にあり、徳川時代に釣鐘臺のありし所にして、町名は之に因めり。釣鐘は寛永十一年閏七月二十五日將軍家光京都より下りて大阪城に入り、翌二十六日の朝高麗橋筋の矢倉に登り、全座を出して大阪三郷地子銀免除の意を表せしかば、市民は之を感謝し子孫をして永く當日の恩を忘れざらしめんが爲め其の方法を議せしに、釣鐘を鑄て日々時刻を報せしむるに加せずといふに決せしかば、北組の總年寄天野屋利兵衛・南組の同安井九兵衛・天滿組の同中村左近右衛門之が總代となり、將軍歸洛の迹を追ふて伏見に臻り、老中に謁して其の旨を言上せしに、幕府は之を允許し、特に銀八拾貫目を鑄造費中に下附せり。依て鐘銘を谷町筋寺町西側禪宗大仙寺の龍巖和尚に乞ひ、鑄造場を野原の川端にて運漕の便ある二つ井戸附近に設け、鑄造を天滿裏門大工町の鑄物師宗左衛門に托し、一面將軍の登臨ありし矢倉筋に於て代銀四拾參匁に干肴五十枚・酒一升を添へて求めたる間口七間・奥行拾參間半の此の地を釣鐘屋敷となし、同年九月鑄造成りければ高麗橋の下手迄上荷船にて運び、其れより大道に藁筵を敷きて轉しあげ、釣鐘臺に吊し、一心寺の天譽和尚を請じて開眼供養を行へり。此の時運搬中舟の沈みにて其の重量を検したるに八百貫目餘に出で、骨屋町筋の角にて鐘の

疵二つ落ちけるを、物の關くるは萬代不易の瑞兆なりとて恐悦したりといふ。かくて徳川氏治世の間晨夕市中に鐘聲を傳へて其の緣故を告げ來りしが、明治三年の頃鐘樓は撤却せられ、梵鐘は今府立博物場に所藏せらる。

是歲甲戌之秋、以源左大臣釣命、被錮當地市廓永代歛租、是天下寬祐之基也、人皆拊野、展喜悅眉、故依衆評使見氏新鑄鴻鐘矣、曙雲橫東嶺朝、撞之祝延皇帝萬歲、皎月懸西山夕、擊之祈誓賢君千期、古亦有慶餘則勒金石銘葬鼎、而歎爲太平道矣、蓋夫無貴無賤聽鐘聲者、忽降睡魔、速破群疑者也、

鎔金鍊玉 不帶鉗鍛 華鯨作形 晨昏報時 將軍大樹 風不鳴樹 國家父母 萬民蒙慈
仁者有勇 大明無私 情平世界 永護丹墀 一百八聲 響通天地 却石有消日 洪音無盡時
寬永十一閏閏茂季焮吉日 冶工 藤原家次

願主 町中一統衆等
野釋 龍巖叟書

欣淨寺

欣淨寺は谷町一丁目にあり、眞宗高田派勢州一身田專修寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基成就坊慶孝は伊勢國飯高郡松阪の常會寺創建の後、來りて當寺を草創せり、天正の末、文祿年中ならんと傳ふ。享保年中より天明三年十二月・天保八年二月・安政元年正月にも類焼したるを以て、記録を失

受念寺

ひて寺歴詳ならず。境内は一百九十八坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

受念寺は島町一丁目にあり、岸上山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基圓齊は豊島郡池田村の人にして、本願寺實如法主の徒弟となり、永正年中大阪の池田町に當寺を創立し、元和二年十月相生東の町に移り、明和二年五月蓮屋善右衛門の地を得て之に移れり、現在の所是れなり。天保八年二月十九日火災に罹りしも、檀家と協力して再建せり。境内は一百五十坪二合四勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・長屋門を存す。

長光寺

長光寺は島町二丁目にあり、龍護山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本願寺顯如法主の直弟淨誓近江國蒲生下郡倉橋邊村より居を大阪に移し、元和四年釣鐘町の地に道場を建て、長光寺と稱し、寛永十三年當所に移轉せり。境内は二百二十五坪を有し、本堂・庫裏・客殿・玄關・土藏・長家門・藥醫門を存す。

日隈地藏

地藏堂は同町内骨屋町筋角にあり、地藏尊を本尊とし、俗に日隈地藏と呼べり。堂は古くより此の地に存したる京都知恩院の出張所内にありて、靈驗ありとて參拜者少からざりしが、明治四年八月同出張所の本院に引上げらるゝと共に尊像も還御ありければ、町内は勿論有信の輩之を悲しみ歎き、町内より五名の總代を選びて同院に懇願せしめ、迎へて長光寺の境内に安置せしも狹隘なりしを以て、同十二年十月二十九日祠堂を建て、此に遷せり。町内の共有にして、今は高野山金剛峯寺の末となる。

正福寺

正福寺は釣鐘町二丁目にあり、大鳥山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十一年開基良清和泉國大鳥郡堺の南莊に創立し、元和四年大坂近江町に移轉す、即ち現在の地是れなり。天保八年二月火災に罹りて焼失し、同九年二月檀家の協力によりて再建せり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

町名及び區畫の變遷表

| 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 | 舊町名 | 町名 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 | 北葦屋町 |
| 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 |
| 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 |
| 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 | 船越町 |
| 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 |
| 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 |
| 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 | 釣鐘上の町 |
| 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 |
| 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 |
| 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 | 釣鐘町 |
| 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 |
| 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 |
| 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 | 近江町 |
| 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 | 二丁目 |
| 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 | 十七番組 |
| 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 | 島町 |
| 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 | 一丁目 |
| 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 | 廿二番組 |
| 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 | 石町 |
| 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 | 廿番組 |

| 舊名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 五年三月十 七日改正名 | 同區 | 同八年 三月五日 | 同九年 三月五日 | 同十二年 二月廿二日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月廿九日 | 同十七年 七月一日 |
|-------|------|--------------|---------------|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 彌兵衛町 | 十七番組 | い組三番 | 同 | 二丁目 | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 |
| 京橋二丁目 | 十七番組 | い組一番 | 京橋一丁目 | 十區 | 十一大區 十小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 〇 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 | |
| 同 | 三丁目 | い組一番 | 同 | 二丁目 | 十區 | 十一大區 十小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 〇 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 |
| 同 | 四丁目 | い組二番 | 同 | 三丁目 | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 |
| 同 | 五丁目 | い組二番 | 同 | 三丁目 | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 |
| 同 | 六丁目 | い組二番 | 同 | 三丁目 | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 |
| 谷町一丁目 | 廿二番組 | い組一番 | 谷町一丁目 | 十區 | 十一大區 十小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 〇 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 | |
| 同 | 二丁目 | ろ組一番 | 〇谷町三丁目 に入る | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 | |
| 内兩替町 | 十七番組 | い組四番 | 高麗橋詰町 | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 | |
| 内平野町 | 十八番組 | は組三番 | 〇平野町に入る | 十一區 | 七一大區 七小區 | 三一大區 三小區 | 第三分畫 | 一町戸長 | 第三聯合 | 第三戸長 役場 | |

備考・印は五ヶ町聯合、〇印は域外京橋前の町、松山町と三ヶ町聯合なり。

第四聯合

(集英尋常小學校
設置負擔區域)

北濱一丁目・同二丁目・今橋一丁目・同二丁目・高麗橋一丁目・同二丁目・伏見町一丁目・同二丁目・道修町一丁目・同二丁目・平野町一丁目・同二丁目(十二ヶ町)

本聯合は船場の内にあり、平野町以北・中橋筋以東の地にして、東は東横堀川を以て上町に接し、北は大川に臨めり。もと北濱一丁目・同二丁目(部)・今橋一丁目・同二丁目(部)・高麗橋一丁目・同二丁目・靱町・天満町(部)・道修町一丁目・同二丁目(部)・平野町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目(以上三町は一部)の十五ヶ町なりしが、後、平野町一丁目・同二丁目を併せて平野町一丁目、同三丁目・同四丁目・同五丁目を併せて平野町二丁目と改稱したる爲め、三町を減じて十二ヶ町となり、且北濱二丁目は過書町(域外)を分ち、何れも北組に屬し來りしが、明治二年五月四日東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、北濱一丁目を兩分して其の一部を北濱一丁目、他の一部に同二丁目の内(他の一部は域外)を加へて北濱二丁目、今橋一丁目を兩分して其の一部を今橋一丁目、他の一部に同二丁目の内(他の一部は域外)を加へて今橋二丁目、高麗橋一丁目を兩分して其の一部を高麗橋一丁目、他の一部を同二丁目に併せて高麗橋二丁目、本靱町を伏見町一丁目、本天満町を兩分して其の一部(他の一部は域外伏見町三丁目に入る)を伏見町二丁目、道修町一丁目を兩分して其の一部を道修町一丁目、他の一部に

同二丁目内(他の一部は城外道 修町三丁目に入る)を加へて道修町二丁目、平野町一丁目を兩分して其の一部を平野町一丁目、他の一部に同二丁目内(他の一部は城外平野町三丁目に入る)を加へて平野町二丁目と改稱せり、現在の各町是れなり。而して舊靱町・同天満町は、天満鳴尾町の魚商移り來りて生魚・鹽魚の區別なく取扱ひし所に於て、靱の稱は秀吉此の地を巡行せしとき商人のやすくと呼べる賣聲を聞き、矢柵ヤサシとは太平の稱なり、向後町名を靱と唱ふべしといひしに基けりと傳へ、其の天満町と云へるは天満より來りしに因めるならん。然るに生魚商十七人は元和の初年を以て上魚屋町(今の安土町一丁目・同二丁目)に移り、鹽魚商人は同八年津村の田畑葭島の下附を受けて之を開發し、以て新靱町・新天満町・海部堀町と名づけて之に移りしかば、其の新町名に對して此の舊地の名を改め、本の字を加へて本靱町・本天満町と稱せしといふ。其の他異名等の存するものを擧ぐれば、今橋一丁目と高麗橋一丁目の間なる通路に浮世小路の稱あり、其の名は浮世のあらゆる商賣ありしに依れりと、一時遊女の居りし所なり。今橋一丁目通と同二丁目通との境を北へ北濱通に出づる横街に、十兵衛横町の稱あり、平野屋五兵衛の宅地と天王寺屋五兵衛の宅地との間にありしを以て、此の名ありと傳ふ。また今橋一・二丁目より北濱一・二丁目邊に亘りて、下駄屋町又は「ましま町」の異名を存し、其の濱を下駄屋濱又は「ましまの濱」と呼べり、下駄屋の名は下駄職人の住せし所なるより起り、「ましま」の稱は播州の眼科醫馬島安徳の邸ありしより呼びなせるものなりといふ。今橋二丁目には鴻池男爵家の本邸あり。

北濱 難波 橋

鴻池先祖一代記 河邊郡鴻池村に造出せる酒味は他に勝てあるによつて、酒を賣ふ家は名を賣てうれはなり、世の人山中の酒と云ふ、今大坂の富家鴻池の先祖は此所より出で、今苗字を山中と稱す、よく諸人しれり、山中酒屋の事思ひ合すべし、爰に一説あり、昔はすみたる酒はなく、にこり酒にて今のどぶ六といふもの也、有時山中に召使の下男心よからぬ者にて主人と口論せり、もはや此家に奉公勤るまじと立腹して、立退かんとおもふて邊りを見るに、灰桶ありしを見つけ、是こそ幸かなと家内のしらざるうちなげこみ、獨わらびて立退けり、然るに主人をはじめかゝる事とは夢露しらず、右の酒桶のさけを汲出さんとくみ上げるに、こわいかにきのふまでにごりし酒の清くすんで有けるを不思議と思ひ、是を一つ呑んで見るに其味誠に格別なり、いか成事哉と見るに桶の底に何やらたまりいるゆへ、傾けて汲出し底を見るに、灰桶の入たる事なし、さつする處まさしく下男の仕わざにてかゝる事こそ出来なり、天より我におしへ給ふなるべしと天地を拜し、御奥義かたらずく人(其の名は)に沙汰致しける事無用と家内のものをせいし、夫よりにこり酒をすまし上酒とし賣ければ、諸人皆ふしぎの思ひをなし、次第に商賣は繁榮し、後世に富家の第一となれり。

各町は大阪市中に於ける繁榮の中心にして、東横堀川の西に沿ひ北は淀川に臨めり。淀川に面せるは北濱一丁目・同二丁目なり、淀川を前に置きて市店の北に向ひしを以て此の名ありしといふ。其の北濱二丁目より北區樋の上町に通ずるは難波橋なり、もと一橋たりしが、明治の初年中の島の東端なる山崎鼻を延長せられたる爲め中斷せられて、南は土佐堀川に北は堂島川に跨る二箇となり、幅四間四分・長百十四間八分の鐵橋を架せられ、天満・天神の兩橋と竝んで大阪三大橋の一なりしが(其の名は)ける渡邊の大江岸(往時に於し古橋の名を採れるなり)市營電車軌道の敷設せらるゝに及び、更に上手なる長堀橋筋より對岸樋の上町に

通する新橋架設せられて、間もなく舊橋を撤去せられ、新橋は鐵筋混凝土造にして堅牢美觀共に市内諸橋に冠たり。市の中心たる大川に架せられたるのみならず、東方遙に志貴・生駒の連山を望み、近く大阪城の高樓漸峯に風致を添へ、江流細波を浮べて風光の美なる筆舌の盡す所にあらず。夏季に至れば橋下より天神橋に至る間納涼の舟を以て充たされ、絃歌歡聲沸きて金龍躍り銀星輝き、江戸の兩國・京都の四條と共に稱せられて古來三大納涼の名高く、殊に其の水陸の景を併有するの点に於て他の二者に優るものありしが、近時河川整理の爲め河幅を縮少し、且山崎鼻の埋立延長せられて、涼舟を浮ぶるの便なきに至りしは惜むべし。

難波橋上眺望

伊藤仁齋

橋上幾千尺 登覽意豁哉 河排城關入 天向海門開 水瀾波瀾細 岸遙家自邇 幢々來往者 誰是濶川才

難波橋納涼

頼山陽

萬人聲裡夜如何 月到天心露氣多 豪竹哀絃船楫比 一江無處着金波

泛船遊三大橋

竹鼻巖山

薄雲樓閣暗浮嬌 淡雲柔月正搖々 扇舟來擊何邊是 三大橋中最大橋

難華橋納涼

早野思齋

難華橋下浪生風 坐櫓欄涼不空 舟船向京如矢疾 月懸弓影石城東

納涼

筱崎小竹

築地

城塚島嶼霞始消 滿江燈影早涼搖 樓臺如畫舟如織 十萬人家三大橋

北濱一丁目の上端なる大川の東横堀川を分派せる三角形の所は、之を蟹島新地といひ、普通には單に築地と呼べり、天明三年に成りし九百七拾四坪の新地なるを以て此の名あり。昔は小丘を爲して山の鼻となん呼びしといふ。其の地眺景に富みければ、何れの時よりか紅樓翠閣相連り、妓女は客を迎へて興を資け、絲竹の音は淀川の流に響き、紅塵界裡の一仙洞たりしが、近時電車の通するに及び、道路擴張の爲め其の區域縮少して往時の觀を損するに至りしも、尙ほ多景色樓・花外樓等現存し、其の斜に道を隔て、南側にありし專崎樓は、志州烏羽に轉じて對月館となる。專崎樓は伊藤博文の屢來泊し、花外樓はまた木戸孝允の宿泊せし所なり。花外樓はもと加賀屋伊助と呼びて樓名とはなかりしが、木戸孝允の宿泊せし際花外樓の三字を書して與へしより此の樓名を爲し、其の書は額面となりて今も同樓の欄間に掲げらる。明治七年の暮大久保利通の來りて、靱北通一丁目なる五代友厚邸(即ち今八番橋田中市藏氏の邸地)に投するに當り、同人を中心として來集したる木戸孝允は花外樓に投じ、伊藤博文は專崎樓に宿して、有名なる謂ゆる大阪會議は三人の宿舍及び三橋樓の間に行はれたり。大久保利通の日記にも、八年一月八日三時頃より三橋樓に木戸子と出會すと記せり。三橋樓は今の石町一丁目なるニコライ會堂の所にありし旗亭にして、樓名は天滿・天神・京橋の三橋を眺望するの勝地にあるを以て名づけしものなりといふ。明治元年四月大阪行在所よりの召命に依りて、同月九日初めて謁見を賜はりし

多景山樓・花外樓・專崎樓

大久保利通の、小松帶刀・木場傳内・本田親雄・税所篤の四士を伴ひて祝宴を張りしも同樓なり。

明治維新の初より國事に奔走して、挺然國家の重を爲せしは西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允の三人たりしが、明治六年十月征韓論の破裂に依りて西郷先づ辭し、副島種臣・江藤新平・板垣退助・後藤象次郎以下同派の士相踵ぎて去りしかば海内騷然、勝安房・寺島實則・伊藤博文は新に參議に任せらる。而して大久保利通は同年十一月二十九日を以て内務卿を兼ね、先づ政府の基礎を鞏固にし、内部の整理を圖り、地方政務を改革施設せんとして大に計劃する所ありしも、翌七年二月江藤新平・島義勇等佐賀に暴發し、之が鎮定に努力を要し、ついで臺灣事件は清國との間に葛藤し、同年四月遂に征臺の師は出發し、其の結果として全權大使の命を奉じて八月六日渡清の途に上り、使命を果して十一月二十七日歸朝せり。これが爲め南船北馬其の席暖まるの暇なく、其の政見を執行するの機會なかりしならず、臺灣征討の議に際し、木戸は意見を異にして野に下りしかば、政府に残りて國家の重に任ずるは殆んど其の身一人となれり。清國との交渉無事落着して外交界は稍鎮靜したるも、國內には保守主義を抱きて政府の進歩主義を喜ばざるものあり、急進の説を唱へて政府の漸進主義に不満を抱くものあり、動もすれば紛議を生せんとする情勢なりければ、先づ内閣の一致を圖り、政府の基礎を固めて之に對せざるべからず、此の目的を達せんとするには、木戸を起して之と協心戮力するに如かずとなし、自ら山口に赴きて木戸に談せんと欲し之を伊藤に謀りしに、伊藤は其の議に賛したるも、其の自ら

遠く山口に至るを不可なりとし、事成らざる時は徒勞に歸すべければ、先づ西下し大阪に至りて木戸を待たれんことを望む、予當さに人を山口に遣はして木戸を説き以て上阪せしむべしと建策す。依て其の説に従ひ三條・岩倉兩公の同意を得、陛下より清國派遣の勞苦を軫念あらせられて賜暇靜養の恩命を拜したる機會を利用し、有馬温泉入浴と稱して同年十二月二十四日東京を發し、同二十六日大阪に着し、前記五代友厚の邸に寄寓して木戸の消息を待ちしに、木戸は伊藤の謀らびに依りて出阪の意を決し、翌八年一月五日大阪に來りて花外樓に投じければ、同八日之と會談したるも、直接談判のみでは意思の徹底せざるものあり、即ち伊藤を招きて木戸の心事を吐露せしむるに如かずと爲し、書面を以て伊藤の來阪を促し、尙ほ三條・岩倉兩公に謀りて木戸に上京すべしとの勅旨を賜はらば事必ず成るべしと爲し、黒田・吉井等を歸京せしめて之を協議せしめ、其の身は有馬温泉に趣き或は近畿の地を巡遊して、伊藤の下阪及び黒田等の回答を待ちしに、伊藤は其の通告に接して同月二十二日來阪して專騎樓に投せしが、途中に於て大久保と木戸を連結するの策として元老院・大審院・地方官會議設置の三項を案出しければ、先づ之を大久保に示して其の同意を得、殊更二日間木戸を訪はざりしに、木戸は伊藤の何の爲めに來阪せるかを知らずして自ら出、之を訪ひぬ、訪はれて伊藤は其の考案せる三項を示せるに、木戸は喜んで之に同意しければ、入閣を勧めたるに、大久保の之に同意すべきやを疑ひ、大久保にして同意せば入閣すべき旨を答へしを以て、伊藤は該案を以て更に大久保の同意を得

るの體裁を爲し、爰に大久保と木戸との意思初めて一致せる折柄、一面黒田等歸京して三條・岩倉兩公に謀り、兩公之を費して直に奏上陛下嘉納あらせられし旨を復命し、侍従長東久世通禧は二月五日大阪に來りて勅旨を傳へしかば、木戸は深く感激して愈東上するに決せり。然るに是より先井上馨は財政上の意見合はずして野に下り、米穀會社事業に従事して京阪間を往來しつゝありしが、途中偶土佐人古澤滋・小室信夫等の同船せるに會し、功臣の朝野にあるものを融和調停するの必要な所以を談じ、古澤・小室は土佐に至りて頻りに民權論の鼓吹に奔走しつゝありし板垣を説き、林有造・中島信行等も共に幹旋する所ありて、板垣は古澤・小室・林有造・岡本健三郎等と共に此の會議中大阪に出でければ、井上馨も之に加りて其の間に幹旋せし結果、板垣も遂に大久保・木戸の協同意見に従ひて復た入閣を諾し、同月十二日交渉全く終れり。かくて交渉終りければ、大久保は其の翌十三日五代友厚・税所篤の諸友を伴ひて和泉の堺に出で、花田街道に小鳥狩を試みて其の夜は今の南河内郡古市町大字古市の清水通太郎方に泊し、翌十四日下赤坂の城壙を尋ね、大楠公誕生地を訪ひ、其の荒廢せるを慨きて一封の金を寄せ、其の他數ある楠公の遺址を弔ひて山本俊平宅に投宿し、翌十六日大阪に還り(中四條驛に遊びて小楠公の墓を展せしことあるも其の月日等詳ならず、又和泉の濱寺に遊びて古松茂探停止の美談を留むるは明治六年七月の事なり、即ち岩倉大使の歐米視察團と別れて同年五月末本國より歸朝し、同大使一行の歸朝に至るまでの間を利用して地方視察を爲せし時にして、此の大)、即日出發して十八日東京に着し、二十二日參内して天機を奉伺せり。ついで木戸と伊藤も二十四日着京し、木戸は三月八日、板垣は同月十二日各參議に任せられ、四月十四日左右兩

院廢せられて新に元老院及び大審院を置かれ、五月五日を以て六月二十日より地方官會議を東京に開く旨を達せられ、同日淺草本願寺に於て其の開會式を擧げ、陛下親臨あらせられて勅語を賜へり、是れ皆大阪會議の結果なり。而して當時會議の行はれたる邸舎・旅館も、今は變じて他の建物となり、特に花外樓のみ存して當時を語れり。

少彦名神社

少彦名神社は道修町二丁目にあり、少彦名命を祀る、無格社なり。社記に依れば八代將軍徳川吉宗藥種商百貳拾四軒に株を許可したる爲め、同町は藥種市場として確認せらる、然るに藥品の取扱は人命に關する商業なるを以て、其の過なきを期すると共に報本反始の誠を致さんとの旨意に基き、享保七年京都松原通五條天神の分靈を勸請して、寄會所に鎮祭せり、是れ實に當社の起原にして、俗に神農様と稱するは、以前同會所に漢土の藥祖神たる神農氏を祭りしことあるに依れり。天保八年大鹽の亂に建物一切烏有に歸せしを以て、同十一年新築し、明治四十二年社地を買收して更に社殿を改築せり。境内は壹百六拾貳坪六合七勺にして、本殿・拜殿・神庫・社務所を存し、氏地としてはあらざるも、大阪市内に於ける藥種商及び之に關係ある商工業者の崇敬篤し。例祭は毎年十一月二十三日に行ひ、從來宵祭より疫病除として、虎頭殺鬼雄黃圓といへる丸藥と五枚笹に附けたる張子の虎とを一般賽者に施與したりしも、其の後該丸藥は賣藥規則に觸るゝの故を以て廢止し、今は張子の虎のみを施與しけるに、漸次其の數は増加して近時七萬を越ゆるに至れりといふ。

列肆比叢菅業商 磨檀狼籍曬街傍 衣裳自怪經過後 惹得筒若座處香

大阪株式取引所は北濱二丁目にあり、各種株式の定期取引を爲せる株式會社にして、舊南替商共同屋敷の跡なり。明治十一年五月發布の株式取引所條例に依り、五代友厚・鴻池善右衛門・住友吉左衛門・三井元之助・加納治右衛門・熊谷龍太郎・井上新三郎・山口吉郎兵衛・芝野榮吉・平野龜之助十氏の發起人となり、株式の取引所を設置せん事を計り、五代友厚と住友吉左衛門の代理廣瀬宰平の二名を創立委員に擧げ、同六月四日大阪府を經由して大藏省に出願し、同十九日許可を得て大阪株式取引所と名づけ、資本金を貳拾万圓とし、直に株式の募集を了へ、翌七月八日創立證書及び定款・申合規則の認可を申請し、同十九日開業免狀の下附と共に定款・申合規則の認可ありしを以て、地を此に卜して同八月五日營業を開始したるも、當初は僅に秩祿公債、新・舊二公債の三種の取引に過ぎざりしが、同九月六日より金祿公債の賣買を加へて聊か市場の隆昌を促し、同十二年一月より當取引所株の賣買を開始せり、之を株式賣買の嚆矢とす。爾來幾多の曲折變遷を累ねて漸次發達繁榮し、建物の改築増築を行ひ、資本金も増額せられて八百七拾五萬圓の巨額に達し、經濟界の一大機關となれり。附近は關係仲買人の店舗軒を聯ね、北濱といへば直に株式取引所を意味するに至れり。

町名及び區畫の變遷表

| 舊町名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同八年四月 月三日 | 同九年五月 月五日 | 同十二年二月 月廿五日 | 同十三年七月 月二日 | 同十四年八月 月廿日 | 同十七年七月 月一日 |
|-------|-------|--------------|-------------|----------------|-----|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 北濱二丁目 | 北濱二丁目 | 十二番組 | ぬ組一番 | 北濱一丁目 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組一番 | 同 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組三番 | 今橋一丁目 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組三番 | 同 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組一番 | 高麗橋一丁目 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組一番 | 同 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組一番 | 同 | 十二區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ● | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組三番 | 伏見町一丁目 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組三番 | 同 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 六番組 | ぬ組三番 | 同 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組一番 | 道修町一丁目 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 七番組 | ぬ組一番 | 同 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組三番 | 平野町一丁目 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |
| 同 | 同 | 十二番組 | ぬ組三番 | 同 | 十四區 | 一大區 | 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 | 第四戶長 役場 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|--------------|-------------|----------------|-----|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|
| 舊 | 名 | 町 | 名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同八年 三月三日 | 同九年 三月三日 | 同十二年 二月一日 | 同十三年 七月一日 | 同十四年 八月廿日 | 同十七年 七月一日 |
| | 同 | 三丁目 | | | | | | | | | | | |
| | 同 | 四丁目 | 同 | | | | | | | | | | |
| | 同 | 五丁目 | 同 | | | | | | | | | | |
| | | | 二丁目 | 七番組 | を組三番 | 同 | 二丁目 | 十四區 | 一大區 志小區 | 一大區 四小區 | 第四分畫 | ○ | 第四聯合 第四戶長 役場 |

備考 ●印は六ヶ町聯合、○印は六ヶ町聯合なり。

第五聯合

(況愛尋常小學校
設置負擔區域)

淡路町一丁目・同二丁目・瓦町一丁目・同二丁目・備後町一丁目・同二丁目・安土町一丁目・同二丁目・本町一丁目・同二丁目・南本町一丁目・同二丁目(十二ヶ町)

本聯合は船場の内にあり、淡路町以南、南本町以北、中橋筋以東の地にして、東横堀川其の東を限れり。もと淡路町一丁目・同二丁目・瓦町一丁目・同二丁目・百貫町・備後町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目(二部)・安土町一丁目・同二丁目・同四丁目・同五丁目・魚屋町・本町一丁目・同二丁目・同三丁目(二部)・南本町一丁目・同二丁目・同三丁目(二十ヶ町なりしが、後、魚屋町に安土町二丁目の内を加へて上魚屋町、安土町四丁目・同五丁目(同二丁目)の残部を加へて安土町二丁目となし、南本町一丁目(南本町一丁目)上半・同下半の二町に分ちし爲め、差引一町を減じて十九ヶ町とな

り、且、備後町四丁目は同五丁目(城外)を分ち、淡路町一丁目・同二丁目・瓦町一丁目・同二丁目・百貫町・備後町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・安土町一丁目・同二丁目・上魚屋町の十二ヶ町は北組、本町一丁目・同二丁目・同三丁目・南本町一丁目(上半)・同下半・同二丁目・同三丁目の七ヶ町は南組に屬し來りしが、明治二年五月四日東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、瓦町一丁目・本町一丁目の外は悉く異動せり。即ち淡路町一丁目を兩分して其の一部を淡路町一丁目、他の一部を同二丁目内に併せて淡路町二丁目、瓦町二丁目・百貫町を併せて瓦町二丁目、備後町一丁目・同二丁目を併せて備後町一丁目、同三丁目・同四丁目を併せて備後町二丁目、安土町一丁目(上魚屋町の内)を加へて安土町一丁目、同二丁目(上魚屋町の残部)を加へて安土町二丁目、本町二丁目(同三丁目(他の一部は城外)を加へて本町二丁目、南本町一丁目(上半)・同下半を併せて南本町一丁目、同二丁目(同三丁目(他の一部は城外)を加へて南本町二丁目と改めしかば、七町を減じて現今の十二ヶ町となれり。所屬地にも異動せしものあり、即ち本町一丁目及び南本町一丁目の東横堀川に沿へる曲手の所は、對岸内本町橋詰町の沿岸地と共に、明和四年の新築地にして東堀新築地と呼び、明治二年五月四日より同四年五月八日に至るの間は一ヶ町として數へられ、十二番組に入りし所にして、已に第三聯合の條に記せしが如し。南本町には米屋町、本町一丁目の一筋南の街巷(八百屋町)には鰻小路また絹張小路の異名を存す。而して舊魚屋町は一に魚の店ともいひ魚商の居りし所なり、

元和の初年を以て韮・天満の魚商人中、生魚商十七人此の地に移轉して生魚商を營みしが、漁荷の到着不便にして炎暑の候には生魚腐敗の虞ありければ、別に出張所を漁舟の來往に便なる鷺島、即ち今の雜喉場に設け、毎年四月より八月迄は出張所に於て取引を行ひ、九月より翌年三月までを沖揚と稱して本店に歸り、仲仕或は船舶を以て魚荷を當町に運搬せしめて營業せしも、後、漸次雜喉場に移轉するに至りしと云ふ。

天正年間曾呂利新左衛門の秀吉より拜領して其の邸宅を設けし所は、安土町通中橋筋の南東なる角屋敷なりと口碑に傳へ、又は備後町通中橋筋の東半角なりともいへど確ならず。降て明和・安永年間京都の賀川玄悦は、泰西の學說を參酌して産科に一生面を開き、子孫門葉繁茂して賀川流産科の名を成すに至りしが、其の嫡孫たる有章は大坂本町に開業して大坂賀川氏の第一世となり、養子南龍第二世となりて、北久太郎町三丁目に開業せる眼科醫高良齋と其の名聲を同うしたりいふ。又瓦町二丁目は藤澤東咳の泊園書院を開きし處なり。東咳は讃岐安原の人、文政八年來り該書院を開きて子弟を導き、文久三年五日廣瀬旭莊・中井桐園・後藤松陰・並河寒泉の四人と共に御城入儒者を命せられしが、當時國論沸騰し幕府漸く人心を失へるの折柄なりしかば、單に其の將軍に謁見せりとの故を以て浪士の脅迫を受けし事ありといふ。東咳は元治元年病歿し、其子南岳家學を紹述し、東平野町五丁目に移りて門戸を張り、鴻儒凋落の時に方り近藤元粹翁と共に關西に名を成せしが、大正九年二月二日(天保十三年九月九日)を

曾呂利新左衛門の邸址

賀川産科醫の址

藤澤東咳の泊園書院

東區役所

以て近き近藤元粹翁のみ残り。

東區役所は本町一丁目の本町橋西詰にあり、明治十一年七月第十七號郡區編成法に依り四區・七郡の設置あるに際し、同十二年二月十日舊第一大區を東區と改定し、役所を備後町二丁目二十九番地なる舊大會議所の跡に設け、翌三月一日開廳して事務を取扱ひしもの當區役所の起原なり。翌十三年六月二十五日淡路町一丁目十四番地に移り、同十九年六月三十日高麗橋一丁目十二番地に移轉せしが、同三十四年四月十九日更に此の地に移轉してまた移動せざるに至れり。但し廳舎修繕の爲め同四十五年四月一日より本町四丁目の津村別院に移りて事務を取扱ひしが、同年六月二日復歸せり。

淨雲寺

淨雲寺は瓦町二丁目にあり、靈瑞山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基明秀は寛永二年私財を以て百貫町慈幸の所有地を買得して堂宇を創立し、同四年三月二十八日本願寺宣如法主より本尊及び寺號を受けしが、享保九年三月二十一日の火災に罹りて堂宇古記悉く焼失しければ、同十年三世秀惠私財を以て東隣地を買得して再建し、安政三年三月七世了往庫裏・座敷を修繕せり。境内は貳百四拾坪九合八勺を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏及び中門を存す。

蓮光寺

蓮光寺は備後町二丁目にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。嘉慶元年右大將信高の子出家して教祐と法名し、河内國若江郡木戸村に住し、天台宗に屬して光明寺と號せしが、本尊の靈告に依り庭前の蓮池に一莖二華の蓮を見て大に感ずる所あり、後、眞宗に歸して本願寺

四世法主に隨從す。明應八年四世教明當國東郡生玉庄本願寺内に移住し、大永七年五世教善本願寺十四世法主より今の寺號を附與せらる。天正十四年七世明榮天滿本願寺内に移り、慶長六年八世明宗大坂本町一丁目醫師圓琢の屋敷を買得して移轉し、寛永二年九世明順更に備後町四丁目油屋治郎兵衛の屋敷を買得して之に轉じ、嘉永四年正月二十三日焼失したるを以て、復た更に難波橋筋なる淺井泰藏の屋敷を買得し、檀家と協力して移轉再興せり、現在の所即ち是れなり。境内は百九拾貳坪五合を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

町名及び區畫の變遷表

| 舊名 | 町名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 廿日改正名 | 同日 | 同六年 三月廿日 | 同九年 三月廿日 | 同十二年 二月廿日 | 同十三年 七月廿日 | 同十四年 八月廿日 | 同十七年 七月一日 |
|--------|------|--------------|-------------|----------------|-----|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 淡路町一丁目 | 十三番組 | わ組一番 | 淡路町一丁目 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 同 | 二丁目 | わ組一番 | 同 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 瓦町一丁目 | 十三番組 | わ組四番 | 瓦町一丁目 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 同 | 二丁目 | わ組四番 | 同 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 百貫町 | 七番組 | わ組四番 | 同 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 備後町一丁目 | 十三番組 | か組一番 | 備後町一丁目 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 同 | 二丁目 | か組一番 | 同 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |

| 町名 | 番組 | 丁目 | 區 | 大區 | 小區 | 分畫 | 聯合 | 役場 | | | |
|---------|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--------|--------|
| 備後町四丁目 | 八番組 | 同 | 二丁目 | 十六區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 安土町一丁目 | 十三番組 | 安土町一丁目 | 十八區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 | |
| 魚屋町上魚屋町 | 十三番組 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 安土町二丁目 | 八番組 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 本町一丁目 | 十四番組 | 本町一丁目 | 十八區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 南木町一丁目 | 十四番組 | 南木町一丁目 | 十八區 | 一大區 | 一小區 | 五大區 | 五分畫 | ● | 第五聯合 | 第五戶長役場 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

第六聯合

(浪華尋常小學校
設置負擔區域)

唐物町一丁目・同二丁目・北久太郎町一丁目・同二丁目・南久太郎町一丁目・同二丁目・北久
寶寺町一丁目・同二丁目・南久寶寺町一丁目・同二丁目・博勞町一丁目・同二丁目(十二ヶ町)

本聯合は船場の内にあり、博勞町の北、唐物町より南、中橋筋の東にして、東横堀川を以て其の東
を限れり。もと唐物町一丁目・同二丁目・北久太郎町一丁目・同二丁目・南久太郎町一丁目・同
二丁目・同三丁目・北久寶寺町一丁目・同二丁目・同三丁目(二部)・南久寶寺町一丁目・同二丁目・同三丁
目・博勞町一丁目・同二丁目・同中の町(一部)の十七町なりしが、後、唐物町二丁目を唐物町二丁目上
半・同下半の二町に分ちたる爲め一町を増して十八町となり、且つ博勞町一丁目を金澤町、同三丁目
を金田町、同中の町を茨木町と改稱し、何れも南組に屬し來りしが、明治五年三月十七日町名の分合
改稱あるに際し全部異動せり、即ち唐物町二丁目上半・同下半を併せて唐物町二丁目、同一丁目に北
久太郎町一丁目の内を加へて唐物町一丁目、北久太郎町一丁目の殘部に同二丁目の内を加へて北久太
郎町一丁目、同二丁目の殘部を同三丁目に併せて北久太郎町二丁目、南久太郎町一丁目に同二丁目の
内を加へて南久太郎町一丁目、同三丁目に同二丁目の殘部を加へて南久太郎町二丁目、北久寶寺町一

丁目に同二丁目の内を加へて北久寶寺町一丁目、同二丁目の殘部に同三丁目の内(他の一部は域外)を加へ
て北久寶寺町二丁目、南久寶寺町一丁目に同二丁目の内を加へて南久寶寺町一丁目、同三丁目に同二
丁目の殘部を加へて南久寶寺町二丁目、金澤町に金田町の内を加へて博勞町一丁目、金田町の殘部に
茨木町の内(他の一部は域外)を加へて博勞町二丁目となりしかば、六ヶ町を減じて現今の十二ヶ町となれ
り。久寶寺町の名は往時久寶寺のありしより起り、久太郎町の名は百濟町の訛れるなりといひ、一に
豊臣氏の麾下堀久太郎の邸址なるより起れりとの説あれども詳ならず。

圓光寺は唐物町一丁目にあり、船松山と号し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應仁年
中本願寺蓮如法主の創建なり。當時は堺南莊の船松にありて角屋圓光寺と稱し、嫡男順如を以て假に
住職たらしめられしに、順如は文明十五年五月二十五日寂せしかば、蓮如の方子圓誓をして後繼たら
しめらる。三世慶祐に至りて大坂天満に移り、爾後幾度か移轉せしが、寛文六年四月七世祐心當所に
移せり。境内は貳百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・同附屬下屋・座敷・客室を有し、本堂を除く以外
の建物は明治四十三年五月十八日落成の新築なり。

光德寺は南久太郎町一丁目にあり、照曜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正
三年三月河内國大縣郡雁多尾畑村光德寺八世乘順の兼帶所を大坂上塚町に建てしもの、是れ當寺の起
原なり、後慶長三年十一世乗敬に至りて當所に移轉せり。然るに享保九年三月二十一日・嘉永五年二月・

圓光寺

光德寺

淨源寺

文久三年十一月二十二日の三回類焼に罹りて其の都度再建せり、今の本堂は明治二十七年五月二日許可を得て改造したる新築なり。境内は貳百八拾四坪六合八勺を有し、本堂の外に庫裏・玄關・書院・鐘樓堂・長屋・土藏を存す。

淨源寺は南久太郎町二丁目にあり、清涼山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基宗訓俗姓は源、木村氏、佐々木三郎盛綱の後裔常陸介重茲の弟主計頭宗明なり、天正七年近江國を出で河内國八上郡長曾根村及び攝津國大坂渡邊の地に移りしが、眞宗に歸して本願寺顯如法主の俗弟となり、法諱を受けて宗訓と稱し、常に佛學を専とし、渡邊に薙髮得度して、元和七年當寺を創立せり。後、文久三年十一月二十二日類焼の災に罹り、明治四年十月七日檀家協力して再建せり。境内は貳百貳拾四坪四合九勺を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・納家・土藏・藥醫門を存す。

玉泉寺

玉泉寺は北久寶寺町二丁目にあり、清涼山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。淨源寺と同じく宗訓の開創せし所にして寛永十二年寺號を受けしが、享保九年堂宇焼亡し、其の後嘉永五年十一月二十日及び文久三年十一月二十二日の兩回に復々火災に罹り、今の堂宇は慶應二年九月の再建なり。境内は貳百壹坪四合七勺を有し、本堂・庫裏・鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

長圓寺

長圓寺は博勞町一丁目にあり、回向山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十二年三月本願寺准如法主の直弟宗眞東成郡天王寺村に創立し、寛文三年當所に移轉せり。境内は壹百六拾

高良齋邸址

六坪八合參勺を有し、本堂・庫裏・倉庫・僧侶接待所を存す。本堂及び庫裏は明治十九年二月焼失せしを以て、同二十二年六月の再建なり。

北久太郎町三丁目は高良齋の居りし所なり。良齋は徳島の人、家世々醫を業とせしが、獨逸人シーボルトの長崎に來り、諸生を集めて臨床講義を爲すを聞きて長崎に遊び、シーボルトに就學すること八年にして江戸に上り、一旦郷里に歸りしも、天保七年家を擧へて大坂に來り、此處に居を占めて眼科醫を業とせしが、當時本町の賀川南龍の産科と其の名聲を同うせしといふ。

町名及び區畫の變遷表

| 舊 | 名 | 町 | 名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正 | 同八年 三月三日 | 同九年 九月三日 | 同十二年 二月五日 | 同十三年 七月二日 | 同十四年 八月九日 | 同十七年 七月一日 |
|--------|----------|--------|------|--------------|-------------|---------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 唐物町二丁目 | 上牛 | 唐物町二丁目 | 十四番組 | た組二番 | 唐物町二丁目 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 唐物町二丁目 | 下牛 | 唐物町二丁目 | 十四番組 | た組三番 | 唐物町二丁目 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 | 一丁目 | 同 | 十四番組 | た組三番 | 同 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 | 北久太郎町一丁目 | 同 | 十四番組 | れ組一番 | 北久太郎町 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 | 二丁目 | 同 | 十四番組 | れ組一番 | 北久太郎町 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 | 三丁目 | 同 | 九番組 | れ組三番 | 同 | 二十區 | 一六區 | 六小區 | 第六分區 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |

| 舊名 | 改正名 | 明治二年 五月四日 | 同四年 五月八日 | 同五年三月 七日改正名 | 同日 | 同六年四月 月三日 | 同九年九月 月三日 | 同十二年 二月廿日 | 同十三年 二月廿日 | 同十四年 八月廿日 | 同十七年 七月一日 |
|-----------|-----------|--------------|-------------|----------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 南久太郎町一丁目 | 南久太郎町一丁目 | 十五番組 | れ組三番 | 南久太郎町一丁目 | 二十區 | 二大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 十五番組 | れ組三番 | 同 二丁目 | 二十區 | 二大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 三丁目 | 同 三丁目 | 九番組 | れ組三番 | 同 二丁目 | 二十區 | 二大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | ● | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 北久寶寺町一丁目 | 北久寶寺町一丁目 | 十五番組 | れ組一番 | 北久寶寺町一丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 十五番組 | れ組一番 | 同 二丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 三丁目 | 同 三丁目 | 十五番組 | れ組一番 | 同 三丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 南久寶寺町一丁目 | 南久寶寺町一丁目 | 十五番組 | れ組一番 | 南久寶寺町一丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 十五番組 | れ組一番 | 同 二丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 博勞町一丁目 | 博勞町一丁目 | 十六番組 | れ組一番 | 博勞町一丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 二丁目 | 同 二丁目 | 十五番組 | れ組三番 | 同 二丁目 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |
| 同 中の町 茨木町 | 同 中の町 茨木町 | 十番組 | れ組三番 | 同 中の町 茨木町 | 廿二區 | 三大區 一小區 | 六大區 | 第六分畫 | 一町戶長 | 第六聯合 | 第六戶長 役場 |

備考 ●印は六ヶ町聯合なり。

第七聯合 (久寶寺町小學校設置負擔區域)

博勞町三丁目・同四丁目・同五丁目・南久寶寺町三丁目・同四丁目・同五丁目・北久寶寺町三丁目・同四丁目・同五丁目・南久太郎町三丁目・同四丁目・北久太郎町三丁目・寺町三丁目・同四丁目・同五丁目・南久太郎町三丁目・同四丁目・北久太郎町三丁目・同四丁目・唐物町三丁目・同四丁目・南渡邊町・横堀五丁目・同六丁目(十八ヶ町)

本聯合は船場の内にあり、博勞町より以北・唐物町より以南・中橋筋以西にして、西横堀川其の西を限り。もと博勞町中の町・馬賣場町・上難波町・南久寶寺町四丁目・北久寶寺町三丁目(一部)・同四丁目・同五丁目・傳馬町・南久太郎町四丁目・同五丁目・拾三間町・北久太郎町四丁目・同五丁目・同四丁目・唐物町三丁目・同四丁目・北渡邊町四丁目・同五丁目・同六丁目・七軒町・七那右衛門町(一部)の二十一ヶ町なりしが、南久寶寺町四丁目を南久寶寺町四丁目・同五丁目に分ち、北久寶寺町五丁目と傳馬町の内を割きて源左衛門町を置き、唐物町三丁目を唐物町三丁目上半・同下半に分ち、七那右衛門町は七那右衛門町一丁目・同二丁目・濱町・長濱町・樺木町・西笹町の六町に分れて其の西笹町及び樺木町(一部)は本聯合の區域に屬し、七軒町は西笹町に入り、北渡邊町四丁目・同五丁目・同六丁目を合併して南渡邊町となりしかば、差引一町を増して二十二ヶ町となり、且つ博勞町中の町を茨木町、馬賣場町を博勞町、拾三間町を南久太郎町六丁目と改稱して、茨木町・博勞町・上難波町・南